

平成26年第379回定例会

矢吹町議会会議録

平成26年3月7日 開会

平成26年3月17日 閉会

矢吹町議会

平成26年第379回矢吹町議会定例会会議録目次

第 1 号 (3月7日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸報告	4
監査報告	5
組合議会報告	5
会期外付託案件調査報告	6
町政報告及び施政方針	13
議案の上程、説明(議案第5号～議案第41号)	25
散会の宣告	33

第 2 号 (3月10日)

議事日程	35
本日の会議に付した事件	35
出席議員	35
欠席議員	35
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	35
職務のため出席した者の職氏名	36
開議の宣告	37
一般質問	37
鈴木一夫君	37
薄葉好弘君	48
藤井精七君	56
鈴木隆司君	62
佐藤幸市君	73

加藤宏樹君	80
散会の宣告	87

第 3 号 (3月11日)

議事日程	89
本日の会議に付した事件	89
出席議員	89
欠席議員	89
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	89
職務のため出席した者の職氏名	90
開議の宣告	91
一般質問	91
青山英樹君	91
安井敬博君	104
総括質疑	111
議案・陳情の付託	112
散会の宣告	113

第 4 号 (3月17日)

議事日程	115
本日の会議に付した事件	116
出席議員	116
欠席議員	116
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	116
職務のため出席した者の職氏名	116
開議の宣告	118
議事日程の報告	118
議案第5号～議案第7号、議案第20号～議案第22号の委員長報告、質疑、討論、採決	118
議案第8号～議案第15号、議案第24号、議案第25号の委員長報告、質疑、討論、採決	121
議案第16号～議案第19号、議案第23号、議案第26号、議案第27号、陳情第1号の委員長報告、質疑、討論、採決	127
議案第28号、議案第35号～議案第41号の委員長報告、質疑、討論、採決	132
議案第29号～議案第34号の委員長報告、質疑、討論、採決	139
日程の追加	145
議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決	145

議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決	146
発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	148
発言の訂正	149
発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	149
発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	150
日程の追加	151
議長の辞職について	152
日程の追加	152
選挙第1号 議長の選挙について	152
議長就任の承諾及び挨拶	154
日程の追加	155
副議長の辞職について	155
日程の追加	155
選挙第2号 副議長の選挙について	156
副議長就任の承諾及び挨拶	157
会議時間の延長について	158
日程の追加	158
議席の指定	158
選任第1号 常任委員会委員の選任について	159
選任第2号 議会運営委員会委員の選任について	160
選任第3号 議会広報編集委員会委員の選任について	160
日程の追加	161
白河地方広域市町村圏整備組合議会議員の辞職について	161
日程の追加	162
選挙第3号 白河地方広域市町村圏整備組合議会議員の選挙について	162
閉会中の継続調査の申し出について	162
議員の派遣について	163
町長発言	163
議長発言	164
閉会の宣告	164
署名議員	165

平成 2 6 年 3 月 7 日（金曜日）

（第 1 号）

平成26年第379回矢吹町議会定例会

議事日程(第1号)

平成26年3月7日(金曜日)午前10時開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸報告

日程第4 町政報告及び施政方針

日程第5 議案の上程

議案第5号・第6号・第7号・第8号・第9号・第10号・第11号・第12号・第13号・第14号・第15号・第16号・第17号・第18号・第19号・第20号・第21号・第22号・第23号・第24号・第25号・第26号・第27号・第28号・第29号・第30号・第31号・第32号・第33号・第34号・第35号・第36号・第37号・第38号・第39号・第40号・第41号

(町長提案理由説明のみ)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(16名)

1番	安井敬博君	2番	加藤宏樹君
3番	薄葉好弘君	4番	佐藤幸市君
5番	鈴木隆司君	6番	青山英樹君
7番	竹元孝夫君	8番	鈴木一夫君
9番	大木義正君	10番	熊田宏君
11番	角田秀明君	12番	柏村栄君
13番	諸根重男君	14番	藤井精七君
15番	吉田伸君	16番	栗崎千代松君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 野崎吉郎君 副町長 渡邊正樹君

教 育 長 栗 林 正 樹 君	代表監査委員 佐 藤 昇 一 君
企画経営課長 藤 田 忠 晴 君	総 務 課 長 水 戸 邦 夫 君
税 務 課 長 佐 久 間 一 幸 君	町民生活課長 会 田 光 一 君
保健福祉課長 阿 部 正 人 君	産業振興課長 兼農業委員会 圓 谷 誠 君 事 務 局 長
都市建設課長 藤 田 豊 君	上下水道課長 円 谷 清 茂 君
教育次長兼 学校教育課長 陳 野 秀 敏 君	会計管理者兼 出 納 室 長 井 戸 沼 寿 量 君
生涯学習課長 兼中央公民館 近 藤 尚 一 君	

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 須 藤 源 太	主任主査兼 次 長 松 谷 誠
----------------	--------------------

◎開会の宣告

○議長（栗崎千代松君） 皆さん、おはようございます。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は16名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより第379回矢吹町議会定例会を開会いたします。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（栗崎千代松君） これより会議を開きます。

日程に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（栗崎千代松君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

6番 青山英樹君

7番 竹元孝夫君

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（栗崎千代松君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期及び議事日程については、議会運営委員会において審議されておりますので、その審議結果について報告を求めます。

議会運営委員会委員長、9番、大木義正君。

〔9番 大木義正君登壇〕

○9番（大木義正君） 議場の皆さん、おはようございます。

第379回矢吹町議会定例会が、本日3月7日に招集になりましたので、それに先立ちまして、3月5日午前10時から議会運営委員会を開き、今期定例会の運営について協議いたしました。

協議に入る前に、町長から提出予定の議案について企画経営課長から説明を求め、さらに議長から提出された日程等について事務局長から説明を求め、協議いたしました結果、会期を本日3月7日から3月17日までの11日間とすることに協議が成立いたしました。

町長提出の議案は37件であります。そのうち条例改正等の議案23件、陳情1件は、それぞれの所管する常任委員会に付託して審議をすることにいたしました。

また、8件の補正予算及び平成26年度各会計の当初予算案8件については、一般会計と特別会計に分けて、第1予算特別委員会及び第2予算特別委員会を設置するとともに、委員を構成して審議をすることにいたしました。

なお、各委員会への付託案件は、議案付託表のとおりであります。

また、会期日程及び議事日程については、皆様のお手元に配付してあるとおりであります。

第1日目の本日は、日程第5で議案第5号から第41号までを一括上程して、町長から提案理由の説明を受け、初日は終了いたします。

第2日目の3月8日、第3日目の9日は、土曜日、日曜日のため休会といたします。

第4日目の3月10日月曜日は、午前10時から通告のあった議員から順次一般質問を行います。

第5日目の3月11日火曜日は、午前10時から前日に引き続き一般質問を行い、総括質疑、陳情、議案の付託をいたします。午後1時30分から各常任委員会を開催いたします。

第6日目の3月12日水曜日は、午前10時から予算特別委員会を開催いたします。

第7日目の3月13日木曜日は、午前中は中学校の卒業式のため休会とし、午後1時30分から予算特別委員会を開催いたします。

第8日目の3月14日金曜日は、各委員会の審議結果報告書作成のため休会といたします。

第9日目の3月15日、第10日目の16日は、土曜日、日曜日のため休会といたします。

第11日目の3月17日月曜日は、午前10時から本会議を開き、各委員会に付託した議案の審査結果を各委員長から報告を受け、審議、採決を行います。

次に、日程第6で各常任委員会委員の選任、日程第7で議会運営委員会委員の選任、日程第8で議会広報編集委員会委員の選任、日程第9で閉会中の継続審査の申し出について審議をいたし、今定例会は終了となりますが、会期中に追加議案等があれば、その時点において議会運営委員会を開き、その対応について協議をすることにいたしますので、議員各位のご協力をお願いいたします。

なお、今定例会は恒例により最終日、本会議終了後午後6時から矢吹ゴルフ倶楽部において、町管理職との懇親会を開催いたしますので、ご参加をお願いいたしまして、議会運営委員会の報告といたします。

よろしく願いいたします。

○議長（栗崎千代松君） お諮りいたします。ただいま議会運営委員会委員長報告のとおり、今期定例会の会期は、本日3月7日から3月17日までの11日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日3月7日から3月17日までの11日間と決定いたしました。

なお、会期中の個々の日程については、議事日程としてお手元に配付してあるとおりであります。

◎諸報告

○議長（栗崎千代松君） 日程第3、これより諸般の報告をいたします。

初めに、去る2月6日開催されました全国町村議会議長会定例総会の席上、全国町村議会議長会長から、15年以上在職し功労のあった自治功労者として諸根重男議員が表彰されましたので、ご報告いたします。

それでは、表彰されました諸根重男議員への伝達を本席において行います。

事務局長から名前をお呼びしますので、演壇前にお進みください。なお、伝達終了後、受賞者の記念撮影を

いたしますので、しばらくお待ちください。

事務局長。

〔表彰状伝達〕

○議長（栗崎千代松君） 再開いたします。

本定例会の議案書、例月出納検査結果報告書、白河地方広域市町村圏整備組合議会、福島県町村議会議長会平成25年度第2回定期総会における議案書等の写し及び陳情文書表、会期外付託案件報告書並びに議案等説明のため出席を求めた者の報告書は、お手元に配付してあるとおりであります。

◎監査報告

○議長（栗崎千代松君） 次に、例月出納検査の結果について、代表監査委員から報告を求めます。

代表監査委員、佐藤昇一君。

〔代表監査委員 佐藤昇一君登壇〕

○代表監査委員（佐藤昇一君） 皆さん、おはようございます。

それでは、お手元に配付しました監査結果の報告をさせていただきます。

今回の報告は、例月出納検査結果であります。

検査を執行した日ですが、一般会計及び特別会計については、平成25年度11月分を12月24日に、平成25年度12月分を1月22日に、平成25年度1月分を2月25日に、それぞれ行いました。

水道事業会計につきましては、平成25年10月1日から12月31日までの第3四半期分を1月23日に行いました。

検査に当たっては、会計管理者及び上下水道課長から、関係する必要書類の提出を求め、それぞれ関係月の出納状況を聞いた後、検査を行いました。

その検査結果につきましては、各会計とも出納事務に違法、不当は認められず、計数においても違算はなく適正なものと認めました。

なお、詳細につきましては、報告書をごらんいただきたいと存じます。

以上で、例月出納検査結果の報告を終わります。

○議長（栗崎千代松君） 以上で、代表監査委員からの報告を終結いたします。

◎組合議会報告

○議長（栗崎千代松君） 次に、私から平成25年12月25日開催されました平成25年度第4回白河地方広域市町村圏整備組合議会定例会についてを報告いたします。

定例会において提出されました議案は、6件であります。主な内容につきまして、専決処分の承認2件、平成24年度一般会計歳入歳出決算の認定及び平成25年度一般会計補正予算、水道用水供給事業会計補正予算であり、全議案原案のとおり議決されました。

次に、平成26年2月26日開催されました平成26年度第1回白河地方広域市町村圏整備組合議会定例会について報告いたします。

主な内容につきまして、平成26年度一般会計当初予算及び平成26年度水道用水供給事業会計予算であり、全

議案原案のとおり議決されました。

次に、平成26年2月24日開催されました福島県町村議会議長会平成25年度第2回定期総会について報告いたします。

主な内容は、平成24年度会務報告及び一般会計歳入歳出決算の認定、平成26年度会費分賦収入方法及び事業計画及び一般会計予算であり、全議案原案のとおり議決されました。

なお、概略については、お手元に配付いたしました資料をごらんいただきたいと思います。

以上で、組合議員からの報告を終結いたします。

◎会期外付託案件調査報告

○議長（栗崎千代松君） これより、会期外に行われた委員会の調査報告を各委員長から順次求めます。

議会運営委員会からの報告を求めます。

議会運営委員会委員長、9番、大木義正君。

〔9番 大木義正君登壇〕

○9番（大木義正君） 第377回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきましてその調査が終了したので、その結果について矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

1番から5番までは記載のとおりでありますので、後でごらんいただきたいと思います。

6、調査報告。

三芳町（1）議会基本条例の策定経緯と概要について。

三芳町議会の改革は、平成19年から進められており、三芳町議会基本条例は法政大学・広瀬克哉教授をアドバイザーに、議会及び議員の活動原則を初め、議会に関する基本的な事項を定めることで、議会が町民の負託に応え、町の発展と町民の福祉向上に寄与していくことを目的として平成22年6月に制定されています。

制定に当たり基本条例は議員のみだけでつくるものではなく、町民と一緒につくるため議会改革公開学習会やパブリックコメントを実施しています。

また、議会改革として夜間議会及び休日議会を開催、政務活動費にかかる収支報告書等の証拠書類をホームページに公表するなど、積極的に取り組みを進めています。

なお、全員協議会を毎月開催するなど町執行機関とともに切磋琢磨しながら活発に活動を行っています。

三芳町議会での議会改革への取り組みは、議員の熱意と住民参加を図りながら進められたものであり、議会改革は単発的なものではなく、実行と継続と見直しの連続であると共感しました。

二元代表制のもと、地方自治体における意思決定、事務執行の監視など、議会の機能を十分発揮するためにも、議会基本条例のもとで、議会の役割を改めて認識しながら、議員一人一人の資質の向上が必要であると思われまます。

（2）付属機関の設置とその効果等について。

政策決定を行う際に、調査または審査を行う必要がある場合には、議会独自で附属の機関を設置し、政策決定に役立てることができると定められており、条例の制定に向けて大変参考となりました。

（3）一問一答方式の概要と成果について。

三芳町議会では、本会議での質疑や一般質問のほかに、委員会でも一問一答の方式により実施しています。一問一答の方式は、議論の論点及び争点を明確にし、議論を深めやすいことや、傍聴者にも理解しやすいことが挙げられます。

また、一般質問の充実性・実効性を資するため、当局との対面方式で行っています。対面方式で行うため、4列ある議員席を1列下げ、前列席に質問席を設置するなど工夫をして実施しています。

なお、通告制をとっているため、関連質問は認めていないなど厳格な取り扱いをしており、議長の采配が大きく重要であると感じました。

(4) 地方自治法改正に伴う対応策について。

地方自治法改正によって、総合計画の策定義務がなくなり、基本構想は議決事件から外されたが、町の基本構想を議会の議決すべき事件として改正されています。

(5) 早大M研の議会改革度調査ランキング100ランクインについて。

早稲田大学マニフェスト研究所で実施された、2012年議会改革度調査において、三芳町議会が総合45位にランクされており、住民参加は全国3位となっています。住民参加が高い理由として、要望書について陳情書と同様の扱いをしていることが一番の理由として考えられるとのことでありました。

また、議会と住民双方向のコミュニケーションとして町議会フェイスブックページを活用して、議会PRの充実を図っていることも理由の一つとして考えられます。この取り組みは、議会改革の一環として、開かれた議会の推進のために、フェイスブックを活用した、議会情報を積極的に発信するツールとして効果があると思われる。

次に、大泉町(1) 議会基本条例及び議員の政治倫理に関する条例の制定経緯と制定後の運用方法検討について。

大泉町議会基本条例は、小委員会及び特別委員会等を設置し、全世帯を対象とした町民アンケートを実施するなど、議員のみならず多くの町民の声を聞きながら調査検討を行い二年かけて平成24年12月に制定されています。基本条例の見直し手続きを明文化、義務づけしており、現在、議会改革調査特別委員会を設置し、運用方法などについて検討がされています。

また、議員の政治倫理の確立を図り、町民に信頼される民主的な町政の発展に寄与することを目的に、議員の政治倫理に関する条例が平成24年12月に制定されています。既に政治倫理要綱としてあったものを、より厳格にするため条例化されたとのこと。

本町議会では議会改革を進めるため、自治に基づく地方議会運営の基本原則を定めた矢吹町議会基本条例を本調査特別委員会でこれまで議論を重ねており、先進地である大泉町議会からも多くの助言をいただき、条例の制定に向けて大変参考となりました。

(2) 政務活動費の交付とその運用等について。

平成15年4月から議員が行う町政に関する調査研究等の活動に資するための必要な経費の一部として、政務活動費の交付に関する条例、施行規則、取扱要綱に基づき政務活動費を議員一人につき年額15万円交付されています。政務活動費の収支報告は、議長及び町長に対して行っているだけでしたが、開かれた議会の一つとして、平成23年度分よりその概要を町民へ公開しています。

政務活動費は、議会議員の調査研究そのほかの活動に資するため必要な経費の一部として、寄与するものと考えており、政務活動費の使途に関して、透明性確保の観点から、町民への説明責任を果たす方法について本町議会でも議論を深めていかなければならず、大泉町議会政務活動費の交付に関する条例等の資料は、参考となるものであります。

(3) 一問一答方式の概要と成果について。

一般質問については、平成17年から一問一答方式を導入しています。現在では、質問者の選択により一括質問の方式または一問一答の方式のいずれかの方式で行っています。

しかし、平成25年5月に改選となってから質問者は全て一問一答方式を選択しており、議員と町長等の質疑応答での論点及び争点が明確となっているとのことです。傍聴者アンケートからも一問一答のやりとりがわかりやすいと好評であったとのことでした。

本町議会では質疑や一般質問について広く町政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答方式を取り入れることを前提としながら、大泉町議会での質問選択制等を検証しながら積極的に導入すべきであると考えます。

(4) 本会議のインターネット中継・録画配信のアクセス数と反響等について。

平成24年6月定例会より本会議のインターネットによるライブ中継と録画配信が開始されました。この取り組みは群馬県内の町村では初めての導入となりました。また、議会中継運営要綱により、運用面での必要な事項を定めています。

導入後のインターネット中継・録画配信のアクセス数は、平成24年では延べ4,658回、平成25年では7,566回となっておりアクセス数が伸びています。また、視聴されている方からは自宅で議会中継を視聴できよいとの声が寄せられており、あわせてインターネット中継導入による議会傍聴者の減少はないとのことであります。

大泉町議会では導入に当たって、既存の機器を使用し費用を最小限に抑えたものであるが、システム操作に関して連動性(カメラ・マイク操作)がないため、複数の人員が必要となっており、議会事務局職員のほか、執行部からの応援を得ながら本会議の運営に当たっています。本町議会でのインターネット中継導入に当たっては、大泉町議会のような最小限での導入を参考にしながら、将来の機器更新によるリスクや本会議運営で最小限の人員で操作可能なシステム導入を考慮しながら進めていくべきではないかと考えます。

三芳町及び大泉町議会での視察研修では、説明を受けた後の質疑応答では各委員から活発な質問や意見が出され、実りの多い研修となりました。

また、両町議会とも議会基本条例の制定にあつては、全議員賛成を原則に繰り返し協議がなされており、本町議会が目指す議会基本条例制定に向けた取り組みと一致していました。

なお、視察研修項目以外では、両町議会とも委員会が毎月定例で開催するなど活発な活動を行っており、今後の本町議会での常任委員会の運営について大変参考となるものでした。

さらに、説明者・質疑に対する答弁は全て議員であったことも活性化という視点においても注目すべきであると思います。

この三芳町議会と大泉町議会の研修レポートについては後ろに添付してありますので、後でござんいただきたいと思ひます。

以上で、報告といたします。

○議長（栗崎千代松君） 次に、議会活性化等調査特別委員会からの調査報告を求めます。

委員長、大木義正君。

〔9番 大木義正君登壇〕

○9番（大木義正君） 議会活性化等調査について中間報告を行います。

第370回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました矢吹町議会活性化等調査特別委員会の調査検討の経過について、矢吹町議会会議規則第47条第2項の規定により、次のとおり中間報告をいたします。

1番から5番までは記載のとおりであります。

6、特別委員会設置と経過について。

二元代表制に基づく議事機関として決定機能及び執行機関への監視機能を担い、町民から一層信頼され負託に応えるため、議会運営と議会活性化を図るため、第370回矢吹町議会定例会で議長を除く15名の全議員で調査特別委員会が設置されました。平成24年6月18日に設置され新体制のもと、今日までに特別委員会を14回、これとは別に運営委員会を9回にわたり検討を行いました。また、全国でも議会改革に先進的な取り組みを行っている山梨県昭和町議会を視察し、議会改革に関する研修を行いました。

本委員会では、これまでの議会改革の取り組みを踏まえた上で、全議員によって議論を重ねながら、町民に開かれた議会、町民の目線において行動する議会、監視機能、調査機能、政策形成機能を強化することを目的として積極的に調査・検討しながらさまざまな取り組みを行いながら、全会一致の合意を目指して協議を進めてきました。

調査活動状況は記載のとおりです。

8、調査結果。

（1）議会基本条例制定について。

議会基本条例は、自治に基づく地方議会運営の基本原則を定めた条例となっており、新たに検討を行ってきた事項及び従来から慣行として行っていた事項のほかに、町議会そして議員が、従来の活動にとどまることなく自己の資質向上を図りながら議会改革を推し進め、また、議会の構成員である議員の役割と身分上の位置づけの明確化を図ることが必要と考え、議会の規範として明文化するため、全会一致での合意に向けた協議を重ねています。

（2）議会報告会の開催。

議会報告会は、議会活性化の一環として、議会の決定事項に係る町民の知る権利に応え、かつ説明責任を果たす機会と位置づけ、町政の情報を共有するとともに協働のまちづくりの環境整備に資することを目的としています。平成25年5月に第1回議会報告会（町内6会場）を開催し、7月にはことぶき大学7月本講座議会報告会、11月には第2回議会報告会（町内6会場）を開催いたしました。

今後、開催方法について課題別・地域別など検討しながら、町民との情報共有を推進するため、議会が直接、議案の審査における議論の経過や結果など、議会としての考え方を町民に報告し、町民と双方の話し合いの機会をつくり、議会として意思決定の中に町民参加を進めることが重要であると考えます。

（3）議員定数。

議員定数について、密接に関係しているため、本町と類似団体との比較や町民からの意見を踏まえた上で議論を重ねました。現状維持、定数削減双方の意見が出されましたが、議会として議員みずから身を切る覚悟で議会改革と活性化に取り組んでいることを町民に理解してもらおう観点から、次期改選期より、現行の定数16人から2人減らし、定数を14人とする合意が図られました。条例の一部改正案の提出については、矢吹町議会基本条例の議案提出に合わせて提出する考えです。

(4) 議員報酬。

議員報酬については、本町と類似団体の議員報酬を比較し現状維持、議員の処遇を取り巻く環境は厳しく増額の双方意見が出されましたが、当面は現状どおりとしますが、今後の議会改革を推進していく中で、議論の必要性が出てきた場合、再度検討することとします。

(5) 政務活動費について。

議会の活性化、議員資質の向上、議会議員の調査研究そのほかの活動に資するため必要な経費の一部として付与するものと考えています。

そのため政務活動費の運用指針やマニュアルなどを策定して、その用途に関して、透明性確保の観点から、町民への説明責任を果たす方法について次期改選期には運用できるよう検討を進めています。

(6) 委員会のあり方。

現在、常任委員会は3つの委員会から構成されており、議員定数と関連しています。前述(3)のとおり次期改選後の議員定数が14人となると、3つの常任委員会の構成をすることは極めて困難であり、討議できる人数の確保や、充実した審議は担保できないものになってしまうため、2つの常任委員会とする方向性は図られたので、今後、具体的に協議を進める必要があります。

また、予算と決算について、一体的に審査・調査を行い、監視評価・政策提言を強化するため、新たに予算決算常任委員会を設置することについて、検討を進めていきます。

(7) 通年議会。

1年間を会期とする通年議会（災害などの突発的な事態や緊急の行政課題などに議会が主体となって本会議を開催し、速やかに補正予算などの議案審議を行える。）の導入について、調査研究を行いながら検討を進めています。

また、地方自治法の改正により、臨時議会の招集権が議長に付与されており、年4回の定例会及び通年議会について、今後検討し進めていきます。

(8) 一問一答方式・執行側の反問権付与

本会議での議論をわかりやすくするため、従来の一括質問方式のほかに、一問一答方式の導入について、調査研究を行いながら検討を進めています。

また、執行側の反問権付与については、質問の趣旨・内容の確認のみとすることで検討されています。いずれも、導入時期等については今後検討が必要となります。

(9) 議長及び副議長の任期について。

議会の活性化のため、申し合わせ事項として正副議長の任期を2年とすることに全議員で決定されました。

(10) 議会の情報公開について。

議会情報公開充実を図るため、議会だよりは伝わる広報の視点で企画・編集を行います。

また、ホームページでは、議会がより身近なものとなるよう議会活動を正確に伝え、議会活動の見える化を進めます。

また、町民に開かれた議会の実現に向けて、積極的な情報公開を推進するため、映像配信システムを活用した本会議のライブ中継とオンデマンド（録画）中継を導入について、引き続き調査研究することとします。

9、今後の取り組みと対応に向けて。

本委員会は、調査事項について、全会一致での実施に向けて協議を重ねてきました。

近年、地方分権改革推進の流れの中で、自治体の権限が拡大したことに伴い、議会の役割も大きくなっています。

これに対応して、議会改革を積極的に進める議会が多く、そのような議会改革を継続し発展させるため、議会基本条例を制定する自治体が増えています。

本委員会も、山梨県昭和町議会へ議会改革の取り組みについて視察を行い、積極的に議会改革に取り組んでいる姿や、議会基本条例制定には、昭和町にふさわしい条例制定を目指すこと、条例制定は十分な調査・研究が必要、議員全員の合意形成が欠かせないを踏まえ制定されており、参加した議員の共通認識を図ることができました。

本委員会も調査事項である議会活性化策に関する調査研究や議会基本条例をもとに、今後も引き続き議会を取り巻く諸課題の調査研究を行い、議論を深めていく必要があります。

最後に、1年9カ月にわたり、議会改革と活性化に向けた取り組みに対して真剣に議論を重ねていただいた議員の皆さんに委員長として心から感謝を申し上げまして矢吹町議会活性化等調査特別委員会の中間報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（栗崎千代松君） 次に、大震災及び原発事故調査特別委員会からの調査報告を求めます。

委員長、5番、鈴木隆司君。

〔5番 鈴木隆司君登壇〕

○5番（鈴木隆司君） 議場の皆さん、おはようございます。

特別委員会より中間報告をさせていただきます。

大震災及び原発事故調査について（中間報告）。

第370回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました大震災及び原発事故調査特別委員会の調査・研究の経過について、矢吹町議会会議規則第47条第2項の規定により、次のとおり中間報告をいたします。

1番から7番までは記載のとおりですので、割愛をさせていただきます。

8番、調査結果。

（1）米の全袋検査調査について。

J A白河三神支所で行われている米の全袋検査状況について、ベルトコンベヤー式の放射性物質検査器による検査の概要と全量全袋検査の方法と流れ、人員体制等について説明を受けた。現場を視察することによって、全量全袋検査の実態、課題も含めて多くのことを知ることができた。現場を見て説明を聞いて議論をすることで理解が深めることができた。

(2) 川俣町山木屋地区除染モデル実証事業の仮置場現地視察。

仮置場の現地地でその構造を確認するほか、サーベイメーターを用いて空間線量率の測定を行い、除去物の周りに置かれた汚染のないフレキシブルコンテナバック入り土壌で十分な遮蔽効果があることを確認した。また、仮置場の構造についても、ガイドラインに準じた安全性を担保する設備の設置状況等を確認した。

(3) モデル除染実施状況及び仮置場予定地調査。

モデル除染実施状況及び仮置場予定地を調査し、今後の生活圏等の除染事業及び田内・柿之内地区の仮置場の周辺環境を確認することによって、町民等が望む生活環境が回復するかの判断をするため実施した。

(4) 災害対応マニュアル。

東日本大震災を教訓に、本町において、地震等の災害が発生したときに矢吹町災害対策本部と連携し、災害対策活動を支援するとともに、議員みずからが迅速かつ適正な対応を図るため、災害時議員行動マニュアルについて協議を行い必要な事項について定めた、議会災害対策本部設置要綱を策定することとなった。

9番、今後の取り組みと対応に向けて。

東日本大震災から3年、本委員会を設置して約二年が経過しようとしている。その間の取り組みは前述のとおりであり、町民の安全と安心、町民救済のために、今後も継続する必要がある。

また、本町議会として、「国に対し、東京電力福島第一原子力発電所事故により発生した損害賠償請求権につき3年の消滅時効の適用を排除する立法措置を求める意見書」を政府関係機関に提出するなどの動きを行った結果、特定原子力損害に係る賠償請求権の短期消滅時効期間を10年延長する法律が昨年12月に成立する成果があった。

今後は、執行機関及び近隣自治体議会と連携を図り、原子力損害賠償紛争審査会において決定された中間指針の撤回に向けた、国・県に対する要望活動を進め東京電力に対する賠償請求の早期実現に向けた取り組みを進める必要がある。

なお、本町では生活圏での除染が進みつつあり、今後は中心市街地の復興、防災体制の再構築及び災害公営住宅の建設によって町民が安全で安心して暮らせる環境が整いつつある。そのような中、本町議会としても、災害時に速やかに対応するため矢吹町議会災害対策本部設置要綱（災害時議員行動マニュアル）に基づく、大地震を想定した参集訓練等を実施し、町民の安全・安心のための努力を継続する仕組みを構築する必要がある。

以上で中間報告をさせていただきます。

○議長（栗崎千代松君） 以上で、各委員会からの報告を終結いたします。

次に、会議規則第122条第1項の規定により、議員派遣について報告いたします。

議員派遣の結果については、お手元にお配りした報告書のとおりであります。

以上で諸般の報告は終了いたします。

ここで暫時休議いたします。

(午前10時45分)

○議長（栗崎千代松君） 再開いたします。

(午前10時55分)

◎町政報告及び施政方針

○議長（栗崎千代松君） 日程第4、これより町政報告及び施政方針を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 議場の皆さん、おはようございます。

第379回矢吹町議会定例会の開催に際しまして、栗崎議長を初め、議員の皆様に感謝を申し上げます。

それでは、町政報告をさせていただきます。

お手元に配付いたしました第379回矢吹町議会定例会町政報告より抜粋し、ご報告させていただきますのでご了承ください。

1ページをごらんください。

初めに、東日本大震災の復旧等に係る中長期的な災害派遣職員についてであります。震災発生以降、これまで多くの自治体のご協力により職員の皆様を派遣いただきました。震災から3年が経過し災害復旧はおおむね完了したことから、今年度で派遣事業も終了となります。

平成23年8月より、東日本大震災被災市町村への職員派遣事業として、三鷹市を初め、宮崎県川南町、埼玉県八潮市、愛知県豊田市、山梨県甲府市、北海道足寄町、福岡県小竹町から延べ32名の方々に、主に道路、上下水道、農地等の災害復旧事業にご尽力をいただき復旧に努めてまいりました。

これまでの期間、派遣いただきました多くの自治体、そして本町に赴いていただきました派遣職員の皆様に心より感謝申し上げます。

次に、公共施設等の災害復旧状況についてであります。集会施設につきましては、今年度は11集会施設の修繕作業を計画しており、これまで完了の報告をしました9集会施設に加え、現在までに南沢集会施設の作業が終了し、合わせて10集会施設の修繕について完了いたしました。残る三城目集会施設についても修繕作業に着手しており、年度内完了を目指し進めてまいります。

また、震災により大きな被害を受けた小池会館につきましては、地元行政区と建てかえに関する協議を進めてまいり、小池住宅北側の町有地に建設することで、本年1月工事に着手いたしました。さらに、一区自治会館につきましては、中心市街地復興計画との整合性を図りながら、新年度からの用地調査、設計等の着手に向け、地元行政区を初め関係者との協議に努めてまいります。

なお、このほか、被害が比較的軽微であった集会施設の修繕につきましては、新年度において順次、修繕作業に努めてまいります。

町道につきましては、繰り越しの承認を受けました78路線、事業費約4億500万円のうち、松倉大池線を初めとする78路線全てが1月末で完了しており、また、単独事業分の537カ所、工事件数96件、事業費約7,200万円について、昨年12月末で全て完了しております。

公園につきましては、繰り越しの承認を受けました5カ所、事業費約4,000万円のうち、ひまわり公園を初めとする全箇所が昨年12月末までに完了しております。

河川につきましては、繰り越しの承認を受けました阿由里川沿線の堤体ブロック等の被災箇所5カ所、事業

費2,386万7,000円について、全箇所が1月末までに完了しております。

農用地等につきましては、繰り越しの承認を受けました平成23年度発注の補助災害100地区、事業費約5億7,500万円については、復旧工事が全て完了いたしました。平成24年度発注の補助災害95地区、事業費約2億5,000万円については、2月末現在で進捗率約90%であり年度内完了を目指し進めてまいります。平成23年度より継続して実施しております単独災害、約390地区、事業費約2億700万円については、2月末現在で進捗率約85%であり、3月末で約350地区が完了する予定となっております。このほか、さきの2月臨時議会で災害復旧費の繰越明許の議決を得ました事業費約1,700万円、被災箇所約40地区については、5月の春の作付に間に合うよう取り組んでまいります。

次に、除染関係についてであります。住宅等の面的除染につきましては、柿之内・田内地区の除染に引き続き、今年度新規地区として、4区・五本松・2区井戸尻地区の住宅約200戸の除染業務と仮置き場の造成工事・管理工事の設計業務が完了し、間もなく工事の発注を予定しております。

また、JR東北本線から西側地域で除染を実施していない地区につきましては、本年1月22日から滝八幡地区の空間放射線量調査に着手しており、現在、積雪の影響で一時中断しておりますが、雪解けを待って、順次、館沢・花咲・大町・新町・北町地区など約1,600戸の空間放射線量の詳細調査を行う予定となっております。

公共施設の除染につきましては、空間放射線量が比較的高い役場本庁舎前庭の芝生部分について、本年2月に除染業務に着手し、年度内完了を目指し進めてまいります。

道路の除染につきましては、田内地区、柿之内地区の除染作業の発注を行い、年度内完了を目指し進めてまいります。

公園の除染につきましては、大池公園の一部、松倉運動公園、田内農村公園の発注を行い、昨年12月末で完了しております。今後、大池公園の2工区分を3月中に発注し、6月の完了を目指し進めてまいります。

教育施設の除染につきましては、矢吹中学校の空間放射線量が比較的高い校舎D棟西側の林部分において、平成25年12月24日から平成26年3月20日の工期で除染業務の発注を行っております。また、三神小学校の空間放射線量が比較的高い側溝等において、平成26年1月20日から平成26年3月20日の工期で除染業務の発注を行っております。さらに、平成23、24年度に実施しました各小中学校・幼稚園・保育園の校庭・園庭の表土除去と、その他の除染業務により搬出された汚染土につきましては、各施設に埋設しておりますが、矢吹小学校と矢吹幼稚園の汚染土につきましては、柿之内行政区のご理解とご厚意により、同地区の仮置き場へ埋設するため、平成26年1月27日から平成26年3月20日の工期で汚染土運搬業務委託の発注を行っております。また、あさひ保育園とひかり保育園の汚染土につきましては、田内行政区のご理解とご厚意により同地区の仮置き場へ埋設するため、平成26年2月3日から平成26年3月20日の工期で汚染土運搬業務委託の発注を行っております。

5ページをごらんください。

次に、道路の除雪についてであります。2月8日・9日と15・16日の記録的な大雪により、通行上支障を来している車道、各小中学校の通学路となっている歩道について、除雪作業を実施いたしました。特に、凍結が著しい箇所については、融雪剤の散布を行うなど安全対策に努めてまいりましたが、町民の皆さんには、大変ご不便をおかけいたしました。

また、この大雪により農業施設等への被害が発生しており、現在調査中ではありますが、約130棟のパイプハ

ウスが倒壊したとの報告を受けております。被害を受けられた皆様に心よりお見舞い申し上げますとともに、町といたしましても、国及び県の支援内容等が決まり次第、支援策を講じていく方針でありますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

ここまで、東日本大震災、原子力災害等に関する項目から4点について、報告申し上げます。

矢吹町の力強い復興のため、議員の皆様のご協力をお願い申し上げ、私からの町政報告とさせていただきます。

次からの29項目については、項目のみ報告させていただき、内容につきましては、お手元に配付いたしました第379回矢吹町議会定例会町政報告により、報告とさせていただきます。

放射線外部被曝検査の結果について。

放射線内部被曝検査の結果について。

甲状腺検査の結果について。

米の全袋検査について。

耐震性飲料水兼用貯水槽設置事業について。

東日本大震災の義援金の支給について。

町民新年会の開催について。

日本三大開拓地子供交流事業について。

工業統計調査の実施について。

東京やぶき会役員会の開催について。

行政区活動支援事業について。

消防団活動関係について。

火災の発生について。

新・矢吹方式による交通安全・防犯活動について。

交通安全関係者の表彰受賞について。

平成26年産米に関する需要量について。

国の農業政策に係る説明会の開催について。

ユーラスエナジーの企業立地協定について。

町道整備事業について。

社会資本整備総合交付金事業について。

臨時地方道整備事業について。

道路等の県管轄事業について。

水道施設の新規整備について。

合併処理浄化槽の整備について。

中学生海外派遣事業について。

教育委員会後期表彰について。

矢吹ライオンズクラブからの楽器の寄贈について。

成人式について。

さわやか詩集表彰式について。

以上であります。

続きまして、平成26年度施政方針を述べさせていただきます。

本日ここに、第379回矢吹町議会定例会を招集し、平成26年度の予算案を初め、関係諸議案のご審議をお願いするに当たり、私の所信の一端と新年度の主な施策の概要を申し上げ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと思います。

東日本大震災から間もなく3年が経過しようとしております。

ここに改めまして東日本大震災により、被災者の皆様を初め、今もなお、避難生活を強いられている皆様に心よりお見舞い申し上げます。

さて、平成25年度は、引き続き東日本大震災からの復旧・復興を最優先としながらも、第5次矢吹町まちづくり総合計画後期基本計画の後半を迎え、事務事業の確実な推進を図り、震災以前以上の活力あるまちづくりを目指し各種事業に取り組んでまいりました。

中でも、矢吹町復興計画の最重点課題として位置づけた農地部門を最優先とした震災からの復旧、除染計画に基づく町内全域の除染、原子力損害賠償紛争審査会において決定された中間指針の撤回、中心市街地復興・街づくり推進事業、防災体制の再構築の5項目のうち、農地部門の復旧を初めとする災害復旧業務について、一定のめどがついたところであります。

また、除染計画に基づく町内全域の除染については、放射線量の影響に対する町民の皆さんの安全・安心の確保のため、平成24年7月に策定した矢吹町除染実施計画に基づき、平成25年3月に柿之内地区、同年5月に田内地区の住宅除染に着手し、今年度、作業が完了いたしております。

現在は、4区・五本松・2区井戸尻地区の除染業務の発注に向けた準備に鋭意取り組んでおり、あわせてJR東北本線から西側地域の詳細モニタリングを1月から開始したところであります。

このような状況の中、平成26年度は、復興計画の計画期間において復興期の初年度と位置づけており、復興計画の最重点課題として残る4項目に力点を置いた事務事業の確実な実施に努めてまいります。

具体的には、除染計画に基づく町内全域の除染については、計画的な放射線量の詳細モニタリングを実施し、面的除染やホットスポット除染による町内全域の除染を加速化させること。

原子力損害賠償紛争審査会において決定された中間指針の撤回については、県南・会津の市町村が一体となり、福島県民が等しく適切な賠償がされるよう継続的な要望活動に取り組むとともに、西白河地方における独自の活動についても強化させること。

中心市街地復興・街づくり推進事業については、旧奥州街道沿いの商店街は、矢吹町の顔として繁栄した歴史ある場所であり、中心市街地の復興は、我が町復興の将来を左右する大きな課題として、関係機関団体が強固な連携を図り、活性化の実現に向けて取り組むこと。

防災体制の再構築については、地域防災計画の全面改定により、防災機能・防災基盤の整備に努め、実行性の高い防災体制の構築により災害に強いまちづくりの推進を図ることなど、さらなる事業の推進に努めてまいります。

また、第5次矢吹町まちづくり総合計画（平成18年度から平成27年度）の計画期間が残り2年を迎え、目標達成に向けた総まとめ並びに次期計画へ向けた検証作業が必要となってまいります。

我が国の経済は大きな転換期を迎え、また、本町では東日本大震災や原発事故により甚大な被害を受けたことから、町民の皆様の思いや意識は少なからず変化しているものと考えております。このことから検証作業においては、第5次矢吹町まちづくり総合計画策定時に定めた「こんな町いいな指標」に対する町民の皆様の満足度を把握するとともに、現状に即した住民ニーズの取りまとめを行うことで、より効果的な政策経営と効率的な行政運営に努めてまいります。

依然として厳しい財政状況にありながらも、住民の安全で安心した生活環境の確保を第一に、将来への夢と希望に満ちあふれた復興をなし遂げ、「みんなで支え創造する私のふるさと さわやかな田園のまち・やぶき」に向かって全力で取り組んでまいります。

それでは、まちづくり総合計画に基づく基本的な考え方及び主な事業について、ご説明申し上げます。

第5次まちづくり総合計画後期基本計画では、5年間の重点政策を位置づけるとともに、優先順位が高い事務事業は主要事業として具体的な年次計画を立てております。

平成26年度は、過去最大規模の予算編成を組みながら、これまで以上に財政運営の健全化を図り、まちづくり総合計画に基づいた行政運営を確実に実施し、計画、予算、行政評価を機能的に活用した成果重視の事業選択、事業展開を図ってまいります。

平成26年度当初予算における6つの基本目標ごとの主な事業については、次のとおりとなっております。

「人」、すべての町民の一人ひとりが輝き、みんなが健康で元気なまちをつくります」の基本目標においては、健康づくりの推進では、生活習慣病の予防のために運動の習慣化は重要であることから、ヘルスステーション設置運営事業をさらに充実し、夜間開催や土曜日開設等を実施し勤労者も参加しやすい環境を整え、参加者の拡大による健康増進に取り組み、健康で元気なまちづくりを目指してまいります。

生活習慣病の発症を防ぐため、特定健診における検査項目を追加し、生涯にわたって生活の質の維持・向上のために糖尿病等の発症、または合併症への進行予防の充実を図ってまいります。

また、生活習慣病の特定保健指導強化を行い、再受診が必要な方には、家庭訪問を行い、悪化防止と生活習慣の改善のための指導に取り組み、特定保健指導及び重症化予防事業の充実を図ってまいります。

さらに、高齢化の進行や生活習慣、生活環境の変化に伴い生活習慣病の割合は年々増加傾向にあり、要医療者や要介護者の増加が懸念されていることから、国は21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）を定め、県では健康ふくしま21計画を策定し、生活習慣の改善を中心とした健康寿命の延伸への取り組みを実施いたします。

町は、これらの計画の基づき、ステーション健康・食育やぶき21計画の見直しに取り組み、平成23年度以降、平成25年度のこれまでの取り組み評価を行い、平成26年度以降の新たな健康づくり計画を策定してまいります。

予防接種については、従来の定期接種と先天性風疹症候群の発生を防止するための風疹予防接種に加え、新たに就学前の子供や疾患にかかったことがない幼児・児童等を対象におたふくかぜ・水痘ワクチンの予防接種や高齢者を対象に肺炎球菌接種を行い、感染症の疾病予防に取り組んでまいります。

生涯学習においては、総合型地域スポーツクラブを設立し、地域の子供から高齢者までがスポーツを通じて

健康増進を図り、町民交流の促進に取り組んでまいります。

また、あわせて町民の多様化するニーズに応えるため、町民講座等の内容の充実を図り、いつでも・どこでも・誰でもをキーワードに生涯にわたり、学べる事業に取り組んでまいります。

芸術文化の振興について、真夏の夜の鼓動事業は、夏のイベントとして定着しており、魅力ある内容の充実を図るため実行委員会と協議を行い、継続的な実施を目指してまいります。また、あゆり祭は公演事業や企画展等の内容を充実させ、多くの参加が得られるよう努めるとともに、今年度は3年に一度の三鷹市管弦楽団招聘事業の開催年でありますので、多彩な演奏実績と歴史のある音楽芸術に、町民とともに中学生も対象とした音楽鑑賞を通して、芸術文化の向上が図られるよう努めてまいります。

主な事業は記載のとおりであります。

「「支えあい」、豊かな環境の中で、みんなが支えあい助けあうまちをつくります」の基本目標については、地域環境の面における、暮らしとエネルギーへの関心が高まり、国・県等が自然エネルギーを推進する中、町としてメガソーラー発電等の町内遊休地への導入を検討するとともに、民間のメガソーラー発電事業に対し税制面での特典措置を図り、再生可能エネルギー産業の育成を目指してまいります。また、一般家庭での住宅用太陽光発電システム設置補助も継続し、自然環境保全を図ってまいります。

地域の環境美化及びごみ問題等に対する町民意識の高揚を図るため、全町クリーンアップ作戦を実施するとともに、不法投棄防止のため監視カメラ設置事業を推進してまいります。

循環型社会の構築については、遺魂し運動により、人、もの、心と自然を大切にするという基本理念を、町内に浸透させる取り組みを実施してまいります。また、リサイクルの推進によるごみゼロ運動に取り組むとともに、資源のリサイクルに取り組む団体に対して奨励金交付金を推進し、環境に配慮した地域づくりを推進してまいります。

健康課題への支援体制の推進については、町民一人一人の自立した生活や自己実現を図り、保健、医療、福祉、介護等の施策を総合的かつ体系的に推進するため保健福祉総合ビジョンを策定してまいります。さらに、保健、健康増進、介護、障害福祉分野における施策を計画的に実施するため健康推進計画、第6期介護保険事業計画、矢吹町第4期障がい福祉計画を策定し、各種健康福祉事業の充実を図ってまいります。

地域コミュニティの推進については、複雑多様化している住民ニーズ等に対し、平成25年度に策定された地域主権体制検討事業による矢吹町自立まちづくりプランに基づき、事務事業等の公共サービスを住民目線で、より効率的、より多角的に提供する、いわゆる行政活動の多元化を目指し、行政責任、行政主体において進めるべき行政活動については、行政が直接担い、地域や民間、企業及びコミュニティ活動等の団体との官民連携を強化する協働領域については、これまで以上に拡大し、質の高い行政サービスを図るという多様な主体との支え合いによる、まちづくりを目指し、平成26年度から推進が可能なものを具体的に一つ一つ実現する取り組みを進めてまいります。

主な事業は記載のとおりであります。

「「子ども」、地域の宝として子どもをみんなで育て、子どもたちが心豊かに成長するまちをつくります」の基本目標については、子ども・子育て支援については、本町の持続可能なまちづくり、少子高齢化に対応したまちづくりを進めるため、今後の重要な課題として捉えており、平成24年度に成立した子ども・子育て関連

3法により平成27年度からの新たな子ども・子育て支援制度への対応が求められております。そのため、町は幼児期の教育・保育及び学童期の学校教育並びに地域の子ども・子育て支援を切れ目なく総合的に推進するため、子ども・子育て支援事業計画の策定に取り組んでまいります。

幼稚園・保育園業務運営事業については、保育園で待機児童を出さない対応について柔軟な体制をとるとともに、幼稚園・保育園に関する実施方針を踏まえ、幼児教育・保育体制、施設整備計画の策定検討に取り組むとともに、新たな子育て政策への対応と、子ども子育て世代に対する行政機能強化を図ってまいります。

学力向上対策事業については、学校教育指導主事の配置3年目により幼児教育から中学校教育向上や教職員への指導をこれまで以上に強化し、学力向上を図ってまいります。また、適切な学習教材の提供、習熟度別の小中学生夏期講習会等を充実させ、学習意欲の全町的向上を図ってまいります。

特色ある子供教育推進事業については、小中学校による学力向上事業、部活動強化・育成事業、地域交流（福祉、ボランティア、体験学習等）事業、指導力向上事業等に助成をする交付金制度を継続してまいります。また、小学6年生を対象としたブリティッシュヒルズでの宿泊研修や中学1年生を対象とした英語力の強化に加え、国際感覚を身につけるための中学生海外派遣事業の充実等、生で体験する英語学習の充実を図ってまいります。また、学校図書館システムの利活用の促進と司書の配置による読書活動の強化を図るため、町立図書館との連携を強化してまいります。

保健福祉分野での子育て支援については、原発事故による放射線の影響や子育て等での悩みを解消し、子育てする親の心のケアをするため臨床心理士等による親子あそびのひろば事業のさらなる充実を図ってまいります。また、社会問題となっている児童虐待の早期発見・早期対応に努めるため、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置による問題行動等の原因究明と早期対応を図るとともに、要保護児童対策地域協議会の体制を強化し、関係機関と連携しながら、家庭相談体制の整備を図ってまいります。そして、少子化・核家族化による生活環境の変化により生じる不安や孤独感を持つ親が、安心して子育てできるファミリー・サポートセンターと子育て支援センター事業を継続して実施しさらなる充実を図ってまいります。

主な事業は記載のとおりであります。

「「仕事」、みんながいきいきと働き、さまざまな仕事の中で経済的に自立していくまちをつくります」の基本目標については、国による新しい食糧、農業、農村政策の方向が取りまとめられ、日本型直接支払制度として、農業の多面的機能の維持、発揮のため地域活動や営農活動支援事業に積極的な取り組みを進めるとともに、農地有効利用の継続、効率化による担い手への集積等を図る農地中間管理機構設立の方向とも連携を図り、担い手農家への支援を推進してまいります。

本町の基幹産業である農業及び農村対策については、担い手である農家が希望を持ち、将来にわたって持続的で安定した経営が可能となるよう、新たな農業経営形態のための支援を強化し、風評被害に打ち勝つ強い農業づくりと安心・安全の農産物づくりを強く推進してまいります。

平成26年度は、農業担い手育成総合支援事業として地域農業支援員の体制を強化し、経営改善計画のフォローアップをするとともに、農産物PR事業として三鷹市に矢吹町産農産物を積極的な販売活動等をする矢吹町農産物PR事業の強化や震災で中断していたグリーン・ツーリズムの積極的展開を図ってまいります。

風評被害やTPP加入問題等、農業が厳しい状況に直面している中で、持続可能な力強い農業を実現するた

め、農産物等の放射能検査や農産物PR等を継続して実施するとともに、新たな就農者への支援を行い、基盤産業の担い手育成に努めてまいります。また、減反政策見直しの対応や農業振興計画の総合見直しを実施してまいります。

既存の農業・工業・商業をより一層充実させるため、地域活性化支援センターの役割を明確化し、効果的な事業を積極的に展開することにより各業種の力の向上を図ってまいります。

商工業分野においては、福島の復興・再生の加速等の東日本大震災復興交付金活用による産業集積団地整備や企業立地奨励金等の活用による企業誘致を促進するとともに、中心市街地復興・街づくり推進事業を中心とする取り組みにより、復興、風評被害払拭、集客等を図るための各店舗や住民と一体となった事業推進を行ってまいります。

産業基盤の再生については、既存事業者の事業継続・再開への支援、経営安定・事業拡大への支援とともに、企業誘致の強化及び農商工6次化産業に向けての連携を図ってまいります。

主な事業は記載のとおりであります。

「「くらし」、みんなが安心して、誰もが暮らしやすさを実感できる安全で快適なまちをつくります」の基本目標については、東日本大震災は、本町がこれまで経験したことの無い災害規模であり、発生以降の応急対策等について大きな課題を残しました。

こうした検証を十分に行い反映するため、災害対応力整備事業では、耐震性貯水槽の設置を進めながら防災行政無線戸別受信機を導入し、災害発生時の支援が迅速かつ確実に諸活動が行えるよう体制を充実するとともに備蓄資機材の充実を図ってまいります。

非常備消防団等活動運営事業については、大規模な災害を想定した場合、常備消防が対応できる活動には限界があり、町消防団の役割は非常に大きく、災害時に備え、定期的な防災訓練等の組織の強化や消防備品等の整備充実を図ってまいります。また、地域防災計画推進事業については、平成25年度に全面改定した地域防災計画に基づき、今年度災害に備えた定期的な訓練を行うとともに初動マニュアルや避難所マニュアルの作成を進め、スムーズに避難勧告等の状況に応じた町民誘導を行えるよう防災基盤の強化を図ってまいります。

幹線道路網及び町道の整備については、八幡町・善郷内線（羽鳥幹線水路）、新町弥栄線、神田西線の道路整備工事完了に努めてまいります。また、新規の道路整備事業については、都市計画道路一本木29号線道路整備事業や新町西線道路整備事業、一本木32号線道路整備事業、本町7号線道路整備事業、大町16号線道路整備事業の道路について測量設計等に取り組みながら、道路交付金路線調査事業においては、町内全域の町道を対象に道路舗装された路面やのり面等について国の交付金を活用して、長期間使用できるよう調査を実施いたします。その他の生活道路整備についても、現道を利用した簡易舗装を積極的に行い、日常生活道路の砂利道を解消し生活環境の整備を行うとともに、橋梁の長寿命化修繕計画事業については、長寿命化修繕計画に基づき老朽化する橋梁について修繕事業に取り組んでまいります。

都市マスタープラン見直し事業については、最終年度として作業を進め、本町の将来の都市ビジョンを確立するとともに、中心市街地のまちづくりと連携し豊かさを感じる、生活基盤が整備された復興のまちづくりの推進に努めてまいります。

主な事業は記載のとおりであります。

「「構想実現のために」、構想実現のために、みんなで協力し、協働のまちづくりとまちづくり総合計画に基づいた行政運営を推進します」の基本目標については、本町の中長期財政計画において重要な健全化判断比率の一つとして、実質公債費比率については、ピークであった25.1%から平成24年度は16.9%へと着実に改善し、財政指標の健全化に努めてまいりました。しかしながら、依然として財政を取り巻く環境は厳しいものと強く自覚しなければならないことから、第5次行財政改革大綱及び集中改革プランに基づき、さらに効果的、効率的な行財政運営を目指して行財政改革に取り組んでまいります。これらを踏まえ実質公債費比率は早期健全化基準である18%を上回ることはないよう、持続可能な財政基盤を確立し、引き続き健全な財政運営に取り組んでまいります。

第6次まちづくり総合計画策定事業については、現行の第5次まちづくり総合計画が平成27年度で終期を迎えるため、平成26年度は第5次まちづくり総合計画の検証及びこれを補完する復興計画との連携を図りながら、計画策定に向け準備に着手してまいります。

公共施設マネジメント計画推進事業については、今後の大きな財政負担の課題となる学校等の公共施設等の改修整備について、長寿命化・コスト低減、地域コミュニティとの位置づけ等、将来を視野に入れた公共施設のマネジメント計画策定に取り組んでまいります。

定住自立圏構想推進事業については、基礎自治体としての市町村の取り組みとして、中心市の都市機能と周辺市町村の農林水産業、自然環境、歴史、文化など、それぞれの魅力を活用して、NPOや企業といった民間の担い手を含め、相互に役割分担し、連携・協力することにより、地域住民の命と暮らしを守るため圏域全体で必要な生活機能を確保し、地方圏への人口定住を促進する政策であり、関係自治体において今後、取り組み事業等の調査を行ってまいります。

PPP・PFI推進事業については、民間資金等を活用することにより町が直接実施するより、効率的かつ効果的に公共サービスを提供できるよう、PFI手法等の検討に取り組んでまいります。

最後に、近年の社会経済情勢、国の政策の変化は、目まぐるしく、地方自治体は情報を的確に把握し、住民生活の安全・安心の確保に努めなければなりません。そうした中、地域主権体制検討事業については、人口減少及び少子高齢化等の進行を踏まえ、地方分権改革のさらなる推進が進められることが見込まれ、本町においては、平成24、25年度の2カ年をかけ矢吹町自立まちづくりプランを策定したことから、町が担うべき事務事業及びこれに必要な組織、職員数の見直しを図り、多元化、協働をこれまで以上に推進し、今後のまちづくりについては、行政主導から新たな協働型社会の構築をしてまいる必要があります。そして、効率的な行政運営と財政規律の確立を目指し、矢吹町の実情にふさわしい特徴ある新しい行政経営に取り組んでまいります。

主な事業は記載のとおりであります。

「「復興のために」、東日本大震災からの一日も早い震災以前以上の復興に取り組めます」の基本目標について、平成26年度は、矢吹町復興計画では、復旧期が終わり復興期の初年度に当たります。復興計画の最重点課題である農地部門を最優先とした震災からの復旧、除染計画に基づく町内全域の除染、原子力損害賠償紛争審査会において決定された中間指針の撤回、中心市街地復興・街づくり推進事業、防災体制の再構築のうち農地部門の復旧については、ほぼ完了したことから、残る重点課題を中心に支え合いと協働による復興を推進してまいります。

特に除染対策事業については、矢吹町除染計画に基づき、平成25年3月に柿之内地区、同年5月に田内地区の住宅除染に着手し完了いたしました。平成26年度は、4区・五本松・2区井戸尻地区の除染業務に取り組みながらJR東北本線から西側の地域について、詳細モニタリングを行い、除染を計画的に進めてまいります。また、JR東北本線から東側地域につきましては、放射線量の高い地域から順に詳細モニタリングを実施し、町内全域の除染を加速化してまいります。また、森林の除染として、ふくしま森林再生事業により、矢吹町西側の森林について、間伐、更新伐、下刈り等を行い放射性物質の低減と森林の環境整備を図ってまいります。

中心市街地の活性化については、中心市街地復興・街づくり推進事業を中心としたまちづくりの復興について、東京大学生産技術研究所や任意団体おむすび、中心市街地復興協議会及び商工会等の民間団体の意見を取り入れ協議を重ね、中心市街地の再生・復興への取り組みを推進してまいります。具体的に進められている事業の一つに、災害公営住宅整備事業として中心市街地の、にぎわい、商業活性化、支え合いの観点から3カ所に配置し、そのほか中畑地区に1カ所で計画を進めております。また、平成26年度は、復興に向けた事業として、子ども元気復活交付金事業により、駅東口に屋内外運動場を計画しており、東日本大震災の影響による子供の運動機会や運動機能低下等を解消する施設として建設を進め、施設の有効活用を図ってまいります。さらに、復興交付金を活用した事業として、地域の防災拠点となる一区自治会館、復興公園、子供から高齢者まで集える複合施設等についても、震災以前以上の復興を目指した施設計画を検討してまいります。

防災体制の再構築については、平成25年度全面改定した地域防災計画に基づき、要援護者等の災害弱者に対する支援計画や断水時の飲料水確保として、耐震性飲料水兼用貯水槽を役場のほか、矢吹小学校校庭に設置し、今後、中畑、三神地区についても検討を図ってまいります。また、町民の安全を守るための防災拠点基地となる役場庁舎において、耐震補強を行い、防災機能の強化を図ってまいります。

主な事業は記載のとおりであります。

それでは、次に予算の概要について申し上げます。

国の平成26年度予算は、平成26年度予算編成の基本方針を決定し、社会保障を初めとする義務的経費等を含め、予算を抜本的に見直しした上で経済成長に資する施策に重点化を図ることとしております。また、平成26年4月に実施する消費税率の引き上げに際して、経済政策パッケージに基づき、経済の成長力の底上げと好循環の実現を図り持続的な経済成長につなげるため好循環実現のための経済対策を決定し平成26年度予算を編成することとしております。

我が国の経済状況は、金融政策、財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の三本の矢の効果もあり、実質GDPが4期連続プラス成長となるなど、日本経済は上向いている状況ではありますが、景気回復の実感は、中小企業、小規模事業者や地域経済にはいまだ十分には浸透していない状況であります。このような状況を踏まえ、今後の経済財政運営に当たり、経済成長につながる施策を実行し、未来に向け持続可能な制度を構築し、デフレ脱却・経済再生と財政健全化の好循環を達成していくこととしております。

これを受け、平成26年度地方財政計画では、社会保障の充実分等を含め、地方の安定的財政運営に必要な一般財源総額について、平成25年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準の確保等を図っております。

こうした状況の中、社会保障、社会資本整備、人口減少や少子高齢化など経済社会の構造変化等の問題に直

面しており、地方を取り巻く厳しい財政状況は依然として続くものとされております。

それでは、本町の平成26年度の予算の概要を一般会計を中心にご説明申し上げます。

予算の規模は、上水道事業会計を除いた一般会計及び特別会計の総額で145億7,150万4,000円、対前年度12億343万6,000円、9.0%増となりました。一般会計の予算規模は102億5,000万円で、前年度予算比9億700万円、9.7%の増となっております。

歳入の根幹である町民税個人分につきましては、震災復興による需要増により営業所得等の増加を見込み、固定資産税についても、家屋の新築住宅等の増加により増収を見込んでおります。

町税に次いで主要な歳入科目である地方交付税については、国の地方交付税総額が対前年度比1.0%減の1,769億円減額されることから、減収が見込まれます。

国庫支出金につきましては、災害公営住宅整備事業として東日本大震災復興交付金、消費税率の引き上げに際し低所得者の影響への措置として臨時福祉給付金給付事業補助金の増や道路整備事業による社会資本整備総合交付金の増収が見込まれます。

県支出金につきましては、J R西側を中心とした除染対策事業による除染交付金、森林の除染や環境整備によるふくしま森林再生事業補助金の増収が見込まれます。

また、繰入金につきましては、震災復興基金や東日本大震災復興交付金の活用や財政調整基金を前年度同様に取り崩す等の措置により、町の復旧から復興への実感を目指した財源確保の内容となっております。

歳入予算の主な内容を項目別に見ていきますと、町税が7.0%増の21億5,094万4,000円、国庫支出金が52.8%増の17億6,297万7,000円、県支出金が9.6%増の27億126万2,000円、町債が公営住宅建設事業債や、庁舎耐震工事のための防災拠点施設整備事業債等の増額により21.7%増の7億8,940万円、地方交付税については、3.3%減の17億8,563万円、財産収入が土地売却収入の減額により66.8%減の492万7,000円、繰入金が14.4%減の5億1,878万7,000円、諸収入が土地改良事業負担金の減額により45.3%減の6,623万5,000円などとなっております。

歳出予算の主な内容につきましては、施政方針冊子の26ページ以降の表のとおりでありますので、ここでは説明を省略させていただきます。

予算のさらに詳しい内容は、予算案、同説明書等をごらんいただきたいと思います。

また、予算特別委員会におきまして、各担当課長からも詳しくご説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

続いて、平成26年度の行財政改革の方向性について申し上げます。

本町の行財政改革については、第5次行財政改革大綱に基づき、さまざまな改革に取り組んできました。しかし、国、地方を通じた行財政運営は大変厳しいものがあり、国の行政改革推進本部では、国・地方・民間の役割分担や業務の見直しなどに取り組んでいくとされ、無駄の撲滅、特別会計改革等など、従来の行政改革にとどまらない新しい行政の革新の方向性を探るため国・行政のあり方に関する懇談会が設置され、今後の新たな行革の方向性が議論されております。

本町においても厳しい行財政運営から、行革についてはいち早く取り組んできたところで、その結果、健全化等の目標達成と、それらの成果の継続を続けながら行革に取り組んできたところであります。

しかし東日本大震災以降の本町の行財政はさらに変革が必要な状況にあり、甚大な被害に対する住民要望に寄り添った早急な復旧対応や、震災以前以上の活性化を目指すための復興への新たな取り組みが出てきていることから、これらに対応した行財政運営は、従来の縮小をベースとした考え方だけでは難しい側面も出てまいりました。

そのため復興につながる部分に関しては、できる限り有利な財源を確保した重点的な取り組みと、それらに対応した機動的かつ柔軟な組織運営が求められ、行財政改革の今後については、地域主権体制整備推進計画として平成24年度、平成25年度に実施した事務事業棚卸調査と業務量調査結果に基づく矢吹町自立まちづくりプランが、本町の今後の行革指針として位置づけされてきております。

平成26年度からは、これらの自立まちづくりプランにおいて整理された行政活動多元化項目の具現化が必要な段階にあり、多元化の推進は、今後の公共サービスの質を向上させるという観点から、担い手の専門的知識やノウハウのある地域や民間、企業及びコミュニティ活動等の団体など、具体的な団体等の調査、育成、支援等により、多元化・協働の領域をこれまで以上に拡大を図り多元化・協働を具体的に推進する全庁的な体制を構築することとしております。

次に、平成26年度の組織機構の考え方について申し上げます。

平成26年度の組織体制については、東日本大震災の復旧から一定のめどがたった部署の見直しを図り、引き続き大きな課題とされている放射能対策に重点化した体制強化を図るとともに、中心市街地復興を中心としたまちづくりの復興について、災害公営住宅を初めとする復興道路、復興公園等の復興まちづくり計画の推進強化を図るとともに、商工会を初めとした中心市街地に住む住民みずからの活性化への取り組みについて支援体制をさらに強化した組織を目指してまいります。

子ども・子育て関連3法に基づく平成27年度以降の国の子ども・子育て制度改革を見据え、平成26年度から教育委員会に子ども・子育て窓口の一本化の組織体制を構築し、少子高齢化の進行等、本町の今後の子ども・子育てに対し、平成25年度に実施した子育てニーズ調査結果を踏まえた子ども・子育て支援事業計画を新たに策定し、子供に対する切れ目のない総合的な政策推進の体制を強化してまいります。

平成25年度に策定した矢吹町自立まちづくりプランに基づき多元化・協働を推進し、行財政改革の取り組みについて、平成26年度から具体的に推進する組織を強化し、住民サービスの質的向上を目指したまちづくりを進め町民の安全・安心の確保と、震災以前以上の活気あふれる「やぶきまち」を目指し、復興への実感が具体的に伝わるような組織体制を整備してまいります。

終わりになりますが、平成26年度は、まちづくり総合計画及び復興計画に位置づけた事務事業を確実に推進し、「みんなで支え創造する私のふるさと さわやかな田園のまち・やぶき」を目に見える形で実現していく覚悟でございます。

矢吹町議会議員の皆様におかれましても、変わらぬご指導ご協力をお願い申し上げますとともに、町民の皆様にも町政に対するご理解、ご協力をお願い申し上げます次第でございます。

平成26年度当初予算案につきまして、何とぞ原案どおりご承認いただきますよう、ここにお願い申し上げます次第であります。

以上です。

○議長（栗崎千代松君） 以上で、町政報告及び施政方針は終了いたします。

◎議案の上程、説明（議案第5号～議案第41号）

○議長（栗崎千代松君） 日程第5、これより議案の上程を行います。

議案第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、第12号、第13号、第14号、第15号、第16号、第17号、第18号、第19号、第20号、第21号、第22号、第23号、第24号、第25号、第26号、第27号、第28号、第29号、第30号、第31号、第32号、第33号、第34号、第35号、第36号、第37号、第38号、第39号、第40号、第41号を一括して議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

なお、朗読は議案名のみとさせていただきますので、ご了承願います。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（栗崎千代松君） 提案理由の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、説明させていただきます。

初めに、議案第5号 矢吹町コミュニティプラザ条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律が公布されたことにより、矢吹町コミュニティプラザ条例について所要の改正を行うものであります。

改正の内容としましては、平成26年4月1日からの使用料において、現在の使用料に1.05を除して1.08を乗じた額で、現在の使用料から10円以上増加する使用料を改めるものであります。

次に、議案第6号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、昨年10月の県人事委員会勧告を踏まえ、ガソリン価格の変動等による職員の通勤手当支給上限額を43,900円から50,400円に変更するものであります。

また、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定及び新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定により、本町へ派遣される者に支給される災害派遣手当の災害事案として、武力攻撃等災害及び新型インフルエンザ等の緊急事態をそれぞれ追加するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第7号 矢吹町行政財産使用料条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律が公布されたことにより、矢吹町行政財産使用料条例について所要の改正を行うものであります。

改正の内容としましては、土地、建物の使用料において、算出した合計額に消費税相当の率を乗じておりますが、平成26年4月1日から、その率を100分の105から100分の108に改めるものであります。

次に、議案第8号 矢吹町社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が施行されたことにより、矢吹町社会教育委員に関する条例について所要の改正を行うものであります。

改正の内容としましては、条例委任されることとなる矢吹町社会教育委員の委嘱基準を定めるものであります。

次に、議案第9号 矢吹町公民館条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律が公布されたことにより、矢吹町公民館条例について所要の改正を行うものであります。

改正の内容としましては、平成26年4月1日からの使用料において、現在の使用料に1.05を除して1.08を乗じた額で、現在の使用料から10円以上増加する使用料を改めるものであります。

次に、議案第10号 矢吹町文化センター条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律が公布されたことにより、矢吹町文化センター条例について所要の改正を行うものであります。

改正の内容としましては、平成26年4月1日からの使用料において、現在の使用料に1.05を除して1.08を乗じた額で、現在の使用料から10円以上増加する使用料を改めるものであります。

次に、議案第11号 矢吹町ふるさとの森芸術村条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律が公布されたことにより、矢吹町ふるさとの森芸術村条例について所要の改正を行うものであります。

改正の内容としましては、平成26年4月1日からの使用料において、現在の使用料に1.05を除して1.08を乗じた額で、現在の使用料から10円以上増加する使用料を改めるものであります。

次に、議案第12号 矢吹町体育施設条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律が公布されたことにより、矢吹町体育施設条例について所要の改正を行うものであります。

改正の内容としましては、平成26年4月1日からの使用料において、現在の使用料に1.05を除して1.08を乗じた額で、現在の使用料から10円以上増加する使用料を改めるものであります。

次に、議案第13号 矢吹町勤労者体育施設条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律が公布されたことにより、矢吹町勤労者体育施設条例について所要の改正を行うものであります。

改正の内容としましては、平成26年4月1日からの使用料において、現在の使用料に1.05を除して1.08を乗じた額で、現在の使用料から10円以上増加する使用料を改めるものであります。

次に、議案第14号 矢吹町福祉会館条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律が公布されたことにより、矢吹町福祉会館条例について所要の改正を行うものであります。

改正の内容としましては、平成26年4月1日からの使用料において、現在の使用料に1.05を除して1.08を乗じた額で、現在の使用料から10円以上増加する使用料を改めるものであります。

次に、議案第15号 矢吹町農村環境改善センター設置条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律が公布されたことにより、矢吹町農村環境改善センター設置条例について所要の改正を行うものであります。

改正の内容としましては、平成26年4月1日からの使用料において、現在の使用料に1.05を除して1.08を乗じた額で、現在の使用料から10円以上増加する使用料を改めるものであります。

次に、議案第16号 矢吹町農業集落排水処理施設設置条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律が公布されたことにより、矢吹町農業集落排水処理施設設置条例について所要の改正を行うものであります。

改正の内容としましては、使用料の算定方法において、算出した合計額に消費税相当の率を乗じておりますが、平成26年4月1日から、その率を100分の105から100分の108に改めるものであります。

次に、議案第17号 矢吹町都市公園条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律が公布されたことにより、矢吹町都市公園条例について所要の改正を行うものであります。

改正の主な内容としましては、使用料の算定方法において、算出した合計額に消費税相当の率を乗じておりますが、平成26年4月1日から、その率を1.05から1.08に改めるものであります。

次に、議案第18号 矢吹町下水道条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律が公布されたことにより、矢吹町下水道条例について所要の改正を行うものであります。

改正の内容としましては、使用料の算定方法において、算出した合計額に消費税相当の率を乗じておりますが、平成26年4月1日から、その率を1.05から1.08に改めるものであります。

次に、議案第19号 矢吹町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律が公布されたことにより、矢吹町水道事業給水条例について所要の改正を行うものであります。

改正の内容としましては、工事費の算出方法、使用料金、加入金の算定において、それぞれ算出した合計額に消費税相当の率を乗じておりますが、平成26年4月1日から、その率を100分の105から100分の108に改めるものであります。

また、手数料につきましては、公営企業会計では消費税が非課税であることから、100分の105を乗じて得た額を削除するものであります。

次に、議案第20号 第5次矢吹町まちづくり総合計画の一部変更についてであります。本案は、第5次矢吹町まちづくり総合計画における基本構想で、基本計画を中心としたまちづくりを目指すこととしており、この理念は、まちづくり総合計画に基づいた行政運営を徹底し、政策や事務事業をオープンにして開かれた役場の実現を目指すとともに、新たな事務事業はその都度追加・変更等をし、財政状況を踏まえた上で、より計画性が高い基本計画としてまちづくりを進めるものであります。

基本計画には計画期間中の事務事業を全て掲載し、これらを追加・変更する場合は議会の議決案件とすることで、議会との政策形成を図り、その内容を町民に公表しながら、町民・議会・役場が一体となったまちづくりを推進することが、基本計画を中心としたまちづくりの基本的な考え方であります。

このような理由から、平成26年度事業実施計画の策定に当たって基本計画に変更が生じたことから、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第21号 矢吹町復興計画の一部変更についてであります。本案は、平成24年3月18日に議会の議決を受けた矢吹町復興計画に新たに復興事業を追加するものであります。

矢吹町復興計画は、第5次矢吹町まちづくり総合計画を上位計画として、その目指す将来像の実現に向けた復旧・復興の取り組みを体系化し、第5次矢吹町まちづくり総合計画及び平成28年度からを計画期間として策定する第6次矢吹町まちづくり総合計画を補完する計画として、総合的に推進することとしております。

まちづくり総合計画に基づいた確実な行財政運営を徹底し、計画的かつ段階的な取り組みを進めるとともに、新たな事務事業はその都度追加・変更をし、社会情勢・財政状況を踏まえた上で、より実効性が高い復興計画として、まちづくりを進めるものであります。

復興計画には震災復旧・復興に関する事務事業を全て掲載し、これらを追加・変更する場合は議会の議決案件とすることで、議会との強固な連携を図り、その内容を町民に公表しながら、町民・議会・行政が一体となったまちづくりを推進することが、復興計画の基本的な考え方であります。

このような理由から、矢吹町復興計画に新たに復興事業を追加することについて、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第22号 字の区域の変更についてであります。本案は、経営体育成基盤整備事業で施行した長峰地区の土地改良事業において、換地計画を定めるに当たり、区域内に介在する東長峰、西長峰及び松房地内の字の区域を変更をするため、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第23号 矢吹町道路線の認定についてであります。本案は、滝八幡9号線、一本木32号線、新町西線の3路線について、道路法第8条第2項の規定により、町道路線の認定をするものであります。

滝八幡9号線につきましては、主要地方道郡山・矢吹線の福島県立矢吹病院入り口から寿光園、矢吹緑風園、三十三観音史跡公園へと通じる県立矢吹病院の敷地内道路延長120メートルについて認定するものであり、今後、町道として維持管理を行うものであります。

一本木32号線につきましては、町道曙町・長峰線と町道一本木29号線の交差点である白河信用金庫矢吹東支店から町営一本木住宅東側の町道曙町3号線を結ぶ延長105メートルについて、平成29年度完了に向けた道路整備を行うため認定するものであります。

新町西線につきましては、主要地方道棚倉・矢吹線から町道新町・弥栄線までの延長360メートルについて、今後、土地の利活用が促進されることが見込まれる国道4号東側の新町地内において、町道認定を行い幹線道路を結ぶ路線として、平成29年度完了に向け道路整備をしていくものであります。

次に、議案第24号 矢吹町体育施設の指定管理者の指定についてであります。本案は、矢吹球場・町営相撲場・大池球場・大池キャンプ場の4つの体育施設について、平成20年度から指定管理者制度を導入し、民間活力による施設の管理・運営を行ってきたところであります。

今回、平成26年3月でこれら施設の指定管理期間が満了することから、平成26年度からの各施設の指定管理者の指定について、提案をするものであります。

指定管理につきましては、施設の維持管理及び貸し出しに伴う受付事務と鍵の貸し出しが主であり、これまでの良好な業務実績や地域の人材活用と体育施設等の安定したサービス提供が図られることから、議案書のと

おり、福島県西白河郡矢吹町八幡町476番地1、公益社団法人矢吹町シルバー人材センターを矢吹町公の施設に係る指定管理者の指定の手続きに関する条例第2条ただし書きの規定に基づき、非公募により指定管理者に指定するものであります。

指定期間につきましては、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの3年間とするものであり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第25号 矢吹町勤労者体育施設の指定管理者の指定についてであります。本案は、勤労者体育館・町民テニスコートの2つの勤労者体育施設について、平成20年度から指定管理者制度を導入し、民間活力による施設の管理・運営を行ってきたところであります。

今回、平成26年3月でこれら施設の指定管理期間が満了することから、平成26年度からの各施設の指定管理者の指定について、提案をするものであります。

指定管理につきましては、施設の維持管理及び貸し出しに伴う受付事務と鍵の貸し出しが主であり、これまでの良好な業務実績や地域の人材活用と体育施設等の安定したサービス提供が図られることから、議案書のとおり、福島県西白河郡矢吹町八幡町476番地1、公益社団法人矢吹町シルバー人材センターを矢吹町公の施設に係る指定管理者の指定の手続きに関する条例第2条ただし書きの規定に基づき、非公募により指定管理者に指定するものであります。

指定期間につきましては、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの3年間とするものであり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第26号 矢吹町農村公園の指定管理者の指定についてであります。本案は、三城目農村公園・神田農村公園・田内農村公園の3つの農村公園施設について、平成20年度から指定管理者制度を導入し、民間活力による施設の管理・運営を行ってきたところであります。

今回、平成26年3月でこれら施設の指定管理期間が満了することから、平成26年度からの各施設の指定管理者の指定について、提案をするものであります。

指定管理につきましては、これまでの良好な業務実績や各農村公園の利用者が主に地区住民であり、地区行政区が管理運営を行うことにより公園施設の有効利用が図られることから、議案書のとおり、各地区行政区を矢吹町公の施設に係る指定管理者の指定の手続きに関する条例第2条ただし書きの規定に基づき、非公募により指定管理者に指定するものであります。

指定期間につきましては、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの3年間とするものであり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第27号 矢吹町公園の指定管理者の指定についてであります。本案は、大池公園を初めとする9つの公園施設について、平成20年度から指定管理者制度を導入し、民間活力による施設の管理・運営を行ってきたところであります。

今回、平成26年3月でこれら施設の指定管理期間が満了することから、平成26年度からの各施設の指定管理者の指定について、提案をするものであります。

指定管理につきましては、大池公園・赤沢中央公園・三十三観音史跡公園の3施設について、これまでの良好な業務実績や地域性等を考慮し、議案書のとおり、福島県西白河郡矢吹町八幡町476番地1、公益社団法人

シルバー人材センターを、また、三角点公園などの街区公園6施設につきましては、これまでの良好な業務実績と、地域住民中心の利用を目的として設置された公園であり、公園施設が地域の財産として愛され、地域の活性化にも寄与できることから、議案書のとおり各地区行政区を矢吹町公の施設に係る指定管理者の指定の手續きに関する条例第2条ただし書きの規定に基づき、非公募により指定管理者に指定するものであります。

指定期間につきましては、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの3年間とするものであり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第28号 平成25年度矢吹町一般会計補正予算（第7号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ2億6,266万3,000円を追加し、総額を108億7,998万5,000円とするとともに、繰越明許費の補正、債務負担行為の補正及び地方債の補正を行うものであります。

歳入の主な内容は、国庫支出金2億5,767万4,000円、繰入金2億9,411万1,000円、諸収入1,775万5,000円をそれぞれ増額し、地方交付税1億591万6,000円、県支出金4,672万1,000円、町債1億4,080万円をそれぞれ減額するものであります。

歳出の主な内容は、総務費が災害公営住宅整備事業に係る基金原資積立金等により3億5,816万6,000円の増額、衛生費が白河広域圏衛生費分担金等により4,381万2,000円の減額、農林水産業費が大雪によるパイプハウス共同購入事業等により1,951万6,000円の増額、土木費が公共下水道特別会計への公債費繰出金等により4,401万7,000円の減額、教育費が教育施設の長寿命化策定業務等により1,708万8,000円を減額するものであります。

次に、繰越明許費補正内容につきましては、放射線対策事業等の18事業について、年度内完了が困難なことから総額26億6,884万円を追加するものであります。

次に、債務負担行為補正の内容につきましては、矢吹町保健福祉センター、矢吹町健康センター、矢吹町福祉会館の指定管理料について、それぞれ限度額を77万6,000円、418万9,000円、46万円増額するものであります。

次に、地方債補正の内容につきましては、復旧復興事業債2,500万円を新たに追加し、経営体育成基盤整備事業債20万円、臨時財政対策債90万円をそれぞれ減額し、公共施設等整備事業債7,290万円、防災拠点施設整備事業債4,240万円、農業施設災害復旧事業債4,940万円を廃止するものであります。

次に、議案第29号 平成25年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算からそれぞれ1,763万5,000円を減額し、総額を22億4,457万8,000円とするものであります。

歳入の内容は、国民健康保険税1,042万6,000円、使用料及び手数料10万円、共同事業交付金465万5,000円、諸収入43万円をそれぞれ増額し、国庫支出金2,501万1,000円、療養給付費交付金277万4,000円、県支出金546万1,000円をそれぞれ減額するものであります。

歳出の内容は、諸支出金5万8,000円を増額し、保険給付費1,121万1,000円、共同事業拠出金278万2,000円、保健事業費370万円をそれぞれ減額するものであります。

次に、議案第30号 平成25年度矢吹町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ1億2,573万7,000円を追加し、総額を7億8,169万円とするともに、

繰越明許費の設定及び地方債の補正を行うものであります。

歳入の主な内容は、繰越金1億1,896万9,000円を増額し、繰入金3,827万5,000円を減額するものであります。

歳出の主な内容は、総務費1億1,893万6,000円を増額し、公債費1,120万円を減額するものであります。

次に、繰越明許費設定の内容につきましては、公共下水道施設地域再生基盤強化整備事業の年度内完了が困難なことから2,100万円を設定するものであります。

次に、地方債補正の主な内容につきましては、公共下水道施設整備事業費の増額により、公共下水道事業債1,250万円を増額するものであります。

次に、議案第31号 平成25年度矢吹町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ1億9,035万4,000円を追加し、総額を4億8,813万1,000円とするとともに、繰越明許費の設定及び地方債の補正を行うものであります。

歳入の内容は、繰越金1億9,479万2,000円を増額し、繰入金433万8,000円、町債10万円をそれぞれ減額するものであります。

歳出の内容は、維持管理費1億9,475万4,000円を増額し、公債費440万円を減額するものであります。

次に、繰越明許費設定の内容につきましては、農業集落排水施設三城目浄化センター外溝整備事業の年度内完了が困難なことから840万円を設定するものであります。

次に、地方債補正の内容につきましては、繰上償還による借りかえ債として、下水道事業債10万円を減額するものであります。

次に、議案第32号 平成25年度矢吹町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算からそれぞれ1,344万8,000円を減額し、総額を11億9,797万2,000円とするものであります。

歳入の主な内容は、保険料215万7,000円、繰入金1,382万1,000円増額し、国庫支出金1,355万3,000円、支払基金交付金1,157万1,000円、県支出金430万円を減額するものであります。

歳出の内容は、総務費44万4,000円、保険給付費1,153万8,000円、地域支援事業費42万5,000円、諸支出金104万1,000円をそれぞれ減額するものであります。

次に、議案第33号 平成25年度矢吹町水道事業会計補正予算（第4号）についてであります。本案は、収益的収入につきましては、既定の額から1,771万5,000円を減額し、収入予算総額を4億3,516万1,000円とし、収益的支出につきましては、既定の額から9万4,000円を減額し、支出予算総額を4億6,847万9,000円とするものであります。

収入の内容につきましては、給水収益600万円、他会計負担金1,128万5,000円をそれぞれ減額するものであります。

支出の内容につきましては、修繕費80万円、消費税200万円をそれぞれ増額し、企業債利息289万4,000円を減額するものであります。

また、資本的収入につきましては、既定の額に217万8,000円を増額し、収入予算総額を1億6,676万1,000円とするとともに、企業債補正を行うものであります。

資本的支出につきましては、既定の額に448万2,000円を減額し、支出予算総額3億1,148万3,000円とするものであります。

収入の内容につきましては、出資金434万5,000円を増額し、負担金206万7,000円を減額するものであります。支出の内容につきましては、建設改良費300万円を増額し、企業債償還金748万2,000円を減額するものであります。

次に、企業債補正の内容につきましては、繰上償還による借りかえ債として上水道事業債10万円を減額するものであります。

次に、議案第34号 平成26年度矢吹町一般会計予算についてであります。本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ102億5,000万円とし、あわせて債務負担行為、地方債、一時借入金及び歳出予算の流用について定めるものであり、平成25年度当初予算と比較して9.7%の増額となっております。

内容につきましては、施政方針で申し上げましたとおりでございますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

次に、議案第35号 平成26年度矢吹町国民健康保険特別会計予算についてであります。本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ20億9,026万円とし、一時借入金及び歳出予算の流用について定めるものであり、平成25年度当初予算と比較して0.4%の減額となっております。

歳入の主な内容は、国民健康保険税 5億811万6,000円、国庫支出金 5億3,044万5,000円、療養給付費交付金 3,930万2,000円、前期高齢者交付金 4億2,288万4,000円、県支出金 1億21万2,000円、共同事業交付金 2億7,665万8,000円、繰入金 2億1,087万2,000円となっております。

歳出の主な内容は、保険給付費12億8,579万4,000円、後期高齢者支援金等 2億8,534万5,000円、介護納付金 1億5,073万1,000円、共同事業拠出金 2億7,666万円となっております。これらで歳出総額の約96%を占めております。

なお、本案につきましては、矢吹町国民健康保険運営協議会より答申を受けた内容となっております。

次に、議案第36号 平成26年度矢吹町公共下水道事業特別会計予算についてであります。本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 5億6,721万6,000円とし、債務負担行為、地方債及び一時借入金について定めるものであり、平成25年度当初予算と比較して10.8%の増額となっております。

歳入の主な内容は、使用料及び手数料 1億1,284万4,000円、繰入金 2億4,656万3,000円、町債 1億4,860万円となっております。

歳出の主な内容は、総務費 1億1,759万7,000円、事業費 1億6,030万9,000円、公債費 2億8,921万円となっております。

次に、議案第37号 平成26年度矢吹町土地造成事業特別会計予算についてであります。本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ56万8,000円とし、一時借入金について定めるものであり、平成25年度当初予算と同額となっております。

歳入の内容は、繰越金56万8,000円となっております。

歳出の内容は、一般管理費56万8,000円となっております。

次に、議案第38号 平成26年度矢吹町農業集落排水事業特別会計予算についてであります。本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 2億334万7,000円とし、債務負担行為、地方債及び一時借入金について定めるものであり、平成25年度当初予算と比較して1.1%の増額となっております。

歳入の主な内容は、使用料及び手数料2,692万1,000円、繰入金 1億2,432万5,000円、町債4,450万円となっ

ております。

歳出の内容は、維持管理費5,669万8,000円、公債費1億4,664万9,000円となっております。

次に、議案第39号 平成26年度矢吹町介護保険特別会計予算についてであります。本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億1,279万5,000円とし、一時借入金及び歳出予算の流用について定めるものであり、平成25年度当初予算と比較して21.9%の増額となっております。

歳入の主な内容は、保険料2億280万3,000円、国庫支出金3億464万3,000円、支払基金交付金3億5,884万4,000円、県支出金1億8,425万3,000円、繰入金2億6,219万7,000円となっております。

歳出の主な内容は、総務費4,627万5,000円、保険給付費12億3,500万4,000円、地域支援事業費3,061万5,000円となっております。

次に、議案第40号 平成26年度矢吹町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億4,731万8,000円とし、一時借入金について定めるものであり、平成25年度当初予算と比較して7.3%の増額となっております。

歳入の主な内容は、後期高齢者医療保険料1億160万3,000円、繰入金4,313万6,000円となっております。

歳出の主な内容は、総務費461万3,000円、後期高齢者医療広域連合納付金1億4,015万3,000円、諸支出金255万1,000円となっております。

次に、議案第41号 平成26年度矢吹町水道事業会計予算についてであります。本案は、収益的収入につきましては、総額4億2,884万7,000円を計上し、主な内容は、水道使用料を主とする営業収益が3億7,582万8,000円、他会計負担金を主とする営業外収益5,301万7,000円となっております。

収益的支出につきましては、総額4億6,400万3,000円を計上し、主な内容は、受水費1億7,286万8,000円、減価償却費1億4,581万6,000円、企業債利息3,709万2,000円となっております。

資本的収支予算につきましては、収入額が、出資金3,191万5,000円など、合計3,191万7,000円に対して、支出総額は1億9,759万7,000円となり、差し引き不足額1億6,568万円は過年度分損益勘定留保資金などで補填するものであります。

資本的支出の主な内容は、工事請負費3,220万円、企業債償還金1億6,039万7,000円を予定しております。

なお、上水道の収支予算は、厳しい経営状況であります。今後とも経費の節減を図りながら、水道事業の使命である安全でおいしい水の安定供給に努めてまいります。

以上、提案理由とさせていただきます。

よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

◎散会の宣告

○議長（栗崎千代松君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。ご苦労さまでした。

なお、午後1時30分より全員協議会を開催いたします。

そして、全員協議会が終了後、議会活性化特別委員会の開催もありますので、よろしくお願いをいたします。

（午後 零時24分）

平成26年3月10日（月曜日）

（第 2 号）

平成26年第379回矢吹町議会定例会

議事日程(第2号)

平成26年3月10日(月曜日)午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(16名)

1番	安井敬博君	2番	加藤宏樹君
3番	薄葉好弘君	4番	佐藤幸市君
5番	鈴木隆司君	6番	青山英樹君
7番	竹元孝夫君	8番	鈴木一夫君
9番	大木義正君	10番	熊田宏君
11番	角田秀明君	12番	柏村栄君
13番	諸根重男君	14番	藤井精七君
15番	吉田伸君	16番	栗崎千代松君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	野崎吉郎君	副町長	渡邊正樹君
教育長	栗林正樹君	企画経営課長	藤田忠晴君
総務課長	水戸邦夫君	税務課長	佐久間一幸君
町民生活課長	会田光一君	保健福祉課長	阿部正人君
産業振興課長 兼農業委員会 事務局長	圓谷誠君	都市建設課長	藤田豊君
上下水道課長	円谷清茂君	教育次長兼 学校教育課長	陳野秀敏君

会計管理者兼
出納室長 井戸 沼 寿 量 君

生涯学習課長
兼中央公民館
近 藤 尚 一 君

職務のため出席した者の職氏名

議会議務局長 須 藤 源 太

主任主査兼
次 長 松 谷 誠

◎開議の宣告

○議長（栗崎千代松君） 皆さん、おはようございます。ご参集ありがとうございました。

ただいまの出席議員数は16名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（栗崎千代松君） それでは、本日の日程に入ります。

日程第1、これより一般質問を行います。

通告に従いまして順次質問を許します。

◇ 鈴木一夫君

○議長（栗崎千代松君） 通告1番、8番、鈴木一夫君の一般質問を許します。

8番。

〔8番 鈴木一夫君登壇〕

○8番（鈴木一夫君） 議場の皆様、おはようございます。

1番目ということで、一般質問をさせていただきます。

質問に入る前に、一言申し上げます。2月8日、15日の東日本の記録的な大雪に見舞われました。その際、道路及び通学、歩道路の除雪に関しまして、当町は他の市町村と比較して非常に迅速な対応であったと、久しぶりに町民の皆様からお褒めの言葉をいただきました。無論その除雪の仕方については、何点かかなり苦情が入ってきてはありましたが、当町から主に白河市内に通勤をされている皆様から、特に対応について、矢吹町あるいは隣の泉崎村について非常にすばらしかったというふうな感謝をされたことをお伝えしたいと思います。また、関係者の皆様には、この場をおかりいたしましてお礼を申し上げたいと思います。今後は、パイプハウスの倒壊など農業施設の被害に遭われた方々への、迅速なご支援のほどをよろしくお願いを申し上げます。

それでは質問に入ります。

ICT、インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジーの活用と今後の展望についてであります。この後、同僚議員から一部類似した質問が出てまいります。根幹は似ている部分がありますが主旨は全く違いますので、執行部のほうで適切なご答弁をお願いいたします。

1番、矢吹町のホームページに関してのリニューアルの取り組みについて質問をいたします。

まず、リニューアルの時期についてですが、基本的にリニューアルはいつごろを想定されておりますか。その際、いくつかの要望あるいはお願いがあります。まず、身近な姉妹都市であります三鷹市のホームページでございますが、いろいろランクづけが世の中かなり多いというか好きなんです。実は三鷹市のホームページは1,742自治体の中のホームページのランキングは総合2位なんです。要するに見た目、例えば皆さん姉妹都市ですのでよくお開きになるかもしれませんが、そんなにトップページの遜色がないように思われますが、

しかし、なぜ総合ランキング2位なんだということを考えますと、やはりウェブサイトの使いやすさやユーザーを迷わせないナビゲーション、誘導の仕方ですね、自治体の公式なウェブサイトとしての十分な提供が行われている。また、インターネットのメリットを生かした広報その他のコンテンツや行政サービスが提供されている等、当町のホームページと比較検証いたしますと、充実度も含めて歴然とした差があるように思われます。例えば4点具体的に申し上げます。

まず、防災情報についてですが、かなりきめ細かく記述されかつ閲覧しやすいんです。予期せぬ災害が今後も起きる可能性は避けられません。例えば、2月にあれだけの大雪に見舞われたわけですが、そのとき、ホームページでどう知らせめるのか、インターネットがつながる状況であれば必ず見ますから、当然我々も見ますし、例えば町内の方、町外の方、当然閲覧をしますので、その点について工夫が必要であろうと思われます。

次に、公共施設の予約ですが、身近な例としまして中央公民館以外は常勤の職員はおりません。オンライン予約ができればあるいはそういう予約状況が確認できれば、というふうに提案をいたします。よくありますように、皆様もご活用されているかもしれませんが、よく今はもう宿泊や云々についてはもう非常にネットでやっております、旅行者代理店がどんどんなくなっていると。関連性として、我々の公共施設も公民館も含めていろんな体育館の施設ですとか、そういうのもできるようにぜひ一考をお願いしたいと。

3点目ですが、電子申請サービスです。要するに、足がなくて今後、例えば役所に行けない、ここに来られない人、あるいは月水金で時間が延長されております、あるいは祝日1日、月1でやっておりますが、その時間に行けない人がたくさんいるわけですよ。でも欲しい人、そういう人は、例えばサラリーマンの方ですと会社を早退をする、あるいは休んで行かなくてはいけないわけですが、自宅やその他の場所からこういう各種申請ができないものかということも、一部盛り込んでいただきたいと。

もう一つ、4点目ですが携帯サイトです。モバイル端末を最大限意識したページづくりをしてほしい。例えば状況、こういうふうな災害状況の確認ですとか、それに限らず町のいろんなイベントも含めまして、こういうことをやっていますよと誘導するために、ぜひ、今も携帯サイトの一部、矢吹町で見られるんですが、もっと携帯サイトを意識したホームページづくりをやっていただきたいということです。

さらに、よく私も矢吹町のホームページを見させていただいておりますが、課題として更新のタイミングが遅いんです。例えば、具体的に言うと「さわやか会議室」がございまして、もちろん書き込み内容に問題があるものが多く見られていたんですが、再開が遅いのではないかと。例えば、「さわやか会議室」を開きますと、「この度、さわやか会議室を管理しております情報機器の老朽化のため、平成23年9月18日より利用ができなくなっております。大変ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解のほどよろしく申し上げます。なお、再開の見込みにつき次第ご案内しますので、ご理解とご協力をお願いします」というふうに記述をされているページに飛びます。さすがに、23年から動いていないわけで、これについては大いに反省をし、さらに、当然直す必要があるのかというふうに思います。

もう一つ、幾つかの各課のご案内がございまして、トップページ1番下には企画経営課のアドレスで各種ダイレクトメールがそこから直接行くんですが、その他は各課のホームページ、各課の案内を見ますと、アドレスは直接ダイレクトに行かないんですね。要するに、私なんかはコピーをして、例えば議会事務局ですとコピーしたアドレスをそこから送るというふうになっているわけですが、ぜひこれも各課にダイレクトに行く入力フ

ホームが張りつけられているように、情報管理者と課の担当者が閲覧できるようにお願いをしたいと思います。次に、2番目です。

モバイル端末によるSNSツール、ソーシャルネットワークのサービスですが、これはたしか皆さんもかなりの方がお持ちでして、スマートフォンですね、誰もが瞬時に情報を外に持ち出して取り出すことができます。例えば、今ここに来る前に少し調べてきたんですが、ユーザー登録数と見ますとツイッターはもう1,000万人ですね、でフェイスブックが2,100万人、ラインに至ってはこの2年6カ月なんですけど5,000万人です、全世界で3億人。この数字を見て、日々かなり驚くべきスピードでふえているんですね。それで、さすがにこれを利用しない手はないだろうと。住民の皆さんが本当にさまざまな場面でつながれる有効なコミュニケーションツールと考えます。

当町でも、4月から防災行政無線のメール配信が始まります。あるいは各小・中学校のメール配信が実施をされておりますが、突っ込んで三鷹市の安心・安全メールというのがあります。三鷹市の企画部の情報推進課というところで幾つかお話をさせていただいたんですが、要するに安心・安全メールってどういうことなんだ、どういうものを配信しているんだというふうに話をお聞きしますと、その転記をいたしますと子供に関する犯罪や不審者の情報、緊急情報として配信する必要がある情報、火災の発生に関する情報、恐らくここに今度災害があると思うんですが、事件解決に関する情報、これが主に配信をされていると。

また、災害情報の重要な役割を果たしたと賞賛されております2月15日の大雪災害での、同僚議員も言っておりますが長野県の佐久市長のツイッターの利用ですね。ホームページだけでなくモバイル端末を意識した情報発信のあり方については検討していただき、ただし、これは佐久市長は特殊な例でございまして、ただでさえ忙しい、例えば我々各市町村の首長がやれと言うわけではなくて、彼は個人的にこれらの方と常に交流を続けていたのでこういうことができたわけで、何も矢吹町の町長がこれを一緒にやる必要はない。行政サービスのあり方として、ただモバイル端末を利用したあるいは意識した行政サービスの提供や、さまざまな活用方法を検討していただきたいというふうに思います。

3つめにICTの教育現場での活用状況とその成果についてであります。

平成21年度の学校ICT環境整備事業において、全国の小・中学校にデジタルテレビ、パソコン、電子黒板、校内LANなどの設備機器が導入されましたが、効果的に利用されかつ授業の効率化が図られていますか、ということです。教育ICT活用普及促進協議会レポートによりますと、ICTの教育活用を推進する実践研究と題して、全国の小・中学校でICT教育事例を含め、教育分野へのICTの普及を促進していこうというふうにあります。しからば、当町において他町村との教育現場と情報の共有化が図られ、なおかつ効果的に活用して授業の効率化が図られているのかどうかというのを検証され、なおかつ問題点があるならば、それを浮き彫りにされているのかどうかをお伺いいたします。

次に、大きな2点目としまして小・中の一貫教育についてお伺いをいたします。

先ほど須賀川市で、平成26年度から市内の全小・中学校における小中一貫教育を実施するとの報道がなされました。幼・小・中連携の推進を具現化していくため、小中一貫教育須賀川モデルの基本構想を策定し実施するとの趣旨でございまして、教育長はこれをどう捉えるのか。また、当町に置きかえてこれを想定した場合、どのようなシナリオを描くのかをお尋ねいたします。もちろん、小・中学校の設置条件に関しまして須賀川市

は併設型、施設一体型、連携型のいずれかの形態で、全ての小・中学校で小中一貫教育を全面的に展開するというふうにございますが、これに関して町長のご意見あるいはお考えをお伺いいたします。

最後の大きな3点目ですが、陳情の採択についてであります。

町民から要望が上がった陳情、ここでは主に道路関係に特化して質問をさせていただきます。中で採択をされ、さらに今後実施されるであろう件数は、具体的に今後3年程度の段階でどの程度見込んでおりますか。また、実際採択をされて実行に至るまでの基本的なガイドラインについてお示しをいただきたいというふうに思います。

ご答弁のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 議場の皆さん、おはようございます。

それでは8番、鈴木一夫議員の質問にお答えいたします。

初めに、ホームページのリニューアルへの取り組みについてのおただしであります。本町の各種情報化施策については、平成23年8月に策定しました第2次地域情報化計画を情報化施策の基本的な考え方とし、計画期間を平成23年度から平成27年度までの5年間と定め、必要に応じ見直しを図りながら計画的に推進しております。

本計画の位置づけとしましては、第5次矢吹町まちづくり総合計画に基づく計画とし、総合計画が目指すまちづくりの実現手段を明らかにするとともに、国の戦略や指針等を踏まえた各種情報化施策に迅速に対応し、実現性を持って推進するものであります。具体的な事業につきましては、社会経済情勢や情報通信技術の変化に的確に対応するため、別に年次的実施計画として取りまとめを行い、必要に応じた計画の見直しを行っております。これら計画の実現に向けて、役場内全般の業務を把握し、情報化に精通している情報化リーダーを中心とする全体会議を適宜開催し、計画内容の新規追加及び変更等を行い、計画的かつ実現性のある事業実施に努めております。

このような情報化施策の取り組みの中で、ホームページについては重要な情報発信源の一つと認識しており、自治体の顔とも言うべき存在であるため、平成22年度にリニューアルを行い充実を図ってまいりました。リニューアル前のホームページでは、記事を掲載するために専門的知識を必要とするほか運用管理においても課題がありましたが、現在は記事を掲載する作業も容易となり、特定の職員に頼ることなく各課での作業が可能となっております。

また、現在のホームページは白河市、矢祭町、棚倉町、塙町との広域共同運用を行っており、非常に安価な金額での活用が可能となっております。しかしながら、情報通信技術の進展は目覚ましく、リニューアルして4年近くが経過する中で、三鷹市を初め他市町村での先進的な取り組みは見習うところが大きいと考えております。特に、議員おただしの防災情報、観光イベント情報等の掲載情報の充実や更新の迅速化については、意識の改革及び組織的な取り組みが必要であるため、さらなる充実に向けた方策を検討してまいります。

また、「さわやか会議室」を初め、公共施設の予約等、各課へのメール問い合わせフォームなど、町民の利

便性の向上、さらには行政サービスの向上に資する取り組みについては積極的に検討するとともに、計画的な導入を図ってまいります。

今後、ホームページにつきましては三鷹市を初め、自治体サイトランキング上位の自治体を参考にするとともに、専門家等の意見もいただきながら、使いやすさ、見やすさ、情報量、迅速な更新を兼ね備えたホームページの検討を図り、町民の皆様への的確な情報発信に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、モバイル端末を活用した行政サービスの提供についてのおたただしではありますが、議員おただしのとおり、小型軽量で持ち運びができる情報端末いわゆるモバイル端末につきましては、スマートフォンを初めタブレット型端末など、近年その普及は目覚ましく、現在私自身もスマートフォンを利用しております。モバイル端末は、使いたいときにすぐ使える、小さくて持ち歩きやすい、バッテリー寿命が長いなどのメリットが挙げられ、このように手軽さ、便利さを兼ね備え、急速に普及しているモバイル端末を活用した情報の共有は、有効なコミュニケーションツールであると認識しております。

このような状況の中で、本庁では平成19年7月より、小・中学校、幼稚園、保育園の保護者等に対し、不審者情報、インフルエンザ情報など緊急情報をメールで配信する「子ども安心ネットワーク」、また町消防団に対し、火災等の情報を迅速かつ的確にメールで配信する「地域安全ネットワーク」を両輪とする「やぶき安心・安全ネットワークシステム」を構築し、現在も運用しております。2月末現在、本システムへの登録者数は1,100名を超え、東日本大震災時には消防団員等への連絡手段として有効に活用されるなど、災害時の緊急連絡網として、通常時には事務連絡網として活用されております。

また、広報やぶき3月号でもお知らせしておりますとおり、4月1日から防災行政無線で放送した内容を携帯電話等のメールアドレスへ配信するサービスを開始し、パソコンやスマートフォン、携帯電話等から本サービスに登録いただくことで、防災行政無線で放送するほぼ全ての情報を即時にメールで受信することが可能となり、防災行政無線の難聴対策の一つとしても取り組んでいるところであります。

このほか、議員おただしのとおり、ツイッターやフェイスブック、ラインなど多くの方が利用しているSNSツールを活用したさまざまな情報発信を初め、これらのツールが、町民の利便性の向上と行政課題の解決につながる有効な手段として活用できるよう、さらなる検討を深めてまいります。

これら情報通信技術の導入を検討する中では、本町の情報化施策の基本的な考え方を示した第2次地域情報化計画における情報化の視点の一つに、情報通信技術を利用できない人、利用しない人にも十分配慮するという非利用者配慮の視点を掲げており、このような情報弱者と言われる方への方策についても、あわせて検討する必要があると考えております。

今後、国では平成28年1月の利用開始を予定している社会保障、税番号制度「マイナンバー制度」の導入をはじめ、情報通信技術を活用した行政サービスの提供はさらに加速すると見込まれることから、町としましてはそれらに対応すべく電子自治体の構築に向け、計画性と実現性を持った各種情報化施策の推進に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、道路整備陳情の採択についてのおたただしではありますが、道路整備要望の陳情件数につきましては、平成25年度までに128件挙げられており、うち75件の道路の整備が完了し、53件の道路整備が未実施となって

おります。これら道路整備の実行に至るまでの基本的ガイドラインということではありますが、国土交通省所管の社会資本整備総合交付金事業などの改良拡幅を伴う整備については、都市の骨格を形成する道路網整備により、地域の活性化や産業の振興を図るとともに、主要道路へのアクセスを容易にし、安全・安心な歩行空間を確保しながら生活環境の向上を図ることを目的に事業を進めております。

また、道路拡幅を行わない生活道路整備事業の現道舗装工事においては、道路利用者の利便性と生活基盤の整備を図るため、計画的に推進しているところであります。

今後3年間程度の道路整備件数につきましては、平成25年度では、国の交付金事業である社会資本整備総合交付金事業において新町弥栄線を含む4路線、臨時地方道整備事業で東郷12号線を含む2路線、平成17年度から事業着手しました、道路拡幅を行わない生活道路整備事業の現道舗装事業で神田西地区道路を含む8路線、合計14路線の整備を進めております。平成26年度においては、社会資本整備総合交付金事業において7路線、臨時地方道整備事業で4路線、生活道路整備事業の現道舗装工事で10路線、合計21路線の整備を計画しております。

なお、生活道路整備事業の現道舗装工事については道路拡幅を行わないため、単年度での工事完了が図れることから、年間10路線、3年間で30路線程度を目標に整備してまいりたいと考えております。

また、社会資本整備総合交付金事業等の改良拡幅を伴う事業につきましては、計画から道路完成に至るまで、道路の延長により整備に要する年数は前後しますが、最低でも3年程度の期間を要するため、今後3年間で10路線程度の着手見込みになると考えております。

今後も、整備要望があります陳情道路の早期完了に向け事業を推進してまいりますので、ご理解とご協力をお願いし、以上で8番、鈴木一夫議員への答弁とさせていただきます。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 議場の皆様、おはようございます。

8番、鈴木一夫議員の質問にお答えいたします。

初めに、ICTの教育現場での活用状況とその成果についてのおたただしですが、本町では、未来を担う子供たちの情報教育の充実を目的とした平成21年度文部科学省学校ICT環境整備事業を活用し、抜本的な整備を図っております。2011年のアナログ放送終了に対応するとともに、わかりやすい授業を実現するため、プロジェクターや実物投影機等の周辺機器が接続可能な50インチデジタルテレビを各教室1台、電子黒板は各学校に2台ずつ配備いたしました。さらに、小・中学校で校務用、教員用パソコン97台、教育用パソコン193台、その他プリンタ等周辺機器を合わせ、総額約6,400万円をかけ整備を行いました。なお、当該予算の2分の1が国庫補助金、学校情報通信技術環境整備事業費補助、残りの2分の1は地域活性化・経済危機対策臨時交付金等で賄われており、町負担は実質なしという事業でありました。町負担はないとはいえ、これだけの国費を投じての情報機器環境整備を行ったことは大変重いことでありまして、その活用については教育委員会といたしましても管理指導してきたところであります。

さて、これらの情報通信機器を活用し、その後の活用が図られているかのおたただしですが、まず各

学校に配置した電子黒板、デジタルテレビ、パソコンにつきましては授業・研究等において、日ごろより各校が創意工夫して活用を図っております。具体的には、実物投影機とデジタルテレビを接続し、算数や国語等の授業において資料を提示したり、子供のノートを提示しながら発表させたりして、効果的に使用しております。電子黒板は、直接画面に文字が書けることが大きな特徴ですが、その機能を生かし、算数における面積の学習や、全校集会での子供たちへの説明や、新入生保護者説明会などに使用している学校もあります。

さらに、各小・中学校のコンピューター室には、子供たちが一人1台使用できるようパソコンを整備しておりますが、全ての学校にスカイメニューという授業支援システムを導入しており、一人の先生が子供たち全員の画面を集中管理し、個人の画面を全員に表示させたり、個別に操作方法を提示したりして効率的に学習を進めております。この支援システムは全校で活用が図られ、特に総合的な学習の時間を初めとして、子供たちが社会、理科など、学習内容の疑問点などの調べる学習で効果的に活用しております。

次に、教員一人当たり1台配置したパソコンの活用状況についてであります。学級通信、成績処理等の事務処理や、学校ホームページによる情報発信、インターネットを活用しての教材研究、校内LANを活用してのデータ共有など、教員にとっては毎日の事務処理になくてはならないものとなっております。

このように、小・中学校においてそれぞれ工夫をしながらICTの有効活用を図り、子供たちの豊かな学習に生かされております。今後も、授業におけるICT機器の効果的な活用を図った学習に取り組んでまいりますとともに、その使い方についても情報モラルも含め、今やなくてはならない教育用具、生活用具として有効に活用できるよう、指導を図ってまいります。

次に、小中一貫教育についてのおたがしであります。小学校と中学校の義務教育は、人間として生きていく上での基礎を築くものであります。教育委員会と小・中学校は義務教育の重要性を踏まえ、子供たちの教育にともに取り組んでおります。小・中学校の学習指導要領においては、学年ごとの教育の指針や内容が示され、その趣旨に基づきそれぞれの教育を行い、義務教育9年間を見据えた系統的な指導が求められています。しかしながら、中学校は思春期という成長期の子供たちを目の前にして、生徒指導上の問題や友人関係、進路の問題、先輩後輩の関係など、小学校時代とはまた違った課題もあり、教師もまたときに厳しく指導する場合がありますが、そのような小学校との違いに不応を起す場合もあります。それが、中1ギャップと言われる現象であります。

議員ご指摘の小・中一貫教育については、この中1ギャップ克服のため、文部科学省においても小中一貫教育に関する協議会等を設け、小・中学校間の円滑な連携のあり方の研究を進めております。また、そのような中で、小・中学校の6・3制の学制のあり方、さらには高校も含めた検討もしております。

須賀川市の小中一貫教育は、全小・中学校を挙げて幾つかのモデルを示して計画的に取り組んでいくとのこととあります。5年後の校舎建てかえにあわせての施設一体型を目指す1小学校、1中学校を除いては、全て近距離の小・中学校間の連携型をとり、小・中学校の教職員が相互に授業を行ったり、生徒指導を連携して解決したりすることを考えているとのこととあります。

我が矢吹町でも、将来的には小中一貫教育を一層進めていきたいと考えておりますが、現在、幼稚園、保育園、小学校、中学校、光南高校とともに学力向上推進委員会、町生徒指導主事連絡協議会を通して連携を進めております。すなわち、小・中連携を図りながら小学校、中学校の教師がともに互いの授業の内容、方法等の

違いや共通点等の実際を見合い、見せ合うとともに、子供たちの発達段階の違いを感じ取り、小学校教師の丁寧な指導に中学校教師が学び、筋道だった学習指導の組み立てとその指導に小学校教師は学び、そして授業の後の研究会では忌憚なく話し合い、互いのよさを学び合い、小・中学校の子供たちの特性についても研修に努めております。

教育委員会といたしましては、さらに連携を深めることを目的に、カリキュラムの一体化や、相互の授業交流として小学校の教師が中学校へ行って授業をし、中学校の教師もまた小学校へ行って授業をするというようにするなど検討はしております。しかし、教師の負担が大きくなる恐れもあり、そのようにするのであれば先進校のように教員加配、教師や子供たちの移動費用の負担等大きな予算も伴うので、今できる範囲での連携強化を図っているところであります。

そこで、小・中学校の指導方法や指導内容の連携を密に考えるなど、子供たちの実態や教師の実態に即して、連携の強化に一層努めていきたいと考えております。ご理解とご協力をお願いいたします。

これで、8番、鈴木一夫議員への答弁とさせていただきます。

○議長（栗崎千代松君） 再質問はございませんか。

8番。

○8番（鈴木一夫君） 答弁ありがとうございました。幾つかの質問をさせていただきます。

まず、ホームページに関しましては、町長もホームページは自治体の顔であるというふうにご認識をされておまして、矢祭町とかいろんな自治体と共同してということでございますが、ただ今、更新につきましてはそんなに特定の人が専任でやる必要はなく、各課での対応が可能だというご答弁をいただきましたので、1点につきまして、例えば防災情報については迅速にやっていただきたい、あるいは変えていただきたいというふうに思いますし、もう1点、先ほど子ども安心ネットワーク、地域安全・安心ネットワーク1,100名登録されているということでございますが、実際にはこれを活用されてどの程度発信をされていたのかという、回数ですが、それをお知らせいただきたいと思います。できれば、細かくなくても結構ですが、どんな内容のものを発信されたのかということをお伺いしたいと思います。それが1点目です。

もう1点、陳情の採択についてでございますが、件数についてはお示しをいただきましたので理解をいたすところでありますが、例えば陳情された地区に対しまして、まだ未実施のところについては、執行部のほうでどういうふうにお示しをしているのか。例えば、大分前に陳情して採択をされているんですがいつになるんですか、あるいは、今こういう状況ですよということについて、町側としてはどういうふうに対応されているのか、あるいはどういうふうに対応しようとしているのかについてお伺いをいたします。

次に、教育長にお尋ねをいたします。

実は、ICTの環境整備事業についてでございますが、一つ一般質問の中でもお話しさせていただいているんですが、6,400万円という金額で整備をされたわけでございます。私は、どういうふう効率化が図られているんですか、それについては成績処理ですとかデータ共有とか、一般的にいろいろ考えられて実施をされていると思いますが、問題点についてはどのように浮き彫りにされていますかということにつきまして、もう一度返答をいただきたいというふうに思います。

よろしく申し上げます。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 8番、鈴木一夫議員の再質問にお答えさせていただきます。

ホームページの件に関しては、先ほど答弁させていただいたとおりでありまして、なお一定のご理解をいただいたものというふうに思っております。今後も更新については、町民の皆様に対する的確な情報発信に努めてまいります。なお、防災情報についての更新ということでございますので、これらについては今現在、構築に向けて努力をさせていただいておりますので、ハード、ソフトの両面にわたって、鋭意、今後努力させていただくことをさらに約束させていただきます。なお地域安全ネットワーク等の件数についてのおただしについては、今ちょっと情報を持ち得ておりませんので、後ほど詳細なデータを作成しまして、鈴木一夫議員のほうにお示ししたいというふうに思っておりますので、この場でお答えすることができないことを申し添えておきたいと思っております。

また、陳情についてでございますが、これも一定の理解を得たものというふうに私自身考えておりますが、未実施地区に対して今後のスケジュール等も含めて、どういうふうに説明を加えているかというようなおただしについては、これについて私自身の認識としましては、そうしたことが完全になし得ていないというようなことで思っておりますが、なおこれらについても1件ずつ答えるというのはなかなか難しいんですが、わかる範囲で担当課長のほうから説明させますけれども、これについても後ほど詳しい情報をもって鈴木一夫議員のほうにお示しをさせていただきます。今わかる範囲で、都市建設課長のほうから答弁させますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 鈴木一夫議員の再質問にお答えをいたします。

学校あるいは教員等のいろいろと話題になっていることと申しますか、問題として挙げられているようなことを幾つか申し上げたいというふうに思います。

1つは、実物や実体験とコンピューターを通したいわば間接体験との違いをどう指導していくかということが1つございます。例えば、ある子供が「海外になど行かなくてもいい」と、「インターネットでもう全部わかるもの」と、それとは違うんだよというようなことも当然指導しているわけですが、そう考えてしまう子供も実際にいると。

それから、教員等からのこの要望もどんどん膨らんでくる。例えば、デジタル教科書はないのでしょうか。これを入れるとなるとまた莫大な費用を要します。そういうように、いろいろとこの要望が膨らんでいる、それに応えることはなかなか難しいということがあります。

それから、コンピューターの使い方についてであります。子供たちに例えば、自由に使っていよいよと言いますと、一部の子供はインターネットからゲームを見つけて、それで遊ぶ子が出てまいります。学校ではもち

ろんそういうことを基本的に禁止はしておりますが、しかし、ぱぱっとそのサイトを見つけてやる子供が。そして、家ではどうしているかという、コンピューターを使ったあるいは、いわゆるパソコンだけではなくて、いろんなゲーム機などでそういうゲームにのめり込んで1日5時間も6時間も。「そんなにやって家の人どうしているの」と聞くとある子は「だって、お父さんもやっているもの」と。真夜中までやっている。それから、注意されると、「私は布団をかぶってやっています」とか、そういう子さえ出てきて、ある例の場合でも昼夜逆転してしましまして、学校にも登校が難しいというような子さえ出てきているというような。これはICT教育ということではありませんけれども、そのような問題も現実にはいろいろと出てきているわけでございます。

ですから、情報モラルも含めてそういう指導の難しさということもございませぬ。もちろん、学校と家庭と協力し合いながらともに指導していかなければならぬ、このような問題も押さえながら、注意して今後とも指導してまいりたいというふうに考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

都市建設課長、藤田豊君。

〔都市建設課長 藤田 豊君登壇〕

○都市建設課長（藤田 豊君） 8番、鈴木議員の再質問にお答えいたします。

質問の内容は陳情を受けて未実施の部分についての、一般的には陳情を出す方は行政区の区長やら地域の団体等が要望を出すわけなんです、その方々への未実施の説明あるいは対応をどのようにしているかというご質問なんです、今までは50何路線ほどまだ未実施であるわけなんです、私のほうで説明は特にはしていませんでした。

ただ、近年陳情を受けている場合がありますが、例えば生活道路の要望等につきましては、今、町長が申したとおり年間七、八路線あるいは10路線程度実施しておりますので、ある程度の予測はされますので、3年間程度の数量以内であれば、その時点で正直言って3年以内で何とか整備したい、あるいは緊急的あるいは安全性的に整備しないとならないところについては来年実施しますよとかというようなことで説明をしております。ただ拡幅を伴うものにつきましては、実は町単独の費用だけで事業をやっておりません。国のほうの補助をいただいておりますので、国のほうの補助採択も受けるような都合がありますので、はっきりと申し上げることができないということで、相当の期間がかかっているような状況でございます。

また、地元の方々については非常に大切な道路ということで、私のほうでは理解をして、議会のほうでも採択をしているかと思うんですが、町全体を見た中で果たしてこれが緊急性があるのか、あるいは緊急性が高いところに位置づけされるのかとか、そういう道路のところもありますので、私のほうでは町全体を見渡して、緊急性の高いものを選び出して整備を進めているような状況でございます。

以上でございます。

○議長（栗崎千代松君） 再々質問はございますか。

8番。

○8番（鈴木一夫君） 簡単にさせていただきます。

まず、町長のご答弁の中で、地域安全・安心ネットワーク何件ありますかと、その内容についてはお知らせをしますということでしたが、それはここにいる議員全員にお知らせをしていただきたいというふうをお願いをいたします。

あと、教育長にお尋ねをいたします。

大体お話の内容は理解はしているんですが、もう1点ちょっと問題として、特に小学校なんですけど、小学校についてはその規模の大小がございます。特に心配をしている部分というのは、町内だけでいいですと学校間によってレベルの差はないと思いますよ、ないとは思いますが、実際に運用を含めて、男性女性本当は関係ないんですが、どうしても男性の教職員の数が少ない現状からすると、男性の先生の負荷がかなりかかってきているのではないかと。

その先生が得意ならいいですけどもという意味合いもあるんですが、基本的に特に小学校関係ですと、学校間においてレベルの差はあってはいけないので、教育委員会としてはどのように対応されているのか、あるいはつかんでいるのかということも含めまして、細かくは突っ込みませんので、どういうふうを考えているのか、実施をしていこうとしているのか、やはり学校間で格差があってはいけませんから、そこら辺のご答弁をお願いいたします。

以上です。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 鈴木一夫議員の再々質問にお答え申し上げます。

学校間の格差の問題でございますが、私は4小学校に特段の格差はないというふうを考えております。そして、じゃ全く学校とか学級とかそういうものに差がないのかといえば、全くないというふうには言えないというふうには思います。それは、格差という意味ではなくて、例えば特質とかいろいろな面で、それから教師によっても、例えばパソコンが得意な教師はどうしてもといますかよく使いますし、得意でない教師はあまり使いません。そういうようなことで、いろいろな差が出てくることはあるというふうを考えております。

そしてまた、そういうものに対して、そういう状況に対して教育委員会はどのようにしているかといいますと、例えば学力向上の授業交流会というのを各学校で行っておりますが、そういうときには私と小峰指導主事とで訪問をして、つぶさに見て指導もいたしますし、あるいはそういうこと以外に私と指導主事とときどき学校を訪問して、学校の中の様子あるいは先生方の指導の様子もつぶさに見て、そのたびに指導もしております。そういうことを通して、格差にならないように十分に注意をしているということで、特段の格差はないというふうに申し上げて、答弁とさせていただきます。

○議長（栗崎千代松君） 以上で8番、鈴木一夫君の一般質問は打ち切ります。

ここで暫時休議いたします。

（午前10時52分）

○議長（栗崎千代松君） 再開いたします。

◇ 薄葉好弘君

○議長（栗崎千代松君） 続きまして、通告2番、3番、薄葉好弘君の一般質問を許します。

3番。

〔3番 薄葉好弘君登壇〕

○3番（薄葉好弘君） 議場の皆様、おはようございます。また、傍聴席の皆さん、大変ご苦労さまです。

それでは通告した一般質問をさせていただきます。

東日本大震災から早いもので、あすで丸3年を迎えようとしておりますが、震災とその後の原発事故の影響により、いまだに震災前の生活に戻れない状況であり、農産物の風評被害もいまだ続いている状態であります。このような現況の中で、政府はアベノミクスの成長戦略により農林水産業を成長産業にするということで、TPP交渉や今年度からの新たな農業政策を進めておりますので、最初に新しい農業政策の対応について質問させていただきます。

平成26年度から始まる日本型直接支払制度ですが、政府では農業の多面的機能の維持発揮のための地域活動や営農活動に対して支援する制度であると言っておりますので、我がさわやかな田園の町としては大変取り組みやすい制度であり、多くの集落で取り組んでいただきたいと思われます。先月、新農政の説明会も実施されましたが、町としては具体的なモデル地区の設定を含めて、取り組む集落や農業団体等など、どの程度予定しているのか、またどの程度まで指導、支援をする考えがあるのかをお尋ねいたします。

次に、農地中間管理機構、通称農地集積バンクについてですが、国では使われなくなった農地を借り受け、小さな水田を一枚にまとめるなどの整備をしてから、新たな担い手に貸し出す機関として、農地の大規模化による農地流動化を進める画期的な手法として、都道府県段階に公的な機関として農地中間管理機構を設置するようになりました。農地の借り手を公募するという点では、企業の新規農業参入を進めるものではないかと言われており、この設置により町行政としての役割や町農業委員会としての役割については、具体的にどのような対応を考えているのかをお尋ねいたします。

次に、水田フル活用の取り組みについてですが、平成26年度から産地交付金による支援の要件として、地域の特色ある魅力的な産品の産地を創造するための地域の農作物振興の設計図となるものでありますが、町としては水田フル活用ビジョンの内容検討を、取り組み方針も含めてどのように考えているのかをお尋ねいたします。

2つ目は、除染対策についてです。

まず、仮置き場の設置による管理方法についてお尋ねいたしますが、柿の内と田内地区内の除染も終わり、除染による汚染土壌等も仮置き場に設置されましたが、地区の住民はもとより町民の方々に対し安心・安全な管理体制が求められており、町民の方々も管理方法については大変関心を持っておりますので、今後の管理方法はどのような方法で安心・安全を周知していくのかをお尋ねいたします。

次に、除染の進捗状況と今後の仮置き場の設置についてですが、除染計画に基づき除染を実施しているわけですが、現在までの除染状況では町の仮置き場の設置が決定していないこともあり、計画よりかなりおくれ

いる状況と思われませんが、町内の全ての除染対象が終わる時期の見通しとしてはいつごろになるのかをお尋ねいたします。

最後に、先月から現在も流行しておりますインフルエンザの対応についてお尋ねいたします。

インフルエンザによる学級閉鎖についてですが、先月からインフルエンザが流行しており、町内の小学校でも学級閉鎖をしたそうですが、学級閉鎖による児童への対応はどのように行っているのかをお尋ねいたします。

次に、インフルエンザの予防対策についてですが、インフルエンザの予防対策ではワクチン、手洗い、うがい、マスクが基本であります。学校などの教室ではインフルエンザウイルスが湿度に非常に弱いので、室内に加湿器などを使って適正な湿度に保つことが有効な予防方法であると言われております。このような予防方法であれば、学級閉鎖までには至らないのではないかと思いますので、このような予防対策はとられているのかをお尋ねいたします。

以上、3項目について質問させていただきますので、ご答弁のほうをよろしく願いいたします。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 3番、薄葉議員の質問にお答えいたします。

初めに、平成26年度から始まる日本型直接支払制度について、町として具体的なモデル地区の設定や取り組む集落等の予定地区また支援内容についてのおただしであります。日本型直接支払制度につきましては、地域の農業者等が農地、水路、農道等を共同で管理する地域活動に対して交付されるものであり、農業、農村の多面的機能を維持し、農業担い手の農地等維持管理の負担軽減を図ることを目的に、平成26年度から5年間実施される事業となっております。

この制度は、集落等で行っている農地等の草刈りや水路の泥上げ、道普請などの取り組みを組織化し、共同で活動することで対象となる農地維持支払交付金、従来の農地・水保全対策が組みかえとなり、水路等の軽微な補修や植栽による景観形成等の地域資源の質的向上を図ることで対象となる資源向上支払交付金で構成され、この2つをあわせて取り組んだ場合、基本単価として水田であれば10アール当たり5,400円の交付金を受けることができます。

町では、地域の環境保全や施設の長寿命化あるいは担い手の負担軽減を図るため、日本型直接支払制度の活用を集落等における今後の地域づくりの重要課題と位置づけており、2月12日から27日までの16日間にわたり、町内32カ所において開催した新たな農業・農村対策説明会の中において概要説明を行いながら、地区の皆様と意見交換を図ってまいりました。ようやく3月に入り制度の細かい部分が示されてまいりましたが、この日本型直接支払制度で重要なことは、取り組むべき主体となる集落等でメリット、デメリットを含めて十分な話し合いが行われることであり、また、取り組む場合には、推進体制や役員の方を決めていただくほか、記録や帳簿の整理といった活動についても全員参加型で行うことであります。

議員おただしの具体的なモデル地区の設定や来年度実施予定の地区数、町の支援内容等についてであります。モデル地区については町のほうから指名することはいたしません。来年度予定している地区が、結果的に他の地区の参考となるモデル地区になるのではないかと考えております。また、平成26年度に予定している

地区については既に集落等で話し合いが行われ、意思決定が図られており、推進体制や役員が決まっている、準備が整っている地区であります。現時点では、平成26年度実施予定の地区数は確定はしておりませんが、このような実施に当たっての工程を踏まない地区については、平成26年度は検討期間として、平成27年度スタートに合わせた調整をお願いしているところでもあります。

町の支援につきましては、平成26年度予定地区では活動計画書の作成や図面作成、協定書の締結など書類等の整備に加え、実際の活動内容や記録、出納簿の整理などが必要になりますので、今後実施主体が主体的に活動できるよう、取り組み内容に沿った支援を講じてまいりたいと考えております。

なお、平成26年度実施が難しく平成27年度以降になる地区については、順次情報提供に努め、平成27年度にスタートができるよう説明会を行うなど、地域に寄り添った支援を講じてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、国では農地流動化を進める画期的な手法として、都道府県段階に公的機関として農地中間管理機構を設置することになり、町行政の役割や町農業委員会の役割がどのようになるのか、また、具体的な対応についてのおただしであります。農地中間管理機構については、農地の有効利用の継続や農業経営の効率化を進める担い手への農地利用の集積・集約化を進めるため、農地を貸す側となる出し手と農地を借りる側になる受け手をつなぐ中間組織として都道府県に1つ設立されるものであり、その業務の一部が市町村等に委託されることになっております。福島県では、4月以降に県段階の農地中間管理機構が設立される予定であり、まだ細部の調整が済んでおりませんので、県内における市町村の役割は正式には決まっておりません。ただ、国のQ&Aを見ますと、市町村等の役割は、相談窓口の設置、出し手の掘り起こし、借り受け予定農用地等の位置・権利関係の確認、出し手との交渉、契約締結事務、利用条件改善業務の実施、借り受け希望者との交渉等となっておりますので、このいずれかの事務が市町村等においてくるものと考えております。

また、市町村では、人と農地の問題の解決方法や地域農業の将来のあり方を明確にした人・農地プランを作成しており、矢吹町においても認定農業者80名と就農5年未満の新規就農者、集落営農組織を担い手リストに位置づけた矢吹町人・農地プランの作成を現在進めているところでもあります。人・農地プランは、地域が抱える人と農地の問題を解決するための設計図であり、このプランができ上がることで、農地中間管理機構の位置づけが明確となり、出し手・受け手の関係が機能的に動いていくものと考えております。

また、これまでは農地利用集積円滑化団体としてJAが農地の賃貸借等の事業を行ってまいりましたので、JAとの役割分担、連携が重要であり、今後関係機関における役割分担が、県より順次示される予定となっております。

次に、町の農業委員会の役割であります。Q&Aによりますと、農業委員会は市町村の独立委員会として農地に関する業務を行っているため、1つ目には、市町村と連携して機構の業務に協力する、2つ目には、特に、農地利用配分計画を作成するに当たっては、農地の地番、所有者等の情報を正確に把握している農業委員会の協力が必要との考え方が示されております。

また、農地台帳の電子化として公表用の地図システムを構築し、システムにアクセスすれば農地の地積、地番、賃貸借の設定等の情報が得られるようにすることになっておりますので、このような対応が今後、農業委員会として出てくるものと考えております。

いずれにしても、新しい制度であるため細部が決定しておりませんので、情報収集に努めながら、近隣の市町村の動向にも注視し、最善の対応をしてみたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、平成26年度から産地交付金による支援の要件として、水田フル活用ビジョンを作成することになり、地域の作物振興の設計図として、水田フル活用ビジョンの取り組み方針等をどのように考えているのかのおただしであります。水田フル活用ビジョンについては、おおむね3年から5年間の取り組み方針として、作物の現状、取り組み方針、作付予定面積、生産拡大に向けて導入する新しい技術、活用施策等を示し、産地交付金を活用した地域の特色ある産地づくりを進めるものであります。

産地交付金については、今回矢吹町に対し1,300万円の予算枠が示されましたので、今後はこの予算を活用し、所得増加につながる作物生産の取り組みや生産性向上、低コストの取り組みを進めてまいりたいと考えております。

水田フル活用ビジョンの具体的な内容については、4月に開催する矢吹町農業再生協議会の中で決定され、交付単価も決まりますが、先に開催しました新たな農業・農村対策の集落説明会の中では、予定額として加工用米、飼料用米、大豆は10アール当たり1万円、備蓄米は10アール当たり5,000円で示したところであります。震災以降、三神地区における大豆の産地化が進んだことや、畜産農家の堆肥と水稻農家の稲わらを交換する耕畜連携が拡大するなど、水田を活用した取り組みが進んだ一方で、5年後には減反政策が廃止となり、米政策が大きく転換することになりますので、水田フル活用ビジョンでは、5年後の姿を念頭においた振興作物の設計図が改めて問われることとなります。

このようなことから、水田のまま使用しても転作ができる加工用米、飼料用米、備蓄米等は交付金も充実しており矢吹町に適しておりますので、これまでの転作という考え方から本作という考え方にシフトしていきたいと考えております。

しかしながら、実際的には、作物選定や種もみの確保、販売先の確保などJAとの連携が欠かせませんので、水田フル活用ビジョンの策定に当たっては、これまで以上にJAとの連携を深め、産地交付金の予算を最大に活用しながら、農家の所得向上につながるよう、関係者の総力で5年後の減反政策の廃止を見据えた産地づくりを進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、除染事業実施における仮置き場設置後の管理体制についてのおただしであります。地域のご理解とご協力のもと除染作業が完了した柿之内、田内地区につきましては、住宅をはじめ、集会所、公園、道路等の除去土壌等の仮置き場への保管作業が完了し、議員おただしのおり、放射性物質による健康や生活環境への影響を防ぐため、仮置き場内での管理体制の構築が重要と認識しております。

仮置き場の構造につきましては、除染関係ガイドライン、福島県「仮置場等技術指針」等に基づき、仮置き場設置時における安全対策として、放射性物質を含んだ除去土壌等の流入流出防止対策の観点からフレキシブルコンテナなどの容器に収納し、健全な土壌等で覆土を行い、さらにその外側全体を遮水シートで覆っております。また、施設の外周につきましてもネットフェンスを設置し、立ち入り制限、外部からの侵入防止対策等を講じるなど、施設としての安全対策には万全を期しております。

仮置き場の平常時の管理基準であります。定期的な監視作業としましては、週1回の空間放射線量測定、

月1回行う地下水及び浸出水の放射能濃度の測定、また、遮水シート、付帯設備、ガスの発生の有無などについても目視点検を行うことになっております。施設の管理者は当然矢吹町であり、中間貯蔵施設への搬出が完了するまでの間は町が責任を持って管理することとなっておりますが、地域の方々の安全・安心の観点から、空間放射線量の測定及び地下水の採水につきましては、柿之内及び田内行政区と町との間で協定を締結し、翌月にはその結果についてそれぞれの行政区にお知らせするなど、管理体制には万全を期してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、除染の進捗状況と仮置き場の設置状況についてのおたかしであります。本町の除染事業につきましては、平成24年7月に策定した矢吹町除染実施計画に基づき、町内で比較的空間放射線量が高い柿之内、田内地区の除染から開始いたしました。平成25年度には、柿之内、田内の両地区の住宅除染が完了し、今年度末までに4区五本松、2区井戸尻地区の住宅約200戸の除染業務と仮置き場の造成工事、管理工事の発注を予定しております。

また、JR東北本線から町の西側地域で空間放射線量詳細測定を実施していない地区につきましては、本年1月22日から滝八幡地区の詳細調査に着手し、現在積雪の影響で一時的に中断しておりますが、雪解けを待って順次、館沢、花咲、大町、新町、北町など約1,600戸の詳細調査を行う予定となっております。

さらに、平成26年度につきましては、JR東北本線から町の東側全域の空間放射線量詳細測定の実施も計画しており、町内全域にわたる除染の推進に努めてまいります。

なお、仮置き場の設置につきましては、矢吹町除染実施計画上、「原則として町が地域の理解と協力のもと、地区ごとに確保した仮置き場に保管します」となっており、現段階では、既に設置を終えた柿之内、田内地区、現在発注を予定している堰の上地内への設置となっております。それ以外の地区につきましても、除染を推進するためには、仮置き場の位置をJR本線から西側、東側の矢吹地区、中畑地区、三神地区等、今後3カ所から4カ所程度の仮置き場が必要と考えております。柿之内、田内地区の仮置き場につきましては、行政区長、地域の方が中心となって主体的に選定にかかわり、区の総意として仮置き場を選定した結果、設置が実現しておりますが、旧総合運動公園用地、赤沢町有地など町が主体的に予定した仮置き場の候補地につきましては、現段階では地域の理解を得ることは困難な状況にあり、設置には至っておりません。

このような状況を踏まえ、除染事業を推進する上で最も重要である仮置き場の設置に当たりましては、区長会、地元行政区長を初め、議員の皆様にも特段のご協力をいただき、地域の総意としての位置づけをいただくことが最も重要と考えております。

今後の除染計画につきましては、除染の目標年次のとおり、平成27年度完了に向け最大限努力させていただき、仮置き場の設置、除染作業の加速化に努めるとともに、中間貯蔵施設の早期設置について国及び県等に働きかけを行い、議員の皆様や地域の理解と協力のもと、住宅宅地や公共施設等の除染を推進してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で3番、薄葉議員への答弁とさせていただきます。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 3番、薄葉議員の質問にお答えいたします。

インフルエンザによる学級閉鎖時の子供たちへの対応についてのおたただしですが、矢吹町内の幼稚園児、保育園児、小・中学生のインフルエンザ発生状況は、1月には169名、2月には952名が感染し、出席停止となりました。このような状況下、2月に入り、感染拡大を防ぐ観点から3小学校8学級の学級閉鎖が実施されました。

議員ご指摘の学級閉鎖となった学級の子供たちに対しましては、各学校とも次のような対応をしております。

1つには、事前に職員会議等で学級閉鎖や休校になった場合の児童の家庭学習の方法と内容について、児童・生徒にしっかりと指導しておくように確認をしております。

2つには、学年に応じてプリントをあらかじめ配付し、学級閉鎖になった場合、子供たちが適切に学習できる状況にしております。

3つには、学級閉鎖中、必要に応じて担任による家庭訪問や電話等により、インフルエンザの状況や家庭での過ごし方を確認し、閉鎖中も指導に努めております。

また、各家庭には、1月に矢吹の教育を考える会、学力向上推進会議、町教育委員会の連携で作成いたしました「子どもの学びの習慣化のために」が配付されており、日ごろからの家庭学習の習慣化の呼びかけをしております。このたびのインフルエンザ等による休校、学級閉鎖時の家庭での過ごし方についても、あわせて保護者の協力をいただいております。

次に、インフルエンザ予防対策についてのおたただしですが、うがい、手洗いの励行、マスクの着用は、議員ご指摘のとおり予防の基本であり、日ごろから指導の徹底を図っております。現在、保護者の協力を得て、自宅からお茶を持参してのお茶うがいはじめ、石けんでの手洗い、アルコール消毒等を実施し、予防と感染拡大防止に努めております。アルコール消毒液につきましては、平成21年の新型インフルエンザ対策として県南保健所より助言をいただき、子供の口に入っても安全なものを使用しております。

次に、加湿器の使用についてありますが、加湿器は子供たちのインフルエンザ感染予防に大変効果があるものと考えております。現在、各幼稚園、保育園、小学校では多くの学級で使用しており、学校によっては、インフルエンザ罹患者のふえている学級に複数台設置して対応しているところもあります。さらに、湿度を保つために加湿器だけでなく、ぬれタオル等を併用し、子供たちの健康維持に努めております。

なお、中学校では、温水パネル暖房方式による暖房器具を使用しているため、幼稚園、小学校よりもクリーンな空気で、ある程度の湿度を保つことができる状況にあります。しかし、より健康な学校生活を維持するため、来年度の当初予算に加湿器の購入費を計上させていただき、年次計画で全教室へ配置できるように進めてまいります。

今後とも、幼児、児童・生徒が安全・安心な園生活、学校生活が送れるよう万全を期してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で3番、薄葉議員への答弁とさせていただきます。

○議長（栗崎千代松君） 再質問はございませんか。

3番。

○3番（薄葉好弘君） それでは再質問させていただきたいと思います。

先ほど、日本型直接支払制度の件で私が質問いたしました、どの程度まで支援するのかというふうなことで答弁がありました。先月、新農政の説明会を実施した際にもいろいろ説明はあったと言うんですが、聞いた話では全て役場でやってくれるんだらうというふうなことを言っている集落もありますので、やはり帳簿の管理とか含めてやらなくてはならない部分はここまですんだというのを、ちゃんと提示してあげていただきたいという意味で、私、質問いたしました。

実質、丸抱えで役場がやってくれるのかなというふうに思っている集落もあるみたいなので、そこら辺を明確に、ここまでは当然取り組む集落なり団体でやらなくてはならないというような部分を、どこら辺まで。そこをちょっと正確に、実施する団体集落のほうに提示していただきたいなと思いますので、そこをどこら辺まで私は正式にやっていただけるのかを質問したわけで、それをちょっと正確にわかれば回答していただきたいというふうに思います。

あと2番目に除染対策ですが、先ほど言いました仮置き場の設置の今後の管理体制、実質モニタリングポストの設置がどうなのかがまず1点あるわけですが。そしてモニタリングポストによりまして、役場のホームページ等でリアルタイムに放射線量がわかるような、地区の住民だけではなくてやはり町民がそういうような仮置き場の情報をわかるというような、そういうふうな部分でより安心・安全を町民の方にPRできるのかなというふうに思いますので、モニタリングのポストの設置とホームページに放射線量をリアルに提示していただくようなことはできないのか。

それと、管理体制は地区に管理を任せているというふうなことですが、近隣の市町村では警備会社のほうに委託をしているというふうなところもありますので、それも含めて、将来的にそういう警備会社のほうに委託警備も含めて管理をする考えがあるのかどうかをお尋ねいたします。

それと、除染計画でございますが、現在27年度までに除染を終了するというような実施計画でございますので、現実的に27年度までに除染が終了できるのかどうかあわせて、答弁のほうお願いしたいと思います。

あと、インフルエンザの対応でございますが、学級閉鎖の件でございますが、家庭学習でプリントを配付しているというふうなことですが、保護者の中ではその休んだ分の期間を新たに補習授業をやっていただけないのかというふうなことを言っている保護者がございます。実質、家庭学習のプリントだけで、その何日間の授業を子供たちが理解できるかどうかちょっと疑問だと言う保護者もおりますので、そこいら辺の対応ですね。先生方が、実質家庭訪問していろいろ対応はしているというふうに言われておりますが、やはり何十人も生徒がおりますので、やはり理解する生徒、理解できない生徒もおりますので、そういうふうな学級閉鎖になった休みの期間、まして先月は雪のために一日休校にもなっておりますから、そういうふうな対応をどうするかをお尋ねしたいと思います。

以上、また3点ほどですが答弁のほうよろしくお願いたします。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 3番、薄葉議員の再質問にお答えさせていただきます。

最初に、日本型直接支払制度についてのおただしでございますが、どの程度まで支援するか、町の対応につ

いては一定の理解を得たというふうに思っておりますが、ただ実施しようとしている地区において全てそうした作業については役場でやってくれるであろうというような、そんな声も聞かれるということでございますので、町としましても今後実施を予定している地区については、再度説明会を開催して自主的な運営が図られるよう徹底していきたいというふうに思っておりますので、そうしたことでご理解をいただきたいというふうに思っております。

また、除染についてモニタリングポストを設置していただきたい、またホームページ等にリアルな数値の提示も考えていただきたいということでございますが、一旦まず、そのモニタリングポストについては今現在設置をしておりませんし、設置する考えはございません。どうしたことで設置が可能になるかということにつきましては、今後、国との協議を含めて検討はさせていただきたいと思っております。

さらに、地区行政区で管理については町と連携を図りながら委託をしたということについてのことでございますが、これらについては他の市町村では警備会社に委託をしているというようなこともございますので、今後の推移を見守りながら、そうしたことをする必要があるかどうかの必要性についても十分に検討を踏まえた上で、協議を深めていきたいというふうに思っております。

なお、除染の目標年次については、今後も最大限の努力を払って目標年次までに完了できるよう、努力を続けていきたいというふうに思っております。そうしたことを踏まえて、矢吹町では平成26年度から町民生活課の中に除染対策室というものを、組織を独立させ、人員増強を図ってきたと。なお、関係機関と目標年次の達成に向けたそうした連携をさらに強化しながら、今後さらなる努力を続けていきたいと思っておりますので、そうしたことでご理解をいただきたいと思っております。

以上で3番、薄葉議員の再質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） それでは、薄葉議員への再質問にお答えいたします。

学級閉鎖とあわせて、もちろん一日休校もございました。この分については、まず第一にその学習進度は大丈夫かと、要するに決められたそれぞれの学年では学習する内容がありますので、それが3月卒業あるいは終業式までに完全に履修できるかどうか、それに不安があるのであれば土曜授業を考えることということで、各校長にはこれまで指示をしております。

それで、学習がその予定のところまでいかないで、次の学年までということがあってはならないということは当然でございますので、そういうことのないようにということでございます。いずれの学校でも進度については不安はありませんと、これまで余剰時数等の中で指導してきておりますと、ですから3月までに教科書が終わらなかったということはありませんという回答を得ているところであります。

しかし、個々の児童・生徒があるいは保護者が、このままでは不安があると、進級、進学させるというときにこの学級閉鎖あるいは出席停止等があったために、あの内容がちょっとわからなかったなということのないように充分配慮をしていくように、これまでも指導しておりますが、薄葉議員からもご指摘をいただきましたので、本日さらに残された日数わずかではありますが、その中でそういう子たちへの配慮をして、補充できる

ところはしっかり補充をして、進学、進級できるように再度指導をしてみたいというふうに考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（栗崎千代松君） 再々質問はございませんか。

3番。

○3番（薄葉好弘君） 再々質問を1点させていただきます。

今ほど教育長のほうから、インフルエンザによる学級閉鎖の対応についてお聞きいたしましたが、学校側の説明はそういうふうな説明だと思いますが、保護者はやはり2月3月の時期、一番大事な時期だというふうなことでございますので、不安になっている保護者はかなりいるということでございますので、先ほど学習進度を含めて問題はないというふうな学校側の答弁でございますが、現実的に保護者のほうに具体的なこういうふうなことであるので大丈夫だというようなプリントとか、そういうような周知をぜひお願いしたいと思います。学校側では大丈夫だと、実質保護者側からすれば本当に大丈夫なのかなど。現実的に家庭学習をしているのかというふうなことで先生が回って歩いたと、家庭訪問して歩いたと。中には生徒は休みだからおじいちゃん、おばあちゃんと遊びに行っちゃったというのも具体的にあります。実質先生が行っても、その生徒に会えなかったということも現実的に出てきております。そういうふうな部分で保護者は不安になっているというふうなことでございますので、そういう部分も含めて保護者のほうに周知徹底をして、問題なければ、そういうふうなことでプリント等も含めて周知をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（栗崎千代松君） 答弁必要ですか。

○3番（薄葉好弘君） 当然でしょう。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 薄葉議員の再々質問にお答えいたします。

特に保護者が不安であるということについては、そういう方もおられるかというふうに思いますので、学校便りあるいは学級便り等で、なぜ休んだにもかかわらず不安は学校としては持っていないのかということについて説明できるような記載をして、周知を図って安心をいただけるように各学校に指示をしたいと考えております。よろしく願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（栗崎千代松君） 以上で3番、薄葉好弘君の一般質問は打ち切ります。

◇ 藤 井 精 七 君

○議長（栗崎千代松君） 続きまして、通告3番、14番、藤井精七君の一般質問を許します。

14番。

〔14番 藤井精七君登壇〕

○14番（藤井精七君） 通告に従いまして、順次一般質問をいたします。

先ほど、同僚議員、また同じ地元ということで質問事項がダブるところがございますが、私なりに質問させていただきます。

まず、大雪による農業施設の被害状況、支援措置はということで伺います。

先月の土曜日、日曜日、2日間にかけて2度にわたる大雪、放射線が目に見えない悪魔ならば、今度の雪は白い怪物と言っても足りないほど、まさに観測史上例のない大雪でございました。特に15日、16日にかけての雪は量とともに重い雪でした。そうした中で、パイプハウスの被害を防ごうとしたそうした除雪中に事故に遭い、「精七さんや、ことしは何か俺、田んぼをつくれそうもない、誰かつくる人を見つけてください」なんて言うように、そうした大けがをして、ことしの稲作を断念した、そういう知り合いもいます。

こうした人的被害が出た今度の大雪ですが、農業施設、特にハウスの被害も矢吹町でも大きな損失が、被害が出ました。先の全員協議会の報告では、JA東西しらかわ管内の被害はパイプハウス100棟、面積1万10平方メートル、1町歩強、そしてJAしらかわ管内三神地区はパイプハウス29棟、面積が4,516平米でした。被害額が2,840万円、そういう大きな被害が出ましたが、これは2月24日現在の速報値でございますが、その後の調べで被害額は多分もっと大きくなっていると思います。また、あの時点では農作物の被害状況の調査はまだ進んでいないようですから、そうした作物の被害もかなりの金額になっていると思います。ハウスは折れても農業をあきらめないで続けていく支援措置、心が折れないそうした支援が被害に遭った農家に必要です。

東日本大震災、そして台風15号の農地被害、災害復旧事業に見通しがついたと思ったら、この大雪の被害です。農地災害、本当に大変だと思いますが、この災害は1人だけではなかなかできないものがあります。行政の支援が大きな力になります。最新の被害状況と、町の支援措置はどのようにしていくか伺います。

次に、集落、個々の農家が今後の農業に対する意識、意向の実態を把握し、農業行政を進めていかなければならないと考えるが、取り組みはということで伺います。

私の神田地区でも3月2日総会がありました。26年度より私も世代交代をし、息子に部落つき合いを譲るようにしました。昭和39年に就農とともに、いわゆる集落つき合い、約50年してきました。その年は、羽鳥の水が家の前まで流れ、さわやかな田園の町矢吹にふさわしい景観になったことを、きのうのように思い出します。しかし、私もいろいろありましたが、曲がりなりにも趣味と実益を兼ねて田んぼ等を耕作してきましたが、今の米価では実益がありません。私の地区からも、震災後から何カ所か耕作されていない田も見られます。私自身、幸い健康にも恵まれ農作業等をしてきましたが、息子に手伝わせなかった、こういう失敗もあります。今、反省と同時に、親子でじっくりと我が家の農業のあり方について話し合わなければならないと考えております。

町、産業振興課のほうでも新たな農業・農村政策についての説明会をきめ細かく開催していただきましたが、私は先ほど同僚議員からありましたが、この新たな農業・農村政策にも照らし合わせるためにも、一番密接な集落またその農家の個々の考え方をきちんと把握する必要があると思います。こうした各農家の思いを、やはりどのように捉えていくかが今後の町の農業行政を進めていくことに大事になると思います。私は、いつも今まで農地組合の集会などで考えたり思ったりしましたが、この神田の集落、本当にリタイアする人がたくさん出てきております。町全体から見ても、そうした流れは神田だけではないと思います。ぜひ、そうした各集落

の実態をきちんと把握して、今後の町の農業行政に取り組んでいただきたいと思います。

そうした町の考えを伺います。

次に、災害公営住宅についてお尋ねいたします。

明日で東日本大震災から3年ですが、厳しい寒さ、また大雪での生活、仮設住宅での生活は大変だと思います。そうした中で、町も仮設入居者に早く安心した住まいを提供するため、災害公営住宅の整備に取り組んでいただいておりますが、矢吹町には仮設住宅完成戸数は85に対して現在入居者数は62、151人の入居人数という内訳が2月20日付の新聞報道がありました。今後こうした災害公営住宅の建設も、今、復興需要で建設作業員が大変不足し、また賃金も上がる、そうした中でなかなか思うように仕事が進んでいない、そういう報道もあります。町では、町3カ所、中畑1カ所、計4カ所に60戸の災害公営住宅の建設に取り組んでおりますが、そうした災害公営住宅、この建設が進めば町も復興、そういう言葉も感じられると思います。

現在の進捗状況を伺います。

次に、困難を伴う除染作業、職員の過重負担を防ぐためにも、放射線対策室の人的な充実を願うが、体制はどのように考えているか伺います。

除染なくして町の復興なし。平成26年度も、除染など原子力災害対応に22億8,000万円弱予算が計上されましたが、安心して生活ができるようになった、そのような声を町内どこからも聞こえる、そうした日はいつか。東京電力の汚染水漏れ等の報道を聞くたびに、原子力災害の怖さ、恐ろしさを感じます。除染という仕事、なかなか先が見えません。終わりが読めません。職員にとっても大変困難を伴う仕事だと思います。その仕事に対応するために、町民生活課、放射線対策室を2階に移動して独立した形で仕事に当たりますが、私は前に一般質問で放射線対策課の設置を取り上げたときもありますが、予算額を見ても、そして町民から安心という信頼を得るためにも、放射線対策室の支援、充実を願うが、体制はどのように考えているのかを伺います。

○議長（栗崎千代松君） ここで昼食のため休議いたします。

（午後 零時00分）

○議長（栗崎千代松君） 再開いたします。

（午後 1時00分）

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、答弁させていただきます。

初めに、このたびの大雪により農業用ハウス倒壊など被害に遭われた方々に対し、改めて心よりお見舞い申し上げます。

それでは14番、藤井議員の質問にお答えいたします。

大雪による農業施設の被害状況、支援措置についてのおただしであります。2月8日から16日にかけて発生した大雪による被害状況については、2月28日現在、JA東西しらかわ管内ではパイプハウス100棟、被害

面積 3 万 7, 900 平方メートル、被害額 1, 516 万円、J A しらかわ管内ではパイプハウス 29 棟、被害面積 7, 100 平方メートル、被害額 284 万円、矢吹町全体ではパイプハウスが 129 棟、被害面積が 4 万 5, 000 平方メートル、被害総額が 1, 800 万円となっております。現在、被害状況の最終的な取りまとめを行っております。今後被害額がさらにふえる可能性があり、また、パイプハウス内の農作物の被害状況については、まだ報告が上がってきておりませんので、被害額はさらに膨らむものと考えております。

今回の大雪は、白河气象台によると、2 月 15 日の一日に降った降雪量は統計を取って以来過去最高であり、雪質も水分を多く含んだ雪であったため、大きな被害をもたらしたものであります。

今回の雪害の復旧に係る支援策であります。福島県では被害額が全県でおおむね 1 億円を超える場合や、各方部別でおおむね 5, 000 万円を超える場合は、福島県農業等災害対策補助金が発動されることになっており、今回はこの補助金が適用になる見込みであります。補助の対象は、被害を受けた農産物等の生産に必要な資材が対象となり、補助率は県が 3 分の 1、町が 3 分の 1、合わせて 3 分の 2 の予定となっております。復旧に係る経費として総額 9, 000 万円を予定しており、町では今回、当面の措置として 6, 000 万円の補正予算を計上しているところであります。

また、今回国からの追加の緊急支援として、豪雪による被災農業者への支援対策が示されております。被災農業者向け経営体育成支援事業を活用し、農業用ハウス、棚等の再建、修繕及び再建の前提となる倒壊したハウス等の撤去に要する経費を助成するものであり、再生産を支援する内容となっております。詳細については情報がまだ入ってきておりませんが、今回の雪害では、特に担い手農家が多大な被害を受けており、被災農業者が今後も意欲を持って農業を継続することが、担い手支援や食の安定供給の観点から極めて重要と考えております。

一日でも早い復旧を目指すため、J A 等の関係機関との連携を強化するとともに、農家の負担を最小限に抑えながら農業経営の再開、再生産が図られるよう、万全の対策を講じてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、集落、個々の農家が今後の農業に対する意識、意向の実態を把握し農業行政を進めていかなければならないと考えるが、町の取り組みはとのおただしであります。ご承知のとおり、全国的に農業従事者の高齢化は進んでおり、本町においても、これからの地域農業はどうなるのか、農業の担い手はどうするのかなど、課題は山積しております。

このような状況を受けて、国では新たな農業・農村対策として、4 つの改革を示したところであります。構造改革を進めるため、農業を足腰の強い産業としての産業政策と、農業・農村の有する多面的機能の維持、発揮を図るための地域政策を車の両輪として推進し、課題解決に向けて取り組むということであります。具体的には、農地中間管理機構の創設、経営所得安定対策の見直し、水田フル活用と米政策の見直し、日本型直接支払制度の創設であります。

今回の改革の方向性としては、担い手農家への集積・集約化を進め、規模拡大を図り、農業経営の安定化を図る一方で、担い手農家の負担が大きい農地等の維持管理は地域が担っていく、そのような考え方が示されました。同時に、小規模農家については置き去りになる懸念がありますので、集落営農をその対策の柱に位置づけ、平成 27 年以降の経営所得安定対策に取り組むことができるよう、国においても集落営農の組織化、法人化

の支援が示されたところであります。

このような方針を現場に落とし形にしていくためには、議員ご指摘のとおり、地域における話し合いが必要であり、地域農業の担い手は誰になるのか、担い手がない場合はどうするのか、役割分担はどうなるのかといった人と農地の問題を解決する必要があります。町では、平成25年度に矢吹町人・農地プランの策定を進めており、認定農業者、新規就農者、集落営農を担い手リストに位置づけ、今後の中心となる経営体を明確にししながら、担い手の意向確認や出し手の掘り起こし等の準備を進めているところであります。平成26年度には、矢吹町人・農地プランを機能的に動かしていくため、地域推進員を設置し、農地の受け手と出し手に対する意向調査の実施、各種支援施策の活用提案、集落営農の組織化、法人化支援、新規就農者の定着のための経営、技術指導等を行う予定としております。なお、地域推進員の人選についてはJAのOBを中心に調整を進めているところであります。

今回、矢吹町・人農地プランの策定や地域推進員の設置等により、個々の農家の意向確認や担い手の意向確認等が可能となりますので、アンケート調査等も併用しながら話し合いを深め、本町農業の未来が明るいものとなるよう、国と歩調を合わせて対策を講じてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、災害公営住宅整備事業の進捗状況についてのおたがしであります。災害公営住宅整備事業については、東日本大震災により住宅が全壊または大規模半壊や半壊で解体を余儀なくされ、自力での住宅再建が困難な世帯に対して居住の安定確保を図るため、整備、供給する事業であります。

ここに改めまして、東日本大震災により今もなお避難生活を強いられている皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

さて、本事業は現在、国直轄事業と復興交付金事業での基本計画策定業務を委託し、仮称矢吹町災害公営住宅整備基本計画案の策定中であります。策定には、中心市街地復興の観点から東京大学生産技術研究所を初め、各種まちづくり団体等のアドバイスをいただきながら、3月末までには完了する予定となっております。

これまで実施した被災者への2度にわたる意向調査の結果では、52戸の入居希望があり、現段階では建設予定戸数を52戸として計画を進めております。

建設予定地については、中心市街地の復興やまちづくりの復興のため、本町地区に1カ所、中町地区に2カ所、中畑地区に1カ所として、合計4カ所に計画しており、現在土地所有者と協議を進めております。なお、用地の取得につきましては、中町地区1カ所の土地所有者より内諾をいただき取得の条件が整ったため、財源となる復興交付金について、1月28日に国へ用地取得補償費、実施設計費等の交付申請を行っており、その他の土地についても用地交渉を順次進めてまいります。

今後のスケジュールとしましては、復興交付金の内示があり次第、3月以降、協議、調整が整ったものから用地の売買契約締結を進め、平成26年4月以降、基本設計、実施設計業務委託の発注をし、復興交付金の交付申請、住民、入居者説明会の開催を行い、9月には、基本設計、実施設計を完了し、10月以降に建設工事を着手してまいります。

建設に当たっては、入居を希望している方々のコミュニティが損なわれたりすることのないよう、入居者の意見を取り入れる手続等を丁寧に進めながら、平成26年度中の完成を目指し、事業を進めてまいりますので、

ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、放射線対策室の組織体制についてのおただしではありますが、施政方針と重複いたしますが、平成26年度の組織体制については東日本大震災の復旧に一定のめどがついたことから、災害復旧事業に特化した部署の見直しを行い、引き続き大きな課題である放射能対策に重点化した体制強化を図る考えであります。

平成26年度は、矢吹町除染実施計画に基づく町内全域の除染について、平成27年度完了に向け、積極的な姿勢で最大限の努力をする所存であります。そのため、当初予算についても、除染等原子力災害対策分として22億7,895万7,000円の予算を提案させていただきました。

議員おただしのとおり、これら定められた除染業務を効率的に推進していくため、現在放射線対策室について除染業務を専門に担う体制とし、増員配置することで組織の体制強化を図ってまいります。それに伴い、放射線対策室の設置場所を1階から2階へ移動する予定であります。放射線対策室が担う除染業務は復興計画の最重点課題であり、最優先の事業でもあります。今回、組織的にも強化を図ることで、さらなる事業促進を図ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で14番、藤井議員への答弁とさせていただきます。

○議長（栗崎千代松君） 再質問はございませんか。

14番。

○14番（藤井精七君） 2点ほど、再質問させていただきます。

まず、災害公営住宅関連でございますが、今、土地の所有がスムーズに進んでいるようなことがございましたが、土地が確保できなければ住宅ができませんから、ぜひともその土地の確保、早い実現を期待しておりますが、その辺、再度質問します。

また、きょうの毎日新聞でございますが、入札不調深刻化というような記事がトップに載っていますが、最近この入札不調という言葉をよく耳にしますが、そうした対応というか、町でもそういうことの事態に備えている対応、そうしたことに対しての当町の考えを伺います。この入札不調という、私は業者が少なくしている入札できないのかなんていう勘違いをしておりましたが、説明によりますと、公共工事の入札で工事を請け負う業者が決まらないこと。発注者、国や地方自治体は入札に当たっては工事に係る費用見積価格が高くなり過ぎないように、落札できる上限の価格、予定価格を決める最も低い価格を入札した業者でも、予定価格を超えていれば工事は落札できない、被災地の入札不調は復興工事の急増で人件費や資材費が高騰し、業者が見積もる金額が予算価格とかけ離れて高くなってしまふことが原因と指摘されております。国は、予定価格を計算するときに使う賃金の基準を引き上げるなどの対策を急いでいるというような解説がありましたが、矢吹町もぜひそのような対策を考えながらこの入札不調、これが少しでもないようなそういう考えで取り組んでいただきたいと思ひます。

次に、放射線対策室の関係でお伺ひします。

放射線対策室を独立した形で2階に上げるということは、1階から見ると2階から見たほうが視野が広くなりますから、かなり感じが違うと思ひます。そして、町長が先ほど答弁したとおり、その除染一本で仕事をしていく、そういうことでございますが、私が心配するのは、ここに今、課長職員が12名並んでおりますが、6月の議会ではこの職員が半分になってしまいます。3人は定年退職ということですが、残念ながらあとの3

名は早期退職者です。放射線対策室だけには限りませんが、やはり常に職員の過重負担を防ぐためにも、人的支援、そういう心配りがこれからますます必要になってくると思います。

町長のその辺の思い、考えを再度伺います。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 14番、藤井議員の再質問にお答えさせていただきます。

災害公営住宅のおただしでございますが、藤井議員と全く同様の考え方でございます。災害公営住宅、土地の取得、確保が最重要になるということについては、私も職員も同じように考えておりますので、今後も土地所有者との交渉に当たってスムーズに取得、確保できるよう、最善の努力を払っていきたいというふうに考えております。ご理解をいただきたいと思います。

なお、今回の災害公営住宅も含めて、公共事業について入札不調というものが同時に考えられるというようなそのおただしについては、今のところ現時点では、町のほうではそういう入札不調の案件は出てきておりません。過去にあったことも事実ですが、今現在はそういう状況にないということ。ただ、これがこの後もそのように全くないかということになれば、それはそれでやはりないわけではございませんので、藤井議員おただしのように、人件費の問題、資材費の高騰の問題、予定価格と入札のあり方についても十分に対策をとってまいりたいと、そのように考えておりますので、議員の皆様方のご理解とご協力をお願いをしたいというふうに思っております。

除染についてでございますが、一定のご理解を示していただきましてありがとうございます。2階に移すということについては、今回組織の見直しを図るということも含めて、限られた人員の中で最大の効果をあらわすためにそうした対策をとらせていただいた、2階のほうに移動したということでございます。除染対策室については、先ほども答弁させていただきましたように、人員の増員を図っていく。今現在、兼務も含めて7名の職員で除染に当たっているわけでございますが、平成26年度は専任職員をふやして11名体制というそうした組織の強化を図っていきながら、27年度の完了に向けて最善の努力を払っていくというそういう覚悟も、こうした体制の強化の中で町民の皆様にお示ししていくということでございます。

なお、課長職が6名退職されてということでご心配いただいている点でございますが、確実に職員の質については向上しております。したがって、人材は育っている、そうした心配はないものということで、私自身は認識させていただいておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

以上で14番、藤井議員の再質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（栗崎千代松君） 再々質問はございませんか。

以上で14番、藤井精七君の一般質問は打ち切ります。

◇ 鈴木隆司君

○議長（栗崎千代松君） 続きまして、通告4番、5番、鈴木隆司君の一般質問を許します。

5番。

[5番 鈴木隆司君登壇]

○5番（鈴木隆司君） 議場の皆さん、こんにちは。

通告書に従いまして、一般質問をさせていただきます。

3点ほどさせていただきますので、よろしく願いいたします。

復興に向けた将来の道路整備構想についてを伺います。復旧工事がほぼ完了し、次は復興であるが、新たなまちづくりには将来に向けた道路整備が大事である。復興に向けた町の構想を伺います。また、これに取り組もうとする町長の意欲を伺ってみたいと思います。よろしく願いします。

また、当町の道路事情は東北道、国道4号線、旧奥州街道、田町大池線そして産業道路と南北に結ぶ縦のラインは便利であるが、東西を結ぶ横のラインが極めて不便である。これに対する町の所感を伺います。

そして、町当局が現在公表している復興構想道路のプランを伺います。

また、予算規模、いつどのような財源で取り組んでいくのかを伺います。よろしく願いします。

2番目です。小学校の学区再考についてお伺いをいたします。

町内4小学校の新年度の入学予定者は、それぞれ何人か。また、20年前、10年前、そして現在の町内4小学校のそれぞれの在校生数を伺います。

2区と3区が、東北本線の東と西で矢小と善郷小に分割されているが、現在の生徒数のバランスや地区自治体の一体化を深めていくには、学区の見直しを図るべきではないかと思いますがいかがでしょうか、お伺いをいたします。

少子化現象が顕著であるが、中畑小と三神小の学区内においても、学区が分割されている地区があります。それぞれ両小学校の児童数減少の一因になっていると思われるのですが、いかがでしょうか。お伺いをいたします。

3番目です。完成した耐震性飲料水兼用貯水槽についてお伺いをいたします。

震災時の教訓から、耐震性飲料水兼用貯水槽が役場敷地内に完成しました。次は矢吹小内に設置される予定ですが、今後、中畑地区、三神地区に設置する計画はあるのでしょうか。お伺いをいたします。

貯水槽の規模、性能、仕組み、工事費用、震災時の活用法並びに対応法をお伺いいたします。

最後に、震災時に道路や交通網確保の困難時の備えとして、各地の公共施設等の井戸を設置する案はあるのかをお伺いいたします。また、町内の井戸マップ作成について、これは上下水道課で既にマップの作成はできておりますが、私が申し上げたいのは、いわゆる飲料用と、例えば飲料用でない、震災時にトイレとか洗濯とか使うものと、町で管理して保健所の検査を受けて飲料に使える仕組みをつくって、飲料用に使えるような井戸のマップをつくる予定があるかないかということをお伺いいたします。

以上で最初の質問を終わらせていただきます。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 第5番、鈴木隆司議員の質問にお答えいたします。

初めに、復興に向けた道路整備についてのおただしであります。震災からの復興に向けた都市計画道路及び主要道路の整備計画については、平成24年11月に開催した第1回目の町民説明会でその内容をお知らせさせ

ていただきました。

都市計画道路につきましては、車道幅員を確保しながら歩道も新設もしくは拡幅するもので、全体幅員は13メートルとしております。また、町では中心市街地の復興計画も作成中であり、その中でも車道や歩道の幅員、街並み景観も含め、町民の皆さんのご意見をお聞きしながら計画に反映し、整備してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、国道4号や田町大池線など南北の道路は整備されているが、東西の道路については整備されておらず不便であるとおたがしであります。現在平成8年に策定した都市計画マスタープランを見直ししている中で、今後の道路整備についても検討を深めているところであります。議員ご指摘のとおり、東西を結ぶ道路については幅員狭小であり、通行に不便を来していることは以前から認識しており、これらについても見直す計画であります。

現在の都市計画マスタープランでは、市街地を中心にして、中央の旧石川街道や南側の新町弥栄線、また北町地内には中央幹線道路を整備していくこととしております。このうち南側に位置している新町弥栄線は事業が進行中であり、来年度には工事が完了する予定であります。この道路が完了しますと、新町地区の住民はもとより八幡町や弥栄、中畑地区の皆さんもスムーズに国道4号に乗り入れすることが可能となり、今後JR東北本線新道踏切から弥栄地区についても歩道の整備を検討してまいりたいと考えております。

また、旧石川街道一本木29号線につきましては、中心市街地を横断して国道4号につながる特に重要な路線の一つと考えており、現在車道両側への歩道設置や右折レーンの設置を含めた交差点改良などを計画しております。現在、沿線住民への説明会開催に向けた準備を行っており、早期に説明会を開催しご理解が得られた箇所から事業に着手してまいりたいと考えております。

さらに、北側の中央幹線道路として計画された路線につきましては、その後の経済情勢の変化や財政事情等により用地買収や既存建物の保障費等の財源捻出が厳しくなり、また地権者からの理解も得られなかったことから、事業を中止している経過を踏まえ、新たな都市計画道路として適地となる場所を検討してまいりたいと考えております。

これら選定に当たりましては、近隣住民の皆さんを初め関係者の皆さんと十分協議を深めながら事業着手に向けた取り組みを進めていきたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、復興道路計画における予算規模や時期、財源についてのおたがしであります。復興道路計画につきましては初めのおたがしで答弁させていただいたとおり、町民説明会で報告した都市計画道路及び主要道路について優先順位づけを行い、着手が可能な箇所から順次整備をする予定であります。

また、予算規模につきましては現段階でお示しできる具体的な数値はありませんが、財源につきましては、補助率が事業費の8分の7と非常に高く、町の負担を軽減することが可能な復興庁所管の復興交付金の活用を目指しております。

なお、万一復興交付金の活用が難しい場合には、補助率が2分の1である国土交通省所管の社会資本整備総合交付金の活用手法もありますが、今後さらに有利な財源の確保に努めるとともに、早期の事業実施に向け取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、小学校の学区再考についてのおたがしであります。昭和56年4月の旧矢吹小学校区の再編により、

J R東北本線を境にして新たに善郷小学校区と矢吹小学校区が編成されたところであります。このことにより、第2区行政区と第3区行政区については東西に分かれることとなり、当時の子供たちや子供会活動等には多少の戸惑いがあったかと思われませんが、地域住民のつき合いや自治会運営等にはそれほど大きな影響はなかったのではないかと認識をしております。

子供たちにおいても、その後統合された中学校へと進学し、中学校では中畑、三神地区の生徒とも交流が深まることとなり、やがて大人になってから行政区活動の担い手としても成長し、その後は行政区挙げてのお祭りや消防団活動等を通して、地域の一体化や活力ある地域コミュニティが形成されてきているものと認識をしております。

なお、小学校の学区再考についての詳細は教育長に答弁させますので、よろしく願いいたします。

次に、中畑、三神地区における耐震性飲料水兼用貯水槽の設置計画についてのおたがしであります。当該貯水槽は昨年末に文化センター駐車場敷地内に設置が完了し、現在矢吹小学校校庭敷地にも設置を進めております。中畑及び三神地区への設置についてであります。当該地区においては貯水槽の設置も含め、有事の際の飲料水確保策について2つの手法を検討しているところであります。

中畑、三神地区の特徴としては、根宿地内に540トン、明新地内に270トンの上水道配水池がそれぞれ存在しており、これらに対し地震発生時に水流が遮断される緊急遮断弁という装置を取りつけることにより、飲料水供給拠点として機能させることが可能となります。費用についても1基約2,000万円以下で比較的安価であること、さらには貯水槽設置の際に問題となる設置予定箇所の選定や施工スペース、貯水槽本体の搬入ルートの確保等の懸念が払拭されることなど、メリットが大きいと考えております。

反面、火災時の消防水利としては機能しないこと、また給水時に給水作業及び車両駐車場スペースが限られる等のデメリットもあります。

こうした既存施設の利用または貯水槽設置の2つの手法について、それぞれのメリット、デメリットを勘案し、最善の手法を模索してまいりたいと考えております。

また、このほかにもそれぞれの地区に給水拠点を設け、五本松配水池から水を搬送する仕組みを構築するなどの手法を組み合わせ、有事の際の飲料水の確保策に万全を期してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、貯水槽の概要についてのおたがしであります。この貯水槽は水道本管と接続しており、平時においては常に水が循環しておりますが、先ほども申し上げました緊急遮断弁の働きにより、地震発生やその他の原因による水道本管の断裂による圧力低下を検知し、その接続を遮断する仕組みとなっており、遮断された場合は100トンの飲料可能な水が貯蔵され、手動あるいはエンジン式のポンプにより汲み上げられ供給されることとなります。

この100トンという量は、人間の生命維持に必要とされる1日3リットルの飲料水を1万人に対して3日間供給可能なものであります。

また、消防水利としても平時においては消火栓として水道本管との接続遮断時においては大容量の防火水槽としての役割をも担うことが可能であります。なお、当該貯水槽の設置費用は設計、工事費の合計で9,113万円であり、財源は国庫補助金が2,140万5,000円、町債が5,040万円、町の一般財源が1,932万5,000円でありま

す。なお、町債のうち約2,000万円が交付税として措置されます。

今後は議員のご指摘を踏まえ、広報等により当該貯水槽が完成した旨及び仕組みや活用方法等について町民の皆さんに周知してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、震災時の備えとして各地の公共施設等に井戸を設置する案についてのおたただしであります。本町が水道水として給水している水は、堀川ダムからの給水が95%程度あり、残り5%は田内地区、赤沢地区の3カ所の深井戸から給水して確保しております。これらは水道法の認可に基づき深井戸を整備したものであり、新たに井戸を設置する場合は水道法に基づく認可の変更取得等の課題があるため、現時点では設置を考慮しておりません。

次に、災害時の生活用水を確保するための井戸の設置についてであります。災害時に利用することを踏まえ、周辺住民がわかりやすく周辺住民が容易に集まれる場所で、手動または小型発動機等で容易に継続的に作動できる専用の浅井戸の構造が必要となります。

また、飲用に供する場合は福島県飲用井戸等衛生対策要領に基づき年1回の水質検査及び井戸周辺の環境整備等が必要となることから、設置経費及び維持管理経費の確保が必要となります。

これらについては、この後に答弁いたします町内井戸マップの作成と整合性を図りながら進める必要があると考えておりますので、町内井戸マップ作成、災害用井戸の指定と合わせて調査検討を進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、町内井戸マップの作成についてのおたただしであります。議員が提言されます井戸マップは、既存の井戸だけではなく、井戸のない地区に町が新たに井戸を設置し、水質検査、維持管理を行い災害時に対応できる制度と理解しております。

町としましては、東日本大震災の教訓を踏まえ、災害時の水道水の補給が困難となった場合において町民の生活用水を確保するため井戸マップの作成、さらに作成した井戸マップをもとに災害用井戸の確保についての必要性を十分感じております。

このようなことから、現在災害用井戸の確保、運用に向け井戸の設置戸数、場所、活用状況等の確認調査を進めております。現時点で確認調査しました井戸の設置戸数については、恒常的に井戸を使用している世帯が618世帯、一時的使用または休止している世帯が約300世帯であり、対象となる井戸は町内に約900世帯、箇所的には矢吹地区約500世帯、中畑地区約290世帯、三神地区約110世帯と散在している状況にあります。

今後は、それらの調査確認情報をまとめ、井戸マップの作成、さらには災害用井戸の指定の具体的な制度の策定、運用等について検討を進めたいと考えております。

しかし、井戸マップとして災害用井戸の指定、活用までには幾つかの課題があります。具体的には災害時に利用することを踏まえ、周辺住民がわかりやすく周辺住民が容易に集まれる場所で、手動または小型発動機等で容易に継続的に作動できる専用の浅井戸の構造が必要となります。また、飲用に供する場合は福島県飲用井戸等衛生対策要領に基づき、年1回の水質検査及び井戸周辺の環境整備等が必要となり、それらの井戸の構造的課題、経費負担をどのように対応すべきか検討する必要があります。

町としましては、災害に強いまちづくりを目指し、町民の皆さんが安全で安心な暮らしができるよう努めてまいりますので、今後も井戸マップの作成と、先ほど答弁いたしました各地の公共施設等に井戸を設置する案

をあわせて調査検討を継続して進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で5番、鈴木隆司議員への答弁とさせていただきます。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 5番、鈴木隆司議員の質問にお答えいたします。

小学校の学区再考についてのおたしであります。初めに各小学校の児童数につきましては、平成26年度の入学予定者数は、矢吹小学校46名、善郷小学校61名、中畑小学校23名、三神小学校22名の合計152名であります。また、現在の各小学校の児童数は、矢吹小学校227名、善郷小学校460名、中畑小学校141名、三神小学校122名であり、10年前の平成15年度の児童数は矢吹小学校343名、善郷小学校390名、中畑小学校218名、三神小学校157名で、20年前の児童数は、矢吹小学校402名、善郷小学校506名、中畑小学校308名、三神小学校228名であります。

各小学校とも児童数は減少しておりますが、今後は年度によりばらつきがあるものの、おおむね少しずつ減少して推移していくものと考えております。

次に、学区の見直しについてであります。矢吹小学校のマンモス校化の対策として、昭和56年4月に善郷小学校が開校されました。矢吹小学校区を東北本線を境として東西に分け、西側を矢吹小学校区、東側を善郷小学校区に指定し、両校の児童数がほぼ同じような状況で善郷小学校が開校いたしました。その後、三神小学校区の須乗本田行政区、西原行政区の一部が、地域の保護者等の要望があり善郷小学校に編入された経緯があります。

現在、社会情勢の変化から善郷小学校区が住宅地として開発されたこと等により、矢吹小学校と善郷小学校両校の児童数が大きく変化しておりますが、学区が指定されて33年が経過し、町民に定着していること、両校とも学校教育活動に特に支障が生じる状況にないことから、教育委員会としましては現在のところ学区の見直しは予定しておりません。

また、中畑小学校、三神小学校につきましても、中畑小学校区の諏訪清水地区はあくまで中畑小学校区ですが、保護者の希望により区域外就学で中島村へ就学しており、三神地区の須乗本田行政区、西原行政区の一部につきましても、通学距離や通学路の安全等の問題により、行政区や保護者の要望により善郷小学校区に変更したものと理解しております。

中畑、三神小学校両校とも児童数は20年前と比較して減少しておりますが、近年は横ばい傾向にあり、この推移を見守っていきたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、鈴木隆司議員への答弁とさせていただきます。

○議長（栗崎千代松君） 再質問はございませんか。

5番。

○5番（鈴木隆司君） 再質問をさせていただきます。

まず最初に、1番の復興に向けた将来の道路整備構想についてでございますが、私の質問同様、町長から矢吹町は南北を結ぶ縦のラインには強いが、東西を結ぶ横のラインが極めて狭く不便であるというような回答で、

私の考えと一致しておりました。

そこで、先ほど説明がありましたこの横のラインの利便さを解消するために説明がございました新町弥栄線、これが間もなく4号線とつながるわけですが、これの新たにつながる部分はある程度の道幅が確保されております。それ以前に現在に踏切から産業道路に抜けた部分、ひかり保育園を通っている道ですか、その道が極めて狭いわけです。4号線につながって開通するということは、これは本当に横のラインの利便性を解消する第一歩でございますが、この以前からあったラインの拡張の予定はあるのかないかをまず伺いたいと思います。

それから、この極めて不便な横のラインの真ん中を通る、本当の矢吹の横のラインの芯といえる石川道の拡幅についてご説明がありました。確かに、この震災によって道路の利便性を十分に考えた町長の答弁であったと思います。この石川道は、この横のラインの本当の幹線中の幹線だと思います。この拡幅、いつできるのか、これは町民が待ちに待った拡幅だと思います。具体的な完成年次をわかればお聞きしたいと思います。

それから、もう1本の中央幹線道、この横のラインの不便さをカバーするためには、今申し上げた新町弥栄線、そして石川道、そしてこの中央幹線道、この3本がつながれば本当に矢吹が充実した縦のラインと横のラインが見事にマッチした交通体系、道路体系ができると思います。この中央幹線道がなかなか様々な理由で進んでいないということですが、これは再度私がぜひ完成していただきたいとここでお願い申し上げます。

と申しますのは、もう一つの理由として、ここに4号線から矢吹町がかなり費用と歳月、人力をかけてつくり上げた大池公園というのがあるんです。矢吹町の名所の一つだと思います。以前から町民から声が出ておりますが、4号線から直接行ける道がない、あれだけ費用をかけて歳月をかけて立派なものが、町で自慢できる立派な名所があるのに、なかなか道路事情が昔から不便なんだということでございますので、これはぜひともこの構想をもっと具体化すべく町長の意欲をお伺いしたいと思います。

それから、今ちょうど大池公園の話が出ましたが、矢吹町にはもう一つ旧所といいますか史跡といいますか、三十三観音があるんです。やはりこの三十三観音に行く道路もかなり不便でして、最近県立矢吹病院のところの道が、今度きちんと整備されて町の道路になるということですが、やはり何といても4号線、町を縦断する幹線4号線から入れる道ですね、滝八幡3号線というのがあるんです。プリモピアットのほうから三十三観音のほうに抜ける道、この滝八幡3号線の整備も私は提言するんですが、これに関しまして町でそういった予定があるかどうかを一緒にあわせてお伺いをしたいと思います。

それから、小学校学区再考についてお伺いをいたします。時代は当然変わることは、皆さんご存知だと思います。

先ほど来、教育長のほうから説明ありましたとおり、ちょうど善郷小ができて約30年なんですが、当時はちょうどいいバランスで分割ができたと思います。その後30年たった今矢吹小が約220、善郷小が460と、もう倍の差がついてしまったんです。これは時代の流れですからやむを得ないということですが、そして4月から新しく入る児童も矢吹小学校より善郷小学校の生徒が多いんです。ますますこのバランスが悪くなるわけです。

そこで、町内4小学校をそのまま存続するということは、おっしゃるとおりで私もそういう意見でございま

すが、この行政区との絡みの問題で私が町のほうにお伺いしたいのは、現在先ほど私が質問した2区と3区の行政区が東北本線によって子供たちが矢小と善郷に分けられているわけです。それで今現在、矢吹小学校と善郷小のバランスがもう倍にもなっているわけですから、この2区と3区、線路から東側で善郷小の学区になっているところを矢吹小に、2区と3区全体を矢吹小に移すとか児童を矢吹小に通っていただくと。そうするとバランスの解消もできますし、行政区の一体化も図れるというのが私の質問でございます。この件に関して町長の考え、教育長の考えを再度伺ってみたいと思います。

それから中畑小、三神小につきましても、中畑小の諏訪清水地区がもう昔から中島のほうに行っている。住所は矢吹なんです、中島のほうに行っている。さまざまな事情があったと思います。当時の交通の事情であったり、当時の道路事情であったり、これも時代が変わって今道路も整備されています。それからバスを使うという手段も、現在では昔と違って考えられます。

私は物事を考えるとき、原理原則に沿って考えるべきだというように思います。やっぱり矢吹に生まれて矢吹に育った子供たちは、やっぱり矢吹の学校に来るべきだと。それが原理原則ではないかと私は思うんです。

長年の慣習とか昔からの流れがあるでしょうが、ぜひ中畑小の児童減少の解決のためにも、この諏訪清水地区の生徒さん、児童さんたちを中畑小に通えるような動きを矢吹町としてもすべきだと。そういう時代の流れになってきているのではないかと、もう一度伺いたいと思います。

それから、三神小も同じく須乗、西原地区が善郷小に行っております。これも先ほどと同様、三神小の生徒減少の一因になっているのは事実だと思います。やっぱり三神の子は三神の小学校に行っていただくというような形で、三神小、中畑小の児童減少を私は防ぐべきではないかと思うんですが、再度この件につきましてお伺いをいたします。

それから最後に、耐震性飲料水兼用貯水槽についてお伺いをします。震災の教訓を受け真っ先にこういった事業に取り組んだ町の姿勢は、私は大変すばらしいと思います。間もなく1期目が完成し、2期目の事業が始まるとうとしております。大変迅速な動きで、飲料水の大切さを震災によって知った上での行動で、すばらしい行動だと思います。

ただ、私が申し上げたいのは、これ1基100トンで1日1人3リットルとして、1万人が使って3日間もつというような数量でございます。水道が分断されたりして長期間になった場合、当然この数量では足りなくなるわけです。

そこで私が提言しているのが、井戸水の話になるわけです。町内に約900世帯の井戸があるということです。この中に、やっぱりこの地区ですね、私は町としてはバランスよく緊急時に使える井戸、当然年1回の水質検査を町でやった上で、町が指定した井戸で、町が水質検査をやった上で各地区に緊急時に使える井戸、町がその民間の井戸であったりそういうところと協定を結んで、震災時にはこれはちょっと開放していただきたい井戸だと。そのためには水質検査は町の費用をもって年1回やるというような仕組みを構築していくべきだと思うんです。

この辺はおそらく町のほうも十分理解していると思うんですが、再度、町の費用をもって飲料水に適当な井戸を町内にバランス良く配置すべきだという件に関しましての質問をいたしたいと思います。

よろしくお願いたします。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 5番、鈴木隆司議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、将来に向けての道路整備構想についてでございますが、何点かございました。横のラインということで、新町弥栄線については事業が間もなく完了する予定となっております。

ただ、従来、西側に伸びる通りについては相変わらず道路が狭小、不便であるし危険であるというような認識、そして、それらについての拡張の予定があるかということでございますが、先ほども他の議員さんにも答弁させていただいたように、この通りの拡幅等について、また歩道の設置については現在のところ予定はしておりません。

また、矢吹石川線、非常に重要な路線という認識は、私も同様に強く認識をさせていただいております。ただ、その路線の整備がいつになったら終わるのか、完了年次、完成年次がいつになるのかということについては、まだ正確な作業スケジュール、整備のスケジュール等が定まっておりません。そうしたことでご理解をいただきたいと思っております。

一部、白信矢吹東支店の道路の拡幅、歩道の整備、交差点の改良等については平成26年から事業着手していきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

なお、北側の中央幹線道路については、ご提案をいただきました。今後も大池の利活用の活発化する、促進するためにも非常に重要な路線でございますので、先ほども答弁させていただきましたように、この後の都市計画道路を策定する際に当たっては、そうした考え方のもとに協議を深めていきたいとこのように考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

また、三十三観音の滝八幡3号線の道路整備計画についても、必要性については町も十分認識しております。現在三十三観音史跡公園に向かうには、滝八幡団地内を通り向かうルートと、今回町道認定の議案を提出させていただきました県立矢吹病院から向かう2つのルートがあることについてはご案内のとおりでございます。

そのため、今現在、滝八幡3号線についての道路整備計画はございませんが、三十三観音史跡公園の利活用及び観光客誘導の観点から公園の利用状況さらに交通量などを調査し、整備計画に盛り込むなどの検討を行ってまいりたいと考えております。貴重なご意見として承らせていただきたいと思っております。

もう2つ、矢吹小学校と善郷小学校学区の件でございますが、議員から2区3区については矢吹小学校の学区に全て入れるべきだということについては、現在考えておりませんのでご理解をいただきたいと思っております。

耐震性飲料水兼用貯水槽について、井戸の利用について、またさらに考え方をお聞かせいただきました。これらについては先ほども答弁をさせていただきましたように、井戸マップの作成さらには浅井戸の設置についても町内バランスよく設置することも含め協議を深めていきたいというふうに考えておりますが、飲料水の確保については、矢吹地区に2カ所、中畑三神地区にそれぞれまた設置を検討しておりますし、さらに五本松の配水場、ここは現在で約5,600トンの貯水の容量がございますので、飲料水としては、前回の震災でもそうであったように間に合うのではないかとこのように考えておりますが、なお混乱を来した部分を含めて町民の安全・安心、不安を払拭するためにも、さまざまな施設の設置等について検討を加えていきたいというふうに

考えておりますので、その点についてもご理解を賜りたいと思います。

以上で5番、鈴木隆司議員の再質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 鈴木隆司議員の再質問にお答えいたします。

議員おっしゃられましたように、原理原則にのっとってそれぞれの学校に通わせるということは、そのとおりでございます。矢吹町においても、矢吹町立小学校の通学区域に関する規則というものがございまして、それに応じて学区が定められております。それに従って、教育委員会では3学期になりますとそれぞれ小学校に新たに入学するあるいは中学校に入学するという場合には、入学通知を各家庭に差し上げているところでございます。原理原則はそのようにして進めております。

しかし、今や社会の大きな流れは行きたい学校へということに傾いてきてございます。ですから、学区制のあり方もできるだけ柔軟な対応をするようにというふうな国からの通知も来ております。

もちろん、そうかといって矢吹町として決して行きたい学校へどうぞというわけではありません。決められた学校以外をどうしても理由があつて希望するのであれば、それは区域外就学願というものを提出していただくことになっております。それが出ますと、教育委員会では教育委員会の議案として1件ずつ審査をし、認められれば決議を受けて決定をするということになっているわけでございます。

ですから、例えば諏訪清水地区の保護者から区域外就学願が出れば、1件ずつ審議をしまして認められてということになっているわけでございます。

そこで、三神小学校、それから、それ以外の、今、議員からご指摘ありました善郷小学校の2区3区、三神小学校の須乗新田、西原等につきましては、昭和55年以降に地区から、保護者等から、特に地区行政区等から相談がありまして、そして学区が既に変えられてございます。それを新たに変えてということになりますと、地区の方々の多分賛成はなかなか得るのは難しいだろうというふうに思います。そうして約30年が経過しておりますので、これを教育委員会でも決議事項として、議案として審議したわけではございませんが、5人の委員では慎重に審議をいたしまして、現状どおりでということと相談をしているところでございますので、ご理解とご協力をぜひお願いをしたいと存じます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（栗崎千代松君） 再々質問はございませんか。

5番。

○5番（鈴木隆司君） 再々質問をさせていただきます。

まず最初に、将来の道路整備構想についてでございます。

矢吹の道路事情は、私は6年後にオリンピックが開催される東京の鉄道網に似たところがあると思ひまして、今回のこの質問をしたわけです。実は今東京都も、矢吹と違って道路でなくて、こちらは鉄道なんです、今再考を考えなきゃということが出ているわけですね。と申しますのは、東京都の鉄道網は都心から郊外に向かっていく横のラインは充実しているんです。例えば、都心から郊外に向かって上から西武池袋線があつて、次

に西武新宿線が伸びています、郊外に。そして真ん中を中央線が都心から郊外に向かっている。その下に京王線が伸びて小田急線が伸びていると。横のラインはこの鉄道網完璧なんです。

ただ、例えば小田急線から中央線に行く縦のラインがあるかというとなし。例えば、西武池袋線から京王線に來られる縦のラインがあるかというとなしということ、かなり郊外に行くと武蔵野線とか八高線とか、かなり郊外に行かないと縦のつながりがないわけです。

こういった事情から、私が矢吹の道路網と似ているなと思った一端でございますが、矢吹も先ほど申しましたとおり南北に縦断する道路はもう完璧なんです。ただ東西の横のライン、町長の構想のとおり新町弥栄線、それから石川道の拡張、これは構想どおりで完璧でございます。

ただ私が再々質問するのは、北側の中央幹線道、この道路、構想はあるし今後考えていくということでございます。私もそれでそのとおりだと思いますが、この道路がなかなかできないのは、そのネックは地権者の問題なのか予算の問題なのか、この道路はやっぱり町にとってかなり便利な有意義な道路になると思いますので、再々質問をさせていただきます。何がネックになっているのかということでございます。

それから2番、学区の再考についてです。これについても質問させていただきますが、ただいまの答弁で十分私も理解しているつもりでございますが、どうしても1点、世の中は変わるわけです。

約30年前、ちょうどいいバランスで分かれた学校でございますが、今現在倍の人数になっているんです。人数が倍違うわけです。かなりバランスが悪い。そして先ほど申しましたとおり、新しく入る新入生も善郷小が多いと。この傾向は、私は今後も続いていくと思います。このバランスはますます悪くなっていくと思うんです。

先ほどの教育長の説明で、私も十分理解しております。いろんなことを考えるとそのとおりだと思いますが、この人数、生徒数の、児童数のバランスの格差がどんどん開いていくということに関しまして、もう一度教育長の意見をお伺いしたいと思いますのでよろしくお願いたします。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 5番、鈴木隆司議員の再々質問にお答えさせていただきます。

すばらしい持論を展開していただきました。大変参考になる意見でございます。

私もこの南北東西の路線の道路の整備については、最重要というふうに考えております。都市の発展は、道路の整備なくして発展はないものと。しかるに道路が整備されると次々に住宅や店舗等ができ上がるというのは、棚倉矢吹線でも皆さん目で見確認済みだというふうに思っておりますので、私自身も道路の整備については力を入れていきたいというふうには思っております。

ネックになるのは何だということになれば、まずはやはりお金だろうというふうに思っております。復興交付金等の有利な財源について復興庁、国のほうに要望活動を続けてはいるんですが、しかしなかなか思うに任せない。国は都市再開発に値するぐらいの、そうした計画の熟度を上げた上でというようなことをしておりますが、しかし津波、原発のように簡単な形で復興交付金の認定を受けられるには至っていない。

この後も復興交付金等の有利な財源というものを確保することに全力を傾けていきまして、南北のそして東

西の道路の整備についても整備を急いでいきたいという考え方については変わるものではございません。

社会資本総合整備事業ということで、今既存の事業もないわけではないんですが、国からの支援が2分の1、交付税措置があるということもあるんですが、しかし矢吹町の過去の反省としては無理な起債についてはやはり避けていくべきだろうと。バランスのよい、そして財政基盤を安定化させると、そういう視点も忘れてはならないということでございますので、このラインについては多少時間がかかるものというふうに思っておりますが、今後整備を進める上では鈴木隆司議員の意見なども参考にさせていただきながら整備を進めていきたいと、そのように考えておりますのでご理解をいただきたいと思えます。

以上で再々質問の答弁とさせていただきます。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 鈴木隆司議員の再々質問にお答えを申し上げます。議員ご指摘のように確かに30年前発足したときには、両小学校はほぼ同じ数でございました。しかし現在は善郷小が460、そして矢吹小学校はその半分近いというようなことでございます。

そして、鈴木隆司議員がおっしゃるように現在の2区3区の善郷小に行っている子供たちの数はおよそ190名ということでございます。これを矢吹小に上げますと、まさにまったく逆転するわけでございます。そしてこのようになぜ学区がというのは、先ほども答弁させていただいたように、当初は行政区等で考えていたわけでございますが、しかし保護者や地域の方々の希望があつて東北本線を横断しなければならないのかとか、距離は善郷小のほうが近く安全ではないのかというような要請等があつて、そしてやむを得ず現在のよう学区になったというふうにも聞いております。

そういうことからしましても、2区や3区をその行政区の単位に合わせて矢吹小学校区というふうに変更しますと、保護者や地域の方々の希望に反するということになりまして、これは大変私どもとしてもそれを進めることは大変難しいというふうに思えます。

そういうことから、先ほども申し上げましたように、現状のままで何とかお願いをしたいというふうを考えているわけでございます。ご理解とご協力よろしくお願ひいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（栗崎千代松君） 以上で5番、鈴木隆司君の一般質問は打ち切ります。

ここで、暫時休議いたします。

（午後 2時14分）

○議長（栗崎千代松君） 再開いたします。

（午後 2時24分）

◇ 佐藤幸市君

○議長（栗崎千代松君） 続きまして、通告5番、4番、佐藤幸市君の一般質問を許します。

4番。

〔4番 佐藤幸市君登壇〕

○4番（佐藤幸市君） 議場の皆さん、こんにちは。

また傍聴席の皆様、忙しい中傍聴に来ていただき本当にありがとうございます。それでは通告に従いまして3点ほど質問させていただきます。

きょうで東日本大震災から3年が経過しようとしています。中心市街地復興事業も、復旧から復興へ移ろうとしております。それでは、復興推進に携わってきた関係組織の方々はそれぞれ大変な苦労があったかと思えます。それで、今日までの各施設検討組織及び役場関連事項の事業内容及びスケジュール（案）についての具体的な進捗状況をお伺いいたします。

まずは1つ目、複合施設、公共施設と1区自治会館併設について、東邦銀行跡地コミュニティセンター計画について。

2つ目、大正ロマンの館。カフェバー、情報発信局について。

3、空き店舗対策について。

4、景観関係。景観条例の制定について。

5、道路等。歩道の拡張、バリアフリー化、街路灯の整備について。

6、災害公営住宅について。

7、防災施設。防災公園、防災倉庫について。

8、駅前通り旧国道。食の通り、道路拡幅・整備について。

9、屋台村。橋本青果裏のことについて。

以上9点について、中止、変更等を明確にして、その進捗状況をお伺いいたします。

2つ目、高齢者の介護予防対策と超高齢化社会の備えについて、町長の考えをお伺いいたします。

2050年には、高齢者人口が40%に達すると同時に生産者人口が急激に減少します。当町においても、介護予防対策は虚弱高齢者に対しては実施されていますが、元気な高齢者の対策も行うべきではないでしょうか。近い将来の超高齢化社会に備えて、介護予防対策をまちづくりの重要課題として取り上げていく必要がある時期にあると思われます。

そのためには、年齢に対する差別を修正していかなければならないと思われます。

例えば、虚弱高齢者にとってはサービス受給を、元気な高齢者、本人は高齢とっていないと思いますが、にとってはサービス提供の役割を担うものと考えたべきではないでしょうか。介護予防を虚弱高齢者対策として捉えるのではなく、新たなまちづくり、地域づくりの原点と捉えることにより、若年者、高齢者ともに今後の超高齢化社会の備えとなっていくのではないのでしょうか。町長の考えをお伺いいたします。

3つ目です。町営特別養護老人ホームの設置について、先の質問と関連しますが、当町における施設利用待機者数は平成17年度60人、平成21年度51人で、最終目標平成27年には15人になるとなっておりますが、15人となる理由をご説明をお願いします。

町営特別養護老人ホーム設置については、先の町長の答弁によりますと、中島村、棚倉町に新設予定があり、また民間事業者を活用しながら待機解消につなげるとのことですが、2050年には高齢化率40%となる状況下、

民間業者及び他町村の施設利用とのことでは町民に不安を与えるのではないのでしょうか。実際に不安の声が上がっております。

町政策においては、高齢者が元気に安心して暮らせる町をつくり、とあります。町民が安心、優先して入居できる町営特別養護老人ホームを設置する計画は全くないのでしょうか。町長の考えをお尋ねいたします。

以上、答弁のほど、よろしく申し上げます。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは4番、佐藤議員の質問にお答えいたします。

初めに、中心市街地復興街づくり推進事業についてのおただしてであります。矢吹町復興計画では、東日本大震災以前以上に活力のある町、安心・安全なまちづくりを目指しており、中でも最重点課題として5つの項目を掲げ、力強い復興へ向け全力で取り組んでおります。

議員おただしの、中心市街地復興に関しては、復興計画の最重点課題の一つとして位置づけており、本町の復興につながる大きな鍵であります。中心市街地の復興については、各団体等よりさまざまな案が提案されており、それらの内容について、東京大学生産技術研究所から専門的なアドバイスをいただきながら、まちづくり合同会議において計画案をまとめる作業を行っているところであります。

議員おただしの9点の内容につきましても、1点目の複合施設であります。子供から高齢者まで集える地域交流、憩いの拠点として活用できる複合施設を東邦銀行跡地に検討しており、商店街の中心に位置することから、にぎわいを持たせるために多くの町民が集まる施設を整備することが大切であるという提案がされております。また、1区自治会館の再建については、中心市街地復興計画と整合性を図りながら、平成26年度から用地調査、設計等の着手に向け、地元行政区や関係者との協議に努めてまいります。

2点目の大正ロマンの館の進捗状況についてであります。大正ロマンの館については、今後、中心市街地の活性化に取り組む団体等に貸し付けする方法も含め、さまざまな有効活用する方法を模索しております。まちづくり合同会議での協議では、具体的な運営団体として商工会や商店会連合会が候補として挙がっており、それぞれの団体がこれまで出された活用案などをもとに、対応が可能かどうか協議・調整しているところであります。

一方、町といたしましても、これらの動きに合わせ、土地、建物取得に向けた用地測量、登記業務を実施しているところであり、今後改修工事を実施し、平成26年度中のオープンを目指し関係団体等と協議してまいります。

3点目の空き店舗対策についてであります。今年度は北町から新町にかけて店舗等を調査し、営業店舗や空き店舗の状況を把握したところであります。商工会には、空き店舗を活用した事業を行いたいという希望者からの相談はあるものの、初期投資や家賃交渉の問題により実施には至っておりません。今後、商工会とともに福島県商店街空き店舗対策事業補助金に必要な全体事業計画書を作成するほか、事業者への有利な資金繰りの支援、各物件を台帳化し、細かな情報を提供する環境の整備など、空き店舗解消に努めてまいります。

4点目の、景観関係についてであります。現在、都市計画マスタープランを見直ししているところであり、

その計画の中に、景観に配慮したまちづくりを盛り込んでいきたいと考えております。景観条例につきましては、条例が制定されることにより、住民が誇りと愛着の持てる良好な景観をつくり出し、それを長く後世に伝えていくことができる反面、一定の制限が伴うことから、町民の皆さんと矢吹の町並み、矢吹の風景をどのように将来へ残し、伝えていくのかを十分に話し合い、合意形成を図りながら制定に向け取り組みたいと考えております。

5点目の、道路の歩道幅やバリアフリー、街路灯の整備についてであります。この道路とは、県道矢吹停車場線、旧奥州街道、旧石川街道についてと思われ。矢吹停車場線や旧奥州街道につきましては、既に歩道の整備はされておりますが、一部狭小の箇所があり段差もあることから、歩行者、特に小さいお子さんや高齢者の方々には歩きにくい歩道となっております。

また、旧石川街道につきましては、歩道が未整備のため朝夕の通勤通学時には自転車、歩行者と車両のすれ違いに支障を来すなど、不便をおかけしております。これらの路線につきましては復興道路計画に位置づけられ、今後優先順位をつけて歩道の幅やバリアフリー化を整備していく予定であります。

次に街路灯の整備についてであります。中心市街地の中でも未設置の箇所や間隔の長い箇所があります。これらにつきましては現場を確認の上、設置に向けて検討していきたいと考えております。また、中央、駅前、中町商店会から各商店会で設置した街路灯について寄附の申し出がありました。これらにつきましては、4月1日付で引き受けることといたしましたので、今後は町の設備として維持管理を行っていく予定であります。

6点目の災害公営住宅についてであります。災害公営住宅整備事業は藤井議員への答弁と重複いたしますが、現在国直轄事業と復興交付金事業での基本計画策定業務を委託し、(仮称)矢吹町災害公営住宅整備基本計画案の策定中であり、現段階では52戸の建設戸数で計画を検討しております。今後のスケジュールとしては、復興交付金の内示があり次第、協議、調整が整ったものから用地買収を進めてまいります。平成26年4月以降には、基本設計、実施設計業務委託を発注し、復興交付金の申請、地域住民への説明会及び入居対象者説明会を開催し、9月には基本設計、実施設計を完了、10月以降からの建設工事着手をし、平成26年度中の完成に向け整備を進めてまいります。

7点目の、防災施設についてであります。現在、町で進めている中心市街地復興計画では、中心市街地内に防災公園を設置し、平時は町民の憩いの場所となり、有事の際には避難場所として利活用ができる公園を計画しております。この防災公園は災害対策上のJR西側地域の重点拠点として位置づけ、役場との連携調整、情報発信などを行う防災センターや貯水槽、備蓄倉庫などを備える予定であります。さらには国等の財政支援を受けるためにも、現在見直しを進めている地域防災計画に、防災公園の整備について位置づけしてまいります。

8点目の、駅前通り、旧国道の進捗状況についてであります。駅前通り、旧国道を含むエリアは、中心市街地復興計画案をもとに可能な事業から逐次実施するため、関係団体とまちづくり合同会議で情報の共有を図りながら、東京大学生産技術研究所とともに細部の調整を行っております。

商工会の復興計画では、駅前通りが食の通り、旧国道が文化の通りという位置づけがされておりますが、現在商工会で手掛けているみんなの家建設に際し、各商店会長や任意団体おむすびの方々で検討委員会を設置し、定例的に開催する会議の中で市街地全体の活性化もあわせて検討されております。また、このほかにも町が中

心となって行うハード面での整備に加え、商工会や商店会連合会、商業振興公社などでは各種補助事業を活用し、平成26年度からソフト事業の展開を計画していると聞き及んでおります。

9点目の、屋台村についてであります。現在矢吹町中心市街地復興協議会で矢吹町屋台村構想を計画しているところであります。協議会では当初、橋本青果店裏のスペースで屋台村を計画しておりましたが、利用者の利便性や食の通りとの連動性を考慮し、旧緑川産業の建物を活用する方向で検討が進められております。

これまで週1回の会議、いわゆるブカツや、月1回の定例会で調査検討を行ってきたほか、2月15日、16日には福井県あわら市の屋台村の視察施設など年度内には報告書がまとめられる予定であると伺っております。今後スケジュールや予算などを具体的にするとともに、県や関係団体等に働きかけながら、屋台村実現に向け細部を検討されるという予定であります。

以上、9点のご質問について答弁させていただきました。今後これらの事業を含め、中心市街地全体の事業計画の取りまとめを行い、町民の皆様にお示しし、ご意見をいただき、ともに考え、ともに復興が実感できるような各種事業に取り組んでいく考えでありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、高齢者の介護予防対策と超高齢化社会の備えについてのおただしであります。介護予防を虚弱高齢者対策としてではなく、若いうちから健康づくりが重要であり、元気な高齢者づくりが介護予防の原点であると考えております。

本町の高齢化率は、本年2月末時点で25.3%であり、国際連合の基準では21%を超えると超高齢社会と定義していることから、本町は既に超高齢社会であると受けとめられます。しかしながら、さらなる高齢化の進行は間違いないことであり、備えは十分なものでなくてはならないと考えております。

そのため、本町では介護予防の前段階として、健康の維持増進を目的とした特定健診や人間ドック等の充実を図り、病気の早期発見、早期治療に努め、高血圧症や糖尿病の原因となるメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の予防、さらには重症化防止のため、特定保健指導やヘルスステーション事業に取り組んでおります。

一次予防といたしましては、元気な高齢者がより元気に過ごせるように、地域包括支援センターや社会福祉協議会と連携を図りながら、高齢者相談窓口の充実や高齢者が地域で集まり運動等を行ういきいきサロンに取り組み、生活機能の低下防止、うつ病や閉じこもり防止事業等に努めております。

二次予防といたしましては、要支援、要介護状態になる可能性のある高齢者（虚弱高齢者）に対し、きたむら整形外科の協力を得て、筋力アップ等を図るための教室を実施しており、平成26年度からは会田病院の協力を得て、2カ所で教室を実施する予定であります。

現在、町では平成27年度から平成29年度までの3年間を計画期間とする、第7次矢吹町高齢者保健福祉計画並びに第6期介護保険事業計画策定のための準備を進めております。この計画は、現在国で進めている介護保険制度改正を踏まえ、新たな枠組みや取り組みを加え、総合的な高齢者福祉政策として超高齢化に対応するよう大幅な改定計画にしたいと考えております。

今後、町民の健康増進を図り、より元気な高齢者づくりに取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、本町における施設利用待機者数についてのおただしであります。第5次矢吹町まちづくり総合計

画では政策の実現を計画期間到達時に客観的な検証を行うことができるように、施策の目標値を設定しております。

施設利用待機者数は、高齢者支援体制の充実のための施策の目標値として設定したものであり、平成18年度の計画策定当時の要介護認定者及び管内の特別養護老人ホームの設置状況等を勘案しながら、当時30人の待機者をまちづくり総合計画の最終年度である平成27年度の最終目標として半数の15人と設定したものであります。

また、町営の特別養護老人ホームの設置についての考えであります。先の定例会において当面は本町における特別養護老人ホーム入所待機者の解消は、近隣町村に開設される民間施設を活用することを一つの方策とし、将来的には平成26年度に策定する、平成27年度から平成29年度までの3年間を計画期間とする介護保険事業計画において十分な検討を行うことを答弁させていただきました。

現在の特別養護老人ホームの待機者69名の内訳を精査しますと、要介護1が6名、要介護2が15名、新たな介護保険制度における特別養護老人ホームの利用対象と見込まれる要介護3以上は48名となっております。

本町における新たな介護サービス事業の情報として、本年5月に田町地内にサービスつき高齢者向け住宅が30戸新設される予定であると伺っております。この施設は高齢者のための住宅であり、スタッフが24時間常駐し、食事の提供や生活全般にわたる相談を行い、医療機関や介護サービス事業所と連携し、常に安心・安全を提供する住宅として整備されるものであります。

介護度の低い方で在宅では不安であるという方は、介護保険サービスとあわせて利用することも可能であり、本町全体でのサービスの充実につながるものと考えております。

町といたしましては、居宅支援事業所等に対し、これらの情報の提供をするなど連携強化に努め、要介護者に適切なサービスが提供されるよう努めてまいります。

現在、町では介護保険事業計画策定の準備として、65歳以上の高齢者2,000人に対しニーズ調査を実施しております。今後その結果を分析しながら、現在国で進めている介護保険制度の改正を踏まえ、必要な施設整備等については、平成26年度に開催する介護保険運営審議会でも十分審議し、平成27年度から平成29年度までの3年間を計画期間とする介護保険事業計画に反映することとしております。

しかしながら、介護保険サービスの提供についてはこれまでも申し上げてまいりましたが、経済活動の活性化あるいは本町の行財政運営の適正化の視点などから、民間活力を生かす分野であると認識しております。

町といたしましては、今後町内の居宅支援事業所等に対し、近隣市町村における介護施設の新設情報や、申し込み可能な時期等の情報を提供するなど連携を強化し、待機者数が減少できるよう努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で4番、佐藤議員への答弁とさせていただきます。

○議長（栗崎千代松君） 再質問はございませんか。

4番。

○4番（佐藤幸市君） 復興事業における再質問をさせていただきます。

1つ目、まちづくりセンターの利用状況及び管理体制について、25年度の利用件数とどのような利用目的で使用されたのかをお知らせいただきたいと思っております。

2つ目、災害公営住宅の建設予定地のお示しがありましたが、地権者との話し合いの状況及び土地取得の合

意は得ているのでしょうか、お伺いいたします。また、防災公園、1区自治会館複合施設の計画についてもそのような合意は得られているのか、今の状況をお伺いいたします。

それと、特別養護老人ホームの設置についてですけれども、町営の特別養護老人ホームを設置することにより、町独自の介護予防対策の指導管理ができるようになるのではないのでしょうか。町長はどのように思われますか。お伺いします。

それと、民間業者を活用すると町長はおっしゃっておりますが、現時点でこの町に対する民間業者の申請は何件ぐらいあるのかお尋ねいたします。

以上です。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 4番、佐藤議員の再質問にお答えさせていただきます。

復興事業関連で、まちづくりセンターの利用目的、利用状況についてということでございますが、まちづくりセンターについてはそもそも中心市街地がどのように悲惨な被害状況が顕著でございました。

そうしたことも含めて町なかの活性化、町としてどうする気かということについては役場庁舎内でいろんな議論をするよりも、やっぱり現場にそうした施設を設けて、被災地の中心で議論をすべきだろうということも含め、町なかの復興再生、さらに町のにぎわいを創出するためにも、ああした建物をお借りしながら利用目的としてきちんと今説明した内容を含めて位置づけて、利用を現在もしているところであります。

センターの利用状況についての詳しい活動、さらにはその中身についての説明については、産業振興課長から説明をさせます。

災害公営住宅について、今現在地権者との土地取得についての話し合いをさせていただいております。先ほどの議員さんの答弁にもあったように中町の1カ所、旧円谷呉服店の跡地については合意形成がされております。現在そちらの手続きについて準備を急いでいるところでございます。残りの旧商店街の跡地、JAの跡地については、今現在交渉の話を継続している最中でございます。これらについても合意形成に向けて今後鋭意最善の努力を払っていきたいというふうに考えておりますし、中畑地区については町の土地でありますので、町のほうできちんとした位置づけをしながら今後事業を進めていきたいと、そのように考えております。

防災公園についての合意が得られているのかというおたがいでございますが、現在町としてさまざまな団体のほうから提案をいただいた中で、計画案として防災公園の計画についても位置づけをさせていただいているところでございます。

これらについては、今後町民との合意形成も含めて、地権者との話し合いというものが当然必要となってまいりますので、合意が得られるような、そうした合意形成に向けての努力を重ねていきたいというふうに考えております。

特別養護老人ホームについての施設、町で独自の施設の整備については、これはもうずっと答弁を繰り返させていただいてきているところでございます。町として整備をするという是非についても、この後の介護保険福祉計画の中でも議論を深めていきたいというふうに思っておりますし、ただ、町としては町独自で整備する

よりも民間の業者のお力添えをいただきながら、そうした待機者の解消に努力をしていくという考えについて変更する考え方はございませんので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

民間業者についての今後の事業の展開について申し出が上がっているのは、先ほど説明した田町地内に1カ所だけでございます。この後計画がきちっと定まりませんと、計画したいということであっても計画が前に進まないということでございますので、そうした計画が整備されることによって、手を挙げるそういう民間業者の数も出てくるのではないかとということで推察はさせていただいております。

以上で再質問に対する答弁とさせていただきますと思います。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

産業振興課長、圓谷誠君。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 圓谷 誠君登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（圓谷 誠君） 4番、佐藤議員の再質問にお答えいたします。

まちづくりセンターの利用状況のご質問でございますが、細かい件数については手元に資料がございませんが、先ほど町長も答弁の中でお答え申し上げたように、ブカツで毎週中心市街地の中でも特に屋台村をどうするかというような会議をされておりますし、あとは関係機関が集まりまして合同会議の開催、あとは商店会の皆様方と中心市街地の活性化の打ち合わせ、その他いろんな会議に使用させていただいております。

手元に数字がなくて申しわけございませんが、このような活用をさせていただけるということで回答させていただきます。

○議長（栗崎千代松君） 再々質問はございませんか。

4番。

○4番（佐藤幸市君） 最後に、避難公園のことについて。

中心市街地は結構居住住民が多い地域です。でも避難場所は矢吹小学校しかないんです。あれだけの人数が矢吹小学校までというのは大変なものですから、先ほどおっしゃられました避難公園の設置については町の努力で早くやっていただきたいなと思います。

よろしくをお願いします。

では、質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（栗崎千代松君） 要望ということでいいんですか。

〔発言する者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 以上で4番、佐藤幸市君の一般質問は打ち切ります。

◇ 加藤宏樹君

○議長（栗崎千代松君） 続きまして通告6番、2番、加藤宏樹君の一般質問を許します。

2番。

〔2番 加藤宏樹君登壇〕

○2番（加藤宏樹君） それでは通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず最初に、運動公園予定地についてであります。

過去には町民や議員から提案があったと思いますが、運動公園の整備や中学校の建築といった公共施設、次に工業団地として整備し企業誘致をするとか、仮の町構想に応募して自然エネルギーを取り込んだ宅地分譲、最近ではやっと凍結された運動公園予定地が日の目を見ることとなった放射能汚染物の仮置き場とありましたが、これらの案が示されたこともありましたが、達成に至らなかった経緯と理由を述べていただき、今後の利活用をどのようにするかをお伺いします。

次に矢吹町の今後の計画についてということで、平成8年作成の矢吹町都市基本構想と平成10年の都市計画、道路計画について、現時点及び平成27年度末までの達成ということですので、現時点と平成27年度末までの達成率はどの程度になるかを伺い、また、これらの検証を進めながら新プランの作成に取り組みなければならない時期に来ていると思いますが、そのための準備及び予定をお伺いします。

3番目に、どんな町にするのか、どんな町になるのかについて、町長にお尋ねしたいと思います。町長になるに当たっての熱い思い、また町長となってからもその気持ちを持ち続け、重点課題、重要政策があったと思います。これらの達成の程度はどの程度のものか自己において評価していただいて、町長の矢吹町に対する思い、未来の矢吹町をどうするのか、過去を振り返りながら現在を見つめ直し、未来をどう創造していくか、具体的な内容も含めてご説明いただければと思います。

ご答弁のほど、よろしくお願ひします。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは2番、加藤議員の質問にお答えいたします。

初めに、運動公園予定地の利活用についてのおただしであります。総合運動公園用地の利活用につきましては、これまでの議会での答弁と重複いたしますが、当初、平成4年11月、町民の健康増進とスポーツの振興を図るため、総合運動公園の早期建設の促進を図ることを目的に設立された矢吹町総合運動公園建設促進協議会において、総合運動公園用地は野球場、総合体育館、テニスコート等が計画されておりましたが、平成17年12月に財政再建を優先する必要がある、巨額な財政負担を伴う総合運動公園事業の当初計画は推進困難との結論に達し、しばらくの間は本事業を凍結せざるを得ない状況について議員の皆様にご理解をいただいたのち、地域住民の方へ説明会を行った上で町民の皆様にもご理解をいただいております。

財政再建3カ年計画は、とりわけ財政状況が厳しい平成19年度から平成21年度に、町民、行政が一丸となり財政運営に取り組んだ結果、当初の目標が達成されました。このことから、改めて平成22年度当初より庁内に総合運動公園用地利活用検討会議を立ち上げ、利活用の検討を再開し、年度内には利活用の手法などを取りまとめることとしておりましたが、東日本大震災によりそれらの作業も中断せざるを得ない状況となり現在に至っております。

総合運動公園用地の今後の利活用等の方法につきましては、従来の考え方であります町の公共施設用地としての利活用、あるいは経済情勢を視野に入れた民間活力の導入、雇用と観光の視点、または復興に資する新たな観点による町の活性化への活用など複数の選択肢があります。

利活用については今後の社会情勢の変化を的確に捉え、柔軟に対応していくことが必要であり、早急に利活

用方法の絞り込みを行う必要があると考えておりますが、一方では拙速に判断すべきものではないとの考え方もあり、平成28年度以降に策定される第6次矢吹町まちづくり総合計画において総合運動公園用地の利活用に関する政策、施策、事務事業を明確に位置づけし、事業の実施を図ってまいることといたします。

また、総合運動公園用地に仮置き場を設置することにつきましては、平成25年7月に寺内、文京、鍋内地区住民を対象とした説明会をそれぞれ開催し、8月18日に寺内地区役員との意見交換会を行い、さらに8月24日には仮置き場の先進地視察を実施し、仮置き場の安全性などについて理解に努めてまいりました。

説明会の状況であります。中間貯蔵施設設置の状況が見えてからでもよいのでは、永久になってしまうのでは、万が一漏れた場合誰が責任をとるのか、野菜等の風評被害が出ないかなど、仮置き場設置に関しさまざまなご意見をいただきました。

町といたしましては、矢吹町除染実施計画において仮置き場は原則として各行政区単位に設置することとしておりますが、各地域ごとに調査する生活圏の詳細モニタリングの結果によって実施される面的除染及びホットスポット除染の推進、さらには現在現場内保管となっている幼稚園、小学校等の除染土壌の1日も早い仮置き場への移設等を考慮いたしますと、総合運動公園用地に一定の規模を有した仮置き場を設置することが除染の推進につながり、より効率的かつ効果的な除染を進めることができるものと考えており、今後も地元行政区役員や住民と協議を重ね、仮置き場設置に関する理解を求めながら、1日も早い仮置き場の設置に向け努めてまいりますのでご理解とご協力をお願いします。

次に、都市基本構想及び都市計画道路計画の達成率について、また新プラン作成の準備予定についてのおただしであります。議員おただしの都市基本構想とは平成8年度に策定した矢吹町都市マスタープラン、都市計画道路計画とは、平成9年度に策定した矢吹町都市計画道路網計画書を指していると思われませんが、マスタープランの内容をより具体的に示しているものが都市計画道路網計画書であるため、都市計画道路網計画書における達成状況について答弁をさせていただきます。

当時の計画書においては、幹線道路10路線、補助路線道路4路線について整備の優先順位をつけて計画しておりました。

現在、幹線道路で2路線、補助幹線道路で2路線が完了しており、その他の10路線につきましては経済情勢の悪化や消費の低迷などにより財源確保が困難となったこと、用地買収や既存建物の補償費などの事業費が膨らむこと、また、地権者からの理解が得られなかったなどの理由により、現在のところ整備の計画はされておられません。また、平成27年度末での達成状況についても同様であると見込まれます。

これらの現状を踏まえ、新たな都市計画マスタープランについては、平成26年度中の完成を目指し、町民の皆様からご意見をいただき、さらには今後の人口等の情勢を的確に把握しながら進め、それを具体的に示す都市計画道路網計画書については平成27年度以降の策定を目指し進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、私自身の矢吹町に対する思い、未来の矢吹町についてのおただしであります。私が町政のかじ取り役という重責を担わせていただいてから、早いもので3期半ばの10年が経ちました。

これまで、まちづくりの先頭に立ち私自身に与えられた使命と責任を果たしてまいりました。この間、矢吹町にとっては財政再建への取り組み及び東日本大震災を初め重要な局面が続いた厳しい時代であったと実感し

ております。

議員おただしの未来の矢吹町については、町民の福祉の向上に資する具体的なまちづくりの実用書として策定した第5次矢吹町まちづくり総合計画の実現に向けた行財政運営そのものであり、町民の皆さんと対話のまちづくりを進めることで、総合的な福祉の向上、震災以前以上の活力あるまちづくりを目指しているところであります。

次に、これまでの重点課題、重点政策についてであります。特に財政再建3カ年計画による財政の立て直しは厳しいものであります。

平成18年度に国で示した新たな財政指標である実質公債費比率の算定の結果、3カ年平均で25.1%という高い数値を示し、本町は県内ワースト3位、全国でも37位という状況にあることが判明いたしました。この結果を受け、財政再建団体転落の阻止や借金依存体質からの脱却等の目標を掲げ、財政運営の再建、役場組織の再建、まちづくりの再建といった3本の柱を掲げ、平成19年度には財政再建3カ年計画を策定し、財政再建のために邁進してまいりました。

内部改革や収入の増加に積極的に取り組み、町民の皆様のご負担をできる限り少なくするよう努め、その結果、平成21年度までの3年間、町民、行政が一丸となり取り組んできたことにより、当初の効果目標額である7億5,000万円を大幅に超える8億円の効果額を表すことができました。

この結果は、議員の皆様を初め町民の皆様の深いご理解とご協力なくしてはなし得なかったと実感しております。改めて、議員の皆様、町民の皆様のご支援、ご協力に対し感謝申し上げます。

この計画の達成により、長年の懸案であった矢吹中学校の改築事業が実現したところであります。議員の皆様もご承知のとおり、矢吹中学校は平成22年2月に工事着工し、第1期工事として校舎及び体育館を完成させ、順次屋内プール、武道場、駐輪場、部室並びに外構工事等を実施し、平成25年9月に完成いたしました。

特に、体育館については平成23年3月末の完成予定でありましたが、卒業式を新しい体育館で行いたいと完成を急ぎ、3月11日の午前中に卒業式を執り行うことができましたが、午後には一転して震災当日から避難所となる予想だにしない事態となってしまいました。

新しい中学校は、東日本大震災という未曾有の大震災を乗り越え、平成25年9月28日に多くの出席のもと、震災復興、矢吹町立矢吹中学校総合落成式を開催することができたことは、感慨深いものであります。

また、本町においても震度6弱を観測した東日本大震災そして東京電力福島第一原子力発電所の事故が重なり、これまでに経験したことのない甚大な被害を受けた中、町民の皆様はもちろん、全国の多くの方々から物心両面にわたるご協力により災害復旧事業は一定のめどをつけることができたことは、議員の皆様もご承知のとおりであります。

なお、自己における評価のほどを伺いたいとおただしですが、矢吹町復興計画に位置づけた最重点課題の事業を着実に進め、各種事業に全力を尽くし、町民の皆様が復興を実感できたと感じたときが評価するときであると認識しており、いまだ道半ばであり、現時点での評価を下す時期ではないと考えますので、ご理解を願います。

これからも町民の期待と負託に応え、まちづくりに全力を尽くしてまいり所存であり、町民の皆様と一体となり邁進していく覚悟でありますので、加藤議員初め、議員の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

以上で2番、加藤議員への答弁とさせていただきます。

○議長（栗崎千代松君） 再質問はございませんか。

2番。

○2番（加藤宏樹君） それではまず、運動公園予定地なんですけど、今回町のほうとしては仮置き場ということで初めての提案があったかと思いますが、仮置き場をつくるにしても、町としてとにかく仮置き場をつくるという、そういう姿勢が感じられなかった。要は、最終的には行政区にお願いして行政区につくってもらおうと、そういう計画もいいんですが、町が町民の矢面に立ってまず町で処置すると。そういう政策をとっていただきたかったというのが第1点。

それと、鍋内と寺内の住民説明会等をやって、それは何回やったんですかと。中に反対する方がいた、不安を漏らす方がいた、そういう方々の説得、要はどれぐらい真剣に当たったのか。回数とか、そういうのがわかればそれをお知らせください。

それと、負の遺産であった運動公園予定地が早急に解決していただきたい問題として取り上げているわけですが、将来運動公園にすると、公共施設、学校等をつくるかいろいろ考えられると思います。企業誘致をする、宅地分譲をする、観光の目玉とする、いろいろあるかとは思いますが、まず造成しておかないと何もできないですよ。

今回仮置き場をつくと、仮置き場はかなり広大な平地を必要としますから、仮置き場さえつくっておけばいざというときに何かですぐ転用できるということで、仮置き場は極力進めるべきではなかったのかと思いますが、その辺を町としては考えなかったのか。

また、町としては、町有地ですから町と議会で決定さえすればどういふふうに使おうがある意味勝手といえれば勝手だったと思うんですが、そういうふうで決定するに至らなかった理由、問題が何かあったのか、その辺をご説明願います。

2番目として、矢吹町のマスタープランなんですけど、これ毎年予算化されています。1年ごとの途中経過とかそういったものを、都市マスタープランですか、そういったものを示すことができないのか。中間報告等は行えないのか、その辺をお聞きしたい。これはやっぱり、途中経過を我々議員、町民が知ることによって今後のまちづくりに意見を出せるんじゃないかということで、できれば示していただきたい。町のほうの考えをお伺いします。

あと3番目としては、町長の目標として、町長になったときでも、その後も、人口増加ということは常におっしゃっていたかと思うんですが、実際に在職中10年、何社ぐらい来て、その間に何社かは撤退、廃業という形になっていますので、トータルで何人ぐらい雇用の創出ができたのか。実質的な数字は困難でしょうから、後からでも結構ですので、実際には減っちゃっているんじゃないかなと思うんですけど。

それで問題は、ここ二、三年の震災復興のために企業立地の補助金がありますよね、それを利用した企業進出とか企業誘致、また今後予定される企業進出があるのか、それによって雇用はどれぐらい生まれそうかというのが、もしわかっている範囲でお示しできればお願いしたいと思います。

それと、やっぱりこのまちづくりは町民がどんどん参加してもらわないといけないと思いますので、やっぱり震災の復興のためにも定期的なアンケートを実施することにより、より多くの町民の意見を吸い上げるのに

も大変有効だと思います。実施の予定や定期的な運用をするおつもりがあるか、その辺をお伺いします。

以上です。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 2番、加藤議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず1番目に、総合運動公園の予定地の仮置き場について、町の姿勢というおただしでございますが、加藤議員の熱い思い、肌で感じさせていただきました。町としてつくるといふ強い姿勢がなかったのではないかと、そのような強い発言がありました。そう言われればそういう強い姿勢、加藤議員ほど強い姿勢がなかったのではないかなということ、反省もさせていただきたいと思っております。

住民説明会は1度しか開催しておりませんが、しかし、徐々に合意形成に向けた環境整備については考えさせて行動をとらせていただきました。先ほど答弁させていただきましたように、役員との協議会や、さらには住民の先進地の仮置き場のバスでの視察等についても実施させていただきました。

そして先ほども答弁させていただきましたように、この総合運動公園の仮置き場については最も強い意見として中間貯蔵施設設置の状況が見えてからでもよいのではないかと。したがって、中間貯蔵施設が決まらなければ仮置き場が永久になってしまうのではないかとというようなことが多くの強い意見として出ましたので、国の動向を見守ってきたというような、そういう期間も置くべきだというような考え方のもとに住民説明会に臨んだということ、さらにご理解いただければというふうに思っております。

総合運動公園予定地を、加藤議員は負の遺産というような認識で発言されましたけれども、私は町の重要な財産というような、そういう意識のもとで今後の利活用についても考えていきたいというふうに思っております。

造成しておかないと何もできないのではないかとというような、そうしたことについては同感でございます。そうしたことを受けて、町としても今後総合運動公園予定地についての仮置き場の設置について、さらに努力を傾けていきたいというふうに思っておりますが、町と議会が決定すれば仮置き場として決定できたのではないかとというのは、私自身全くそういう考え方には至っておりません。

やはり住民の理解、そうしたものが全体としてまちづくりは進めていくべきだろうという考え方が、私自身の基本的な政治姿勢でもございますので、今後もそうした形ではなくて、ただ、お願いしたいのは、議員の皆様にもご協力いただければ、仮置き場の設置について合意形成が図られるようご支援もいただければと思っておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思っております。

都市マスタープランについてのおただしでございますが、中間報告をすべきということについてはごもっともでございます。粗々の案がその後できてまいりますので、最終的な計画とする前に案の段階で町としても議員の皆様にお示しをしながら、住民の意見も参考にして、その中に盛り込んでいきたいという考え方で今策定中でございますので、皆様のほうにも中間報告をしていきたいというふうに思っております。

都市マスタープラン、そしてまちづくり総合計画においては、矢吹町の人口増加対策というものを最重点課題として、それらの計画がつけられているということについては、以前からも議員の皆様にも町民にもお話を

させていただいているところでございます。

人口増加のための実用書という手引書がまちづくり総合計画、都市マスタープランといっても過言でございません。さまざまな要因を事業として展開することによって、人口増加特に私自身が考えるのは教育の充実、さらに雇用の確保、そうしたもの。そして医療の充実、そうしたものを前面に出しながら人口増加に向けた政策を、この後もまちづくり総合計画に基づいて着実に実施していきたいというふうに考えております。

もう1点の企業誘致の件で、今まで何社、雇用の数は何人か、特にここ二、三年、企業立地補助金を使ったりして企業進出がなかった会社の数はいくらか、雇用者数は何人かというようなおただしについては、この後、産業振興課長のほうからわかる範囲で答弁をさせますのでご理解いただきたいと思います。

なお、まちづくりについての住民参加についての重要性、百も承知で、私も大事な考え方で加藤議員と全く同じ考え方でございます。アンケートについては、第6次まちづくり総合計画が平成28年度からスタートします。その計画づくりのために、平成26年度第5次まちづくりの検証結果も含めてアンケートを実施しながら、第6次のまちづくり総合計画の中で生かしていきたいと考えておりますので、アンケートについては実施させていただく方向で、今時期も含めて検討しているということについてご理解をいただきたいと思います。

以上で、2番加藤議員の再質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

産業振興課長。圓谷誠君。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 圓谷 誠君登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（圓谷 誠君） 2番、加藤議員のご質問にお答えをいたします。

手元に資料がなく細かい数字を申し上げることができませんが、まず撤退と誘致という視点から見てみますと、まずは撤退で大きいのはミヤノさん、あとは朝日工機さん、曙さん、この3社が大きいのかなというふうに思っております

誘致で大きな企業としましてはレンゴーさん、これは大きな企業が来ていただくことができました。そのほかにも、近年ではアクティブさんが企業立地をされました。そのほか企業立地ということになるかどうかわかりませんが、町内には多くの太陽光発電の関係の企業がいろんな申し込みがございまして、先般中畑南のほうに1つの企業が立地協定を結んだということでございますし、そのほかにも何点か問い合わせがあるという状況でございます。

あと、県の企業立地補助金の関係でございますが、これにつきましては私の記憶にある企業では株式会社イスクさんですか、あとは未来制御さん、あとは先ほど申し上げましたアクティブさん、あとはタムラ工業さん等が増築をしながらこの補助金をいただいていると。そのほかにも何点かあったかとは思いますが、ちょっと今思い出せないので、この辺のことでご了解いただきたいと思っております。

雇用数については全然数字を持っておりませんので、これについてはちょっと申しわけございませんが、ここでお答えすることができないということでご容赦賜りたいというように思っております。

以上でございます。

○議長（栗崎千代松君） 再々質問はございませんか。

2番。

○2番（加藤宏樹君） それでは運動公園予定地について、そろそろ解凍時期ということでしょうから、ぜひ解凍後に向けてどのような活動をしていくのか——凍結からの解凍ですからね——解凍後にどのような利活用をして、いつごろそういった案を示せるか、その辺大体でいいのでお答えいただければと思います。

あと、先ほどの雇用の創出ということで、具体的に何人増えているかわからないということですが、その辺もぴったりでなくてもいいですから、できれば調べていただいて、後でお答えいただいても結構ですのでよろしくをお願いします。

以上です。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 2番、加藤議員の再々質問にお答えさせていただきます。

総合運動公園の予定地について、今後いつごろ解凍、凍結をさらに撤回していくのかというようなことですが、これについては先ほどの答弁でも話をさせていただきましたように、総合運動公園用地の今後の利活用については、平成28年度以降に策定される第6次矢吹町まちづくり総合計画の中に盛り込めるように、平成26年度中にはさまざまな議論を含めて検討を深めさせていただきまして、一定の方向性は皆さんにお示しできるようにしていきたい。

貯金の利活用については、仮置き場の設置に向けて加藤議員のほうから熱い思い、後押しも得られましたので、それらについて設置に向けた努力もさせていただきながら、本来的な利活用についての、今ほど話したとおり第6次まちづくり総合計画の中に盛り込めるように努力を傾けていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（栗崎千代松君） 以上で2番、加藤宏樹君の一般質問は打ち切ります。

◎散会の宣告

○議長（栗崎千代松君） 以上で本日の一般質問は打ち切ります。

本日の会議を閉じます。

これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 3時29分）

平成26年3月11日（火曜日）

（第 3 号）

平成26年第379回矢吹町議会定例会

議事日程(第3号)

平成26年3月11日(火曜日)午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 総括質疑

日程第3 議案・陳情の付託

議案第5号・第6号・第7号・第8号・第9号・第10号・第11号・第12号・第13号・第14号・第15号・第16号・第17号・第18号・第19号・第20号・第21号・第22号・第23号・第24号・第25号・第26号・第27号・第28号・第29号・第30号・第31号・第32号・第33号・第34号・第35号・第36号・第37号・第38号・第39号・第40号・第41号
陳情第1号

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員(16名)

1番	安井敬博君	2番	加藤宏樹君
3番	薄葉好弘君	4番	佐藤幸市君
5番	鈴木隆司君	6番	青山英樹君
7番	竹元孝夫君	8番	鈴木一夫君
9番	大木義正君	10番	熊田宏君
11番	角田秀明君	12番	柏村栄君
13番	諸根重男君	14番	藤井精七君
15番	吉田伸君	16番	栗崎千代松君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	長野崎吉郎君	副町長	渡邊正樹君
教育長	栗林正樹君	企画経営課長	藤田忠晴君

総務課長	水戸邦夫君	税務課長	佐久間一幸君
町民生活課長	会田光一君	保健福祉課長	阿部正人君
産業振興課長 兼農業委員会 事務局長	圓谷誠君	都市建設課長	藤田豊君
上下水道課長	円谷清茂君	教育次長兼 学校教育課長	陳野秀敏君
会計管理者兼 出納室長	井戸沼寿量君	生涯学習課長 兼中央公民館 長	近藤尚一君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	須藤源太	主任主査兼 次長	松谷誠
--------	------	-------------	-----

◎開議の宣告

○議長（栗崎千代松君） 皆さん、おはようございます。

ご参集ありがとうございました。

ただいまの出席議員数は16名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

3年前の3月11日午後2時46分に発生した東日本大震災は、死者、行方不明者が1万8,517人を数え、想像を絶する未曾有の大災害をもたらしました。加えて、福島県は東京電力福島第一原子力発電所の爆発事故による放射能の被害、汚染水の懸念を全県にもたらし続けています。我々は、今、将来にわたり町民が安心かつ安全で平穏な生活を確かなものとするため、復旧・復興に努めているところであります。

震災で犠牲になられた方々のご冥福を祈るとともに、町民全てが等しく復興の恵沢を享受できることを誓い、午後2時46分から実施されます国の震災3周年追悼式に合わせ、黙祷をささげたいと思います。

委員会開催中ではありますが、全員のご協力をお願いいたします。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（栗崎千代松君） 本日の日程に入ります。

日程第1、これより前回に引き続き、一般質問を許します。

◇ 青 山 英 樹 君

○議長（栗崎千代松君） 通告7番、6番、青山英樹君の一般質問を許します。

6番。

〔6番 青山英樹君登壇〕

○6番（青山英樹君） 議場の皆様、おはようございます。

はや3年目を迎えます東日本大震災ですが、あの恐ろしい未曾有の大震災の福島原発事故によりまして被害を受けられました方々に対しまして哀悼の意を表しますとともに、いまだ避難生活を強いられている方々に対しまして、心よりお見舞い申し上げたいと思います。

また、議場に傍聴にお越しになられたこと、心より敬意を表しますとともに、改めて心より感謝申し上げます。

では、通告によりまして質問をさせていただきます。

4点ほど質問したいと思いますが、まずは、財政面に関しまして、平成24年度の決算に関しましては決算報告いただきましたが、健全化判断等でございますが、総務省のほうでは今月末の発表になりますので、まだ詳しくは私のほうでは分析はしておりませんが、平成22年度、23年度における財政の健全化判断比率等につきましては、実質公債費比率が県内で6位で17.6%、県内6位といえますのは、悪いほうからの数字でございます。また、23年度が17%、24年度に関しましての報告は16.9%とございましたが、将来負担比率に関しましては、

同様に悪いほうから数えて22年度が5位で158.3%、23年度が悪いほうから数えて2位で160.3%ということで、59市町村中、悪いほうから数えたほうが数段早いというような状況でありました。

また、決算認定等あるいは予算等におきましても、賛成をいただいて議決されている同僚議員からも、一般質問におきましては数値がどうなっているのかというような、賛成議員からも心配をされているような状況があるということでございます。

24年度、比率は若干の改善を見せまして、先ほど申し上げましたように、実質公債費比率が16.9%、将来負担比率が155%ということでございますが、26年度の予算を組まれまして、26年度におきましてはこれらの数字はどのような改善を見せていくのか、どのような施策を講じて予算を編成されていたのかをお伺いしたいと思います。

2点目でございます。

ちょうど1年前になりますけれども、国民健康保険税の課税分に関しまして、資産割の縮小廃止について、今後、県の動向を注視しながらも議員の皆様と協議を深めてまいりたい、検討していくというような答弁を町長のほうからいただきました。これは、その後かれこれ1年になりますけれども、どのような考えのもとに進められているのかを、改めてお聞きしたいということでございます。撤廃するというような計画があるのかどうか。国保税に関しましては応能分の負担と応益分の負担、また、受益者負担というものが基本になっているのかどうか。どのような認識のもとに課税率、課税額を決定しているのか。特に、いわゆる健康保険に関しましては、健保関係、サラリーマンが入っている社会保険等がございますが、所得に関して課税されているんですが、国保に関しては資産割とかそのような個人の人数割、世帯割というようなもので課税されているということも、理由等があるのでしょうか、それらもあわせまして、どのような認識のもとに課税率が決定され、課税額が決まってくるのかということをお尋ねしたいと思います。

3点目としましては、幾つかある指定管理者に委託して町の施設をいろいろ運営してもらっている部分がございます。今回は、私のほうでは、石油商業組合等々の取引が、役場という公共機関として灯油なり商取引を行っているわけでございますが、これが見てみると、高い金額、単価によって取引されているというのが実情でございます。その比較は、一般の消費者との我々が日常スタンドあるいは配達で取引している金額よりも高いという数字が出ております。一つには独禁法の関係もございまして、果たして石油商組合というものが存在しながら取引を行っていくというのは、地域の業者を育てるという名目のもとに地域カルテルに値するのではないかと。同時に、町民の利益を守っていくという観点からすれば、幾らかでも安い単価での取引が望まれるというのが一般的な考えではないのかという観点におきまして、実際高い単価で取引されている、あるいはそれが本当に地元業者を育てる、育成するということに対して理にかなっているのかどうか、再度お尋ねしたいと思います。

それから、4番目、最終になりますけれども、少子高齢化、格差社会の拡大というような、そういう今の状況下、幾度となく今まで話してまいりましたが、行政の担うべき役割、施策はどのように具現化すべきと考えているかということでございます。いつも第5次吹町総合計画づくりを見ろとか勉強するよにと言われているんですが、見出しはよくわかります。総論的には非常に賛成でございまして、その目的からは逸脱するものではないと思いますが、具体的に何をしていくのかというのが、多くの町民が期待しているところござい

す。

また、その中の一つとしましては、前回は質問いたしました、県立農業短期大学のあり方というものを何とか矢吹町にとっての資産として、資源として爆発的な方向に結びつけていくような施策、あるいは運動というものはあり得ないのかということ、改めてお聞きしたい。

また、5年後、10年後の近未来においての今の矢吹町における政治的な課題と対策というものは、どのように考えておられるのかということをお聞きしたいと思います。

なお、最近の動向としましては、3月4日の県議会におきまして丹治智幸県議のほうから、企画調整課のほうの課長さんの答弁がございましたが、やはり福島県においての今後の震災からの発展に向けては、農業学部を誘致してはいかかかという質問も出ておりますので、そういうものについての観点からご答弁をいただければありがたいと思います。

以上4点につきまして、よろしくご答弁のほどお願い申し上げます。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 議場の皆さん、おはようございます。

青山議員の質問に対する答弁の前に発言のお許しをいただき、東日本大震災3年目を迎えるに当たり、私からも一言ご挨拶をさせていただきます。

本日、3月11日、あの東日本大震災から3年目を迎えました。改めまして、被災された皆様、そして今なお避難生活を強いられている皆様方に心よりお見舞い申し上げますとともに、全国各地からいただきました物心両面にわたる多くのご支援に感謝申し上げます。

3年という月日は、長くもあり短くもあった苦闘の道りでありました。しかしながら、現在、復旧に一定のめどがつけられ、復興に向けて歩むことができますのも、町民の皆様はもとより、栗崎議長を初め、議員の皆様のご深いご理解とご協力によるものと厚くお礼申し上げます。

なせば成ります。この言葉を信じ、今後、皆で手を取り力を合わせ、復興へ向けた取り組みをさらに加速させ、町民の皆さんが復興を実感できるよう全力で取り組んでまいりますので、議員各位におかれましても、変わらぬご理解とご協力をお願い申し上げ、東日本大震災3年目の挨拶といたします。

ご清聴ありがとうございました。

それでは、6番、青山議員の質問にお答えいたします。

初めに、実質公債費比率と将来負担比率がどう改善されるか、また、将来に備え、これらの比率を初め、企業誘致や各施策がどう予算に反映されるかについてのおたただしであります。議員も既にご承知のとおり、実質公債費比率については、ピークであった平成18年度25.1%から比較しますと、平成24年度16.9%となり8.2%減少し、大幅な改善により一步一步着実に健全財政へなったものと認識しております。

平成25年度決算の各比率については、まだ年度途中であり決算を迎えていないことから現時点での見込みの数値で申し上げますと、実質公債費比率については17%前後、将来負担比率については150から160%代と見込んでおります。平成26年度以降についても、いずれの比率も横ばいで推移し、急激な比率の上昇はないものと

見込んでおります。

私自身、財政再建を大きなテーマの一つとして取り組んでまいりました。財政が厳しいと見込まれた平成19年度から3カ年にわたり矢吹町財政再建3カ年計画を策定し、財政再建に軸足を置き取り組んだ結果、8億円を超える効果額をあらわし、財政再建への道筋を立てることができました。

しかしながら、各比率の数値を早急に下げることだけが全てではないとも認識しており、長期的視点に立って、公債費残高や経常収支比率等の減も含めて計画的な取り組みを進めてまいります。町民の負託、ニーズにどう応えていくか。必要なものはつくらなければならないし、必要とされるものにはお金をかけなければなりません。

施政方針でも申し上げましたが、特に、平成26年度は復興計画に基づく復興期初年度として、復旧から復興への実感を目指す年として位置づけております。

第5次矢吹町まちづくり総合計画及び復興計画に基づく平成26年度の主な事業としましては、人では、ヘルステーション設置運営事業912万円、総合型地域スポーツクラブ設立準備事業684万円、支え合いでは、自然環境保全事業758万円、再生可能エネルギー推進事業21万円、子供では、特色ある子ども教育推進事業631万3,000円、児童・生徒サポート体制確立事業3,992万9,000円、仕事では、企業誘致促進事業2,404万7,000円、企業雇用促進奨励事業150万円、日本型直接支払交付金事業945万円、暮らしでは、災害対応力整備事業5,844万5,000円、神田西線等の道路整備事業2億4,685万1,000円、構想実現のためには、公共施設マネジメント計画推進事業300万円、第6次まちづくり総合計画策定事業400万円、復興のためには、除染対策事業22億7,895万7,000円、中心市街地復興・街づくり支援事業1,976万6,000円、災害公営住宅整備事業11億7,563万2,000円等を予算計上し、復興を目に見える形で実現するために各事業に取り組んでまいります。

平成26年度一般会計予算は、過去最高額の102億5,000万円ですが、震災復旧・復興分を除くと約65億9,100万円となっており、徐々に例年どおりの予算規模に戻つつあります。過去最高額の予算規模ではありませんが、従来どおり限られた財源の中、国・県の有利な補助金や交付金等を活用し、さらには計画的な基金積み立て等により、できる限り一般財源の負担、つまりは町民の皆様への負担が少なくなるように取り組んでいく姿勢については、今後も変わるものではございません。

これらを踏まえ、今後の財政運営につきましては、第5次矢吹町まちづくり総合計画及び復興計画に基づきながら、さらには、今後策定する第6次矢吹町まちづくり総合計画においても、徹底した事業の選別及び政策的判断により地方債借入額の抑制を図りながら持続可能な財政基盤を確立し、国の指標である実質公債費比率及び将来負担比率は早期健全化基準を上回ることなく、計画的かつ健全な財政運営に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、国民健康保険税についてのおたただしですが、昨年3月の第373回定例議会において青山議員より、国保税の資産割の縮小、廃止についてのご意見をいただきました。私からは、今後の県の動向を注視すると答弁させていただきました。

その後、これまでの国の制度改正の動向を注視するとともに、平成29年度の福島県下の広域化に向けた協議に参加し、国民健康保険財政の健全化と円滑な運営のため、適正な賦課に取り組んでまいりました。

今後の国民健康保険制度のあり方につきましては、福島県が市町村国民健康保険の財政安定化の観点から事

業運営の広域化、財政運営の広域化、県内の標準設定等を推進するための指針として、福島県市町村国民健康保険広域化等支援方針を平成22年12月に策定しております。その方針により国民健康保険税の賦課については、国標準割合の応能（所得割、資産割）50%、応益（被保険者均等割、世帯別平等割）50%を参考にすることとしていることから、本町の国保税の賦課はこれを基準とし、本町の状況を加味して税率等を設定しております。

近年の本町の国保運営状況を見ますと、リーマンショック、東日本大震災等による景気の後退に伴い所得額は減少しており、所得割も連動し減少傾向にあります。平成21年度と平成24年度の所得課税額を比較すると4,613万9,000円の減額となっており、応益、応能の均衡を図るためには所得割額の税率を上げる必要がありますが、国保加入者の負担をできる限り抑えるために、平成21年度以降、一般会計より7,000万円の基準外繰り入れを行い、税率を据え置いております。国民健康保険税の賦課に際しましては、負担能力に応じた応能割と受益に応じた応益割のバランスをとることが、被保険者全体で国保制度を支えるという観点から重要であると考えております。

おただしの国保税の資産割の縮小・廃止につきましては、福島県市町村国民健康保険広域化等支援方針において、広域化の移行に際して資産割を縮小・廃止し、算定方式を4方式から3方式とすることを目指すこととしております。本町の資産割の縮小・廃止につきましては、今後の福島県国民健康保険の広域化の環境整備を進め、他の市町村と同調するよう、県全体の枠組みの中で取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、石油商業組合との燃料取引単価についてのおただしではありますが、町では、福島県石油商業組合の傘下であり、町内の5つの小売業者で構成する矢吹方部会とガソリン、軽油、A重油、灯油の購入に関する単価契約を行っております。また、プロパンガスの購入については、町内5つの小売業者で構成する矢吹町LPG組合と単価契約を行っております。

公用自動車燃料につきましては、町内走行における給油の効率性と安定した供給を受けるため、また、災害等の緊急時における官公庁の需要に対応できるよう、5社全てのスタンドで単価契約に基づく同一価格での購入を可能としており、施設の燃料につきましては、地域性を考慮し、施設ごとに業者を割り当て同一価格で購入しております。

契約単価の設定につきましては、年度当初の市場価格に基づいた見積もりにより購入単価を決定し、契約を締結しており、燃料の取引においては現金または売り掛けの2つの方法がありますが、町で購入する場合は、会計上、月まとめの精算払いのため売り掛けによる取引を行っております。

なお、社会、経済情勢と密接なかかわりのある燃料費は、日々価格が変動しているため、毎月市場価格調査を行い、契約単価と市場価格に差が生じて調整が必要となった場合は、組合との協議により契約を変更し、その時点における市場価格相当額で購入しており、議員おただしのよう、一般の売り掛け取引価格よりも高い単価で購入しているということはありません。

なお、地域カルテルのおただしについてではありますが、ご案内のとおり価格の設定については、矢吹方部会では、上部組織の福島県石油商業組合から県平均販売価格等の情報が提示され、また、町では市場価格の調査を行っており、それらをもとに双方協議により価格調整、契約変更を行うため、おただしの価格カルテルが生じることはありませんので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、少子高齢化、格差の拡大等から5年後、10年後の近未来における政治的な課題と対策をどう考えているかとおたがひでございますが、少子高齢化や格差の拡大という社会現象は、21世紀を迎え本格的な少子高齢化社会が新聞やテレビ等により報道されております。国立社会保障人口問題研究所の人口推計では、平成22年度の数値をもとに、平成24年1月推計による20年後の国全体の人口に対する65歳以上の人口比率は23.0%から31.6%、本町では24.2%から36.5%になると予想され、65歳以上の比率は拡大するとの結果であります。

また、格差の拡大については、全国的に見れば、地域に置かれた環境が同じではないので一概に言えません。町としましては、地場産業の振興を通じての雇用維持や雇用確保や少子高齢化対策等については、継続的に講じていくことが重要であると認識しております。

こうした少子化対策については、これまで既存事業である地域福祉の充実、企業誘致促進事業や生活基盤施設の充実、若者定住促進事業のさらなる充実により、誰もが暮らしやすさが実感できる安全で快適なまちづくりや、第3子以降幼稚園、保育園無料化事業や子ども医療費助成事業の充実、妊婦支援事業、子育て祝金、子育て支援センターの設置、ファミリーサポートセンターの開設を継続し、母子保健事業の経済支援、新たな幼稚園、保育園のあり方の検討、児童館等の施設の必要性などの新たな子育て政策に取り組みながら、子供を地域の宝として育て、心豊かに成長するまちづくりに努めてきたところであります。

また、道路網の都市化を考慮した拡幅計画等については、現在、町では、都市計画マスタープランや都市計画道路網計画書の見直しを行っており、今後、少子高齢化が進む中で既存道路への歩道設置や段差を解消するなどのバリアフリー化について計画を盛り込み、住民の皆さんが安全で安心に通行できる道路づくりを目指し、事業を進めていく予定であります。

さらに、県立農業短期大学校を地元活性化に結びつける取り組みについては、地域産業の6次化の推進を支援する観点から、農業加工技術センターの研究開発の強化や地域産業の6次化をリードする人材育成に向けた教育活動の展開等や県立農業短期大学校の4年生化への移行が実現可能なのか、可能であれば、人口の増加や産業の活性化が図られ地域にもたらす経済効果は大きいと考えられますが、実現のハードルは、現時点においては高いと認識しております。引き続き西白河町村会とともに、継続した要望活動を行ってまいりたいと考えております。

そして、これらの事業を継続しながら、今後大きく転換すると予想される社会情勢に対応したまちづくりを目指すため、第5次矢吹町まちづくり総合計画及び矢吹町復興計画を基本としながら、国・県の制度改革や方針の変更にも素早く対応できるよう計画の見直しを随時図るとともに、国や県の動向を注視し、町民目線に立った住んでみたいと思える魅力あるまちづくりを実施してまいります。

また、5年後、10年後の将来への町のあるべき姿を実現するため、町の指針の方向を定めました第5次矢吹町まちづくり総合計画がございます。本年度、見直しに着手予定の総合計画の検証作業により、住民アンケート調査等を実施し、住民ニーズを十分に反映させ、10年間の実用書として網羅する第6次矢吹町まちづくり総合計画の中、本町が目指す将来像、基本理念及び基本目標を掲げ、基本的なまちづくり方針を定めてまいりたいと考えております。

今後、第6次矢吹町まちづくり総合計画においては、第5次まちづくり総合計画と同様の支えあいを底流としたまちづくりの取り組みは重要と考えております。地域住民が相互で支え合うことにより、問題解決型の地

域コミュニティ形成が分岐点となると考えております。身近にできるものは行政に頼らず自分の責任で行う、自分で解決できないことは地域が協力して行うという自助・共助の住民意識を高めて、地域コミュニティをどう活性化させ、どう拡大させていくかが課題であると感じております。

これまでも幾度となく皆様に繰り返し発言してきたとおり、町は、町民の皆さんに最も身近な行政主体として、真に地域住民が求める行政サービスを提供する責任を果たす必要があります。

今後の本町の総合的な行政運営においては、これまで以上に住民の声を聞き入れ、寄り添うことが重要であり、町の政策が町民の皆さんに目に見える形で具体的に伝わり、将来の明るさ、豊かさが実感できるまちづくりを目指していかなければならないと考えております。

全町民が幸せに満ちあふれる「みんなで支え創造する私のふるさとさわやかな田園のまち・やぶき」の実現を目指し、笑顔が満ちあふれるまちづくりに引き続き取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、6番、青山議員への答弁とさせていただきます。

○議長（栗崎千代松君） 再質問はございませんか。

6番。

○6番（青山英樹君） ご答弁ありがとうございます。

まず、財政面についてなんですけれども、毎回お話しは出るのですが、いわゆる25.幾つという実質公債費比率が8.何%改善されたと、数字は全くそのとおりでございます。

しかしながら、順位はさほど変わってない。いわゆる悪いほうから数えて数番であるということ。これは、前から申し上げていますように、平成19年に計算方法が、算定経費の取り扱いが変わりまして、実質的に5%ぐらいが改善される仕組みに変わっているんです。ですから、どこの市町村も皆さんよくなっているわけですから、ご存じのように平均を見てください、平均を。その当時の平均、県内市町村でもいいし、全国平均でもよろしいですが、今の全国平均は11%ぐらいです。そこからいけば、まだ矢吹の場合は17%とすれば、やっぱり5%、6%ほどまだ悪い状況であるということで、これは数値が改善したことイコールということになっていないんです。公債費比率に関してはそのようなこともありまして、将来負担比率自体に関しても、これも同様でございます、順位が変わっていないということに関しては、じゃ、どのようにしたのか。他の自治体も努力してそうなったということに判断していいのかどうか。

私が問題にしているのはそういうことではないんですが、確かに町長さんおっしゃいましたように、3カ年計画等を行いました。その結果は出ました。その当時というのは、公債費が10億円ございました。あるいは繰上償還をしました。私も記憶ございますが、本当にそのころというのは職員さんも一生懸命でしたし、町長さん初め、先頭にして本当に努力されまして、町民の方々も我慢した、その結果が改善したことになりました。これは私も認めるところであり、本当に皆さん町民の一人一人も、また、職員さんも皆様我慢した中での結果であったというふうに思っております。今、この公債費というものが幾らになっているかという7億円ぐらいでございます、去年と、この2年間あたり比べても3,000万円ぐらいしか変わっていない。つまり、いわゆる昔ほど、昔といいますか野崎町政2期目のときの、いわゆる財政を健全化していこうというあのときの動きから比べると、今はそれほどの努力というものはない。

ここのところずっと見ていくとおもしろいんです。非常に低空飛行で、同じ位置でいきます。町長も今、答弁でございました。実質公債費比率、25年度17%前後、将来負担比率150から160の間で横ばいであるということで、恐らくこれは運営上わかるんです。それも大事な一つの要素ですから、横ばいのまま低空飛行を続けているということなんです。実際に私もちょっと気になって、民生費と扶助費、町長おっしゃいましたが、予算が今までで過去最大になると。確かに数字だけは上回っております。民生費、扶助費をちょっとグラフ化しましょう。この赤いので見ると、いきなりすんと上がっているんです。それから、民生費は一応同じ傾向でもって上がっているというのがあるんです。これは、経常的に、経常ですよ、普通の状態、災害とかそういう緊急のときじゃなくて、いわゆる通常の充当一般財源等を見ていった場合、何か変化があったのかというふうに思ったんです。いわゆる扶助費、民生費ですから、お年寄りの方、あるいは子供たちに何かあったのかということで、予算的に動きがあるのかといたら、いろいろこういう事業がありますよということを町長おっしゃいましたが、障害者福祉の件とか、そういったものは中身はさほど変わっていないんです、これ。そういう状況の中であって数字だけがふえているということは、緊急的な、災害的な要素のみで動いている部分がある。特に、県南、会津県南地区に震災でもってお金が出ました、4万円とか。それがやっぱり9億5,000万円ふえているとか、そういった部分であって、中身的には経常の、普通の我々が生活する中での予算のやりくりにおいては変わっていないというのが実情なんです。

ですから、公債費に関しては、低空飛行をずっと続けていると。平成21年のころまでというのは、確かに3カ年計画でもって我慢に我慢をして数値がよくなったという経緯、これ事実でございます。ところがそれ以降は横ばいで来ているということは、低空飛行のまま来ていて、今の状況を見ていきますと国からの復興の補助金なんかもあって、いろいろ公園に遊具ができたり、こうしていくとなると、低空飛行のまま財政が健全化していくという、上向きに上がらないまま入ってきたお金をただばらまいているだけでもってやっているというような場当たり的な要素にしか見えない傾向があるんです。中身を見ますと変わらない。

また、栗林教育長さんが1区の自治会館でもって矢小の改修についての答弁を行いました。あれが私は今の矢吹の現状かなと、いわゆるエコスクールでもって補助金がおけるといことで改修しようと思ったんだけど、10億円かかってしまうと。今、それを借金してできるかとちょっと考えると、何かいい補助金はないかと、これが私は今の、正直なところではないかと思っているんです。

もう一つは、交付税措置があるから大丈夫だとおっしゃいました。ところが、交付税措置というのは、確かに臨時財政対策債が一つの大きな例なんですけれども、3億から4億円借金してもいいよと、それは交付税で後で措置しますよというんですが、それを見ると、どれぐらいの割合で返済を、国からおりてきているかという、交付税が、例えば23年度は臨時財政対策債、借金を3億4,000万円しましたが、そのときにふえてきているのは1,200万円しか交付税ふえてきていないんです。ですから、それで単純計算すると、それだけで返すとした場合には27年かかってしまう。そういうような、いわゆる交付税措置というのはまやかしですよというのはよく皆さん言われているんですけれども、行政関係者は、研究者とか言っているんですが、そんな状況になっている。特に、これは小泉改革でもって行われたわけなんです。臨時財政対策債についてのこの交付税措置というものは、矢吹でいえば、平成14年度に1億1,000万円ほど借金しましたが、そのときに次の年手配されたのは139万円。これ単純に計算していきますと79年かかるんです、返済するのに。いわゆるこの措置と

いうのは、結局、将来においての子供たちに先送りしていく、ツケを回していくということになってしまうんです。実際、今、23年でもって32億円の臨時財政対策債は、トータルで32億円借金してしまいました。返済している分もあるんですけども。これでもって今、その部分の交付税措置として来ているのが幾らでしょうか、見ると1億5,800万円、年間入ってきているんです。これ単純にこのまま借金しないで、これをこのまま維持して交付税措置をされたとしても、返すまでに20年かかってしまう。そういうような状況なものですから、財政面については、やはりこれから横ばいの状態でやっていっていいかというのは、ちょっと非常に迷うということ。

すみません、時間かかって。

あと、もう一つは、国保に関して、これ1年前に、町長さん、たしかナショナルミニマムという言葉を使ったと思うんです。確かに国の分野でもって決まるものなので、確かに市町村の長としてはいかがしたるものかとじくじくしたものもあると思います。ただし、市町村長であれば、逆にシビルミニマムというものがあるんです、同義語としては。ですから、特に、国保の場合は社会保障なんです、助け合いではないんです。その歴史を見ていっても、これはやはり、先ほど言いました、確かに町長さんおっしゃるとおり自助・共助、自分でできることは自分でして、あるいは家族、地域ができることは地域でしていく、共助。それでもだめだったらどうするんだと、公助じゃないですか。自助・共助・公助、全く考え方はすばらしいと思います。それであるのであれば、ここは県に従ってとかいうんじゃないくて、そこは社会保障としての国保ですから、もう一度お考え直しをしながら、あなたはやはり長ですから。政治家なんで、そこを踏まえて何か方策を考えていただきたい。

そして、また、もう一つ、まちづくりに関してですが、同僚議員からもありました。道路の拡幅はどうするんだ、いわゆる碁盤目状にしていかないのかとか、もっと利便性を高めるとかありました。それも同じなんです。

そこで、お聞きしたいんですが、町長にとって政治とは何なんだろうかと。どのようにお考えであるかをひとつお聞きしたい。仮置き場に関して、長たるもの、リスクコミュニケーション、いわゆる決して住民にとっては褒められることではないかもしれませんが、仮置き場なんかそうですよね、やはりリスクコミュニケーションをとって行って、政治的にもってやっていかなくちやいけないんじゃないのかというふうに思う部分がございます。それらも含めて、政治というものがどういったものなのかということ、町長のお考えをお示しいただきたいと思います。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、6番、青山議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、財政面において努力を認めていただくような発言をいただきまして、ありがとうございます。青山議員のほうで、何度も悪いほうから、悪いほうからというようなことで、矢吹町の財政がいかにも悪いような言い方をしておりますが、あくまでも青山議員もご存じのとおり、18%以上を超えた場合を悪いと言うのであっ

て、私自身は18%未満、今現在16.9%ですので、悪いという認識はございません。

先ほどから繰り返し発言させていただくこととなりますけれども、町は公債比率を早急に下げることが目的に町を経営、運営しているわけではない。住民の負託に応えるべく、そうしたさまざまなニーズに対して事業を行っております。これは、まちづくり総合計画または細かい各政策においては、毎年政策大綱を作成させていただいておりますが、その中で細かく、町が行うべき年度別の事業について網羅されていることについてご案内のとおりです。それでも、今回はあえて青山議員のご要望に応じて、細かく平成26年度の事業については数字も含めて報告をさせていただいたところでございます。今後も、長期的視点に立って公債費残高、さらには経常収支比率の減少というものを踏まえまして計画的な取り組みを進めていきたいということで、一つ目については理解していただきたいと思います。

2点目の、総合計画でございますけれども、県立農業短期大学の話、もう一度繰り返しますけれども、これらについては青山議員と全く同じなので、先ほども答弁させていただいたとおりでございます。

ただ、この中で総合計画については言っていなかったか、言っていなかったですね、失礼しました。

財政のほうで交付税のほうも話をされておりますけれども、この交付税については、青山議員のほうから詳しい例示をしながら話をし、国のほうからいただいている交付税が実に時間がかかって、本当にそのお金が交付税として来ているのかというようなことで、まやかしというような表現もございましたが、これについても国のルールに従った形で交付税は算定されておりますし、来なかったということはないというふうに財政の課から、担当のほうからも聞いておりますので、まやかしという表現については言葉を訂正していただければ大変ありがたいなというふうに思っております。

いずれにしても、この総合計画、さらには財政が伴うわけでございますが、今現在を矢吹町の再生のために、私自身ずっと言わせていただいているように、ピンチをチャンスにという捉え方をすると、この23年、24年、25年に財政がある程度膨らんだことについては、ご了解をいただきたいというふうに思っております。この機会を逃して矢吹町の震災の復旧、さらには再生に向けた復興というのはあり得ない。したがって、国がお使いくださいといったものを使わない手はない。しかし、全額国のほうで支援していただければありがたいんですが、そうはいかないということで、一定の起債は当然発生してまいります。ただ、これは、先ほどから答弁させていただいているように、起債についても、今後も町の将来の負担を残さないような形で考えながら事業を進めていきたいということでございますので、よろしくお願ひしたいというふうに思っております。

あと、民生費と扶助費の問題、ちょっと話がちょっと前後して申しわけないんですけれども、民生費と扶助費の問題についても確かに膨らんだ傾向はございます。これらについても、内容を後ほど細かく企画経営課長のほうからは説明させますが、私自身が捉えているところでは、子ども手当、さらには県南会津、南会津の地域給付金や、さらには子供たちの就学援助等のお金が、要らない……

〔発言する者あり〕

○町長（野崎吉郎君） そうなんだ。そういうことで膨らんでいるということでございますので、残りの分については通常どおりの、そうした支援を町として実施させていただいているということで、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

国保税についても大変難しい問題があると思っております。これらについては、私自身もできるだけ町民の

負担を強くないように苦心をしております。青山議員もご案内のとおり、国保税は伸びる一方でございました。ただ、平成19年度から、国保税については税率を上げないということも含めて、さらに住民の健康を守っていくということを念頭にさまざまな事業が展開されていることについても、青山議員のご理解が得られているというふうに思っております。検診の充実やヘルスステーション運営事業等含めて、住民の命と健康を守る、そうしたさまざまな事業を展開していただいた結果、青山議員ご存じかどうかわかりませんが、ちょっと古い資料になるんですが、平成23年度の一人当たりの医療費というものは、矢吹町は県内で59市町村中32位、29万2,494円、これは檜葉町の39万9,000円と比較すると、10万円も一人当たりの医療費が低いということもございますし、さらに、一人当たりの保険税、これもちょっと古くなって平成23年度の資料なんですが、矢吹町については7万2,981円、一人当たりの平均額で。下郷町が9万3,000円ですから、これを比べても、2万1,000円ほど保険料についても安いという一定の効果が上がっているものというふうに思っております。

いずれにしても、この後、平成29年度から福島県全体の広域化ということが図られておりますので、先ほど答弁させていただきましたように、今後、県の動向を注視しながら、近隣の県内の市町村と歩調を合わせて考えていきたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。この後も、さまざまな手段、事業を通じて住民の安全・安心、命と健康を守っていくために努力を傾注することについて、青山議員にもお約束をさせていただきたいと思います。

政治についての問題でございますが、これも繰り返し私のほうから発言をさせていただいております。私自身の町政に当たっての基本的な考え方というのは、町民の負託に応え、さらには町民の目線に立って対話を重視しながらコミュニティを深めて、最終的にはそうしたさまざまな事業を通じて町民の幸福と健康を願う、そういう形で政治をとり行わせていただいていることを最後に申し上げて、私からの再質問に対する答弁とさせていただきます。

以上です。

○議長（栗崎千代松君） 再々質問はございませんか。

6番。

○6番（青山英樹君） 何分ほどございますか。

○議長（栗崎千代松君） 11分あります。

○6番（青山英樹君） ありがとうございます。

○議長（栗崎千代松君） ただ、答弁の時間もありますので。

○6番（青山英樹君） ありがとうございます。

まず、財政面に関しましての実質公債費比率等の順位悪い、悪いということですが、私は、数字を素直に言ったままであって、いい悪いというのを問題にしているわけではない。私は、努力はしていると思います。と同時に、低空飛行をしながら維持しているということなんです。

私が心配しているのは、将来的に、いわゆる少子高齢化が進んでいって、今、柿の内なんかは小学生がもう二、三名しかいないと。当然、若い方々も働くところがなくなってきて、全体的に社会が限界集落が出てきたりしてくる傾向があると。そういったものに対して備えていくということを今からやっていかなくてよろしいものかどうかということを、政治というものは考えなくてはいけないんじゃないかということを申し上げてお

ります。先ほど町長もおっしゃいましたように自助・共助、そこまでしか出ませんでしたけれども、その後の公助もありますし、なおかつ、していかなければならないというところでは、道路の拡張とか、そういったものも、同じ震災でも関東大震災の場合には、後藤新平さんが大胆な当時3兆円というお金、国家予算に相当するお金でもって全てを、道路から何から買い上げてしまったという経緯がございます。それと比較してどうのこうのということを申し上げているわけではございませんが、少なくとも今の段階で見える将来というのは、やはり限界集落が生まれてくるなりして非常に大きな政府にならざるを得ないだろうと。いわゆる経済の右肩上がりでもって今までやってきた中であっては、受益者負担が尊重されながら、それで何とかやっていた状況がございました。ところが、今、この状況になってきまして、閉塞してきまして、これからの状況、今の集落等あるいは少子高齢化等を見ましても、間違いなく大きな政府にならざるを得ない。いわゆる受益者負担から相互扶助にならざるを得ない社会が来るだろうと、そういうところがもう見えているわけです。

そういうところにおいて、町長の政治的な姿勢、考えというのは何だろうかと考えたときに、ちょっと見えない部分があったものですから、それをお聞きしたわけなんです。私としては、政治というのは所得なり富の再分配と、やっぱり弱者救済にあるだろうと。これは歴史的に見てもそれは明確なわけがございまして、それを将来に当てはめていったときに、今、何をすべきかということを考えたときには、さまざまなスローガンとして支え合うとか、そういう言葉は全く否定する気もないし、それも指針には大々的に賛成します。

これも再々質問なので、この後がないので、いつも言われて最後終わってしまうと不完全燃焼なんです、復興、復興ということで今もやっておりますが、どうも復興よりも復古、いにしえに戻る程度でもってやってみる部分があるのかなという気がするんです。そうじゃなくて、やっぱり興していくということを考えたときに、具体的に何をしていくか、そこを提言できるものがあればしていきたいし、私としては、再生可能エネルギーに関しましても、矢吹町の場合は、県内でたしか15位のエネルギー自給率というものは千葉大で算出されているんです。全国でも福島県8位なんです。そうした場合において、去年の12月にもかわりましたが、水利権の問題で小水力発電、田んぼに水が入ってくるところはだめだけれども、出ていく分には何ぼでも構わないんです。そういう規制緩和もされてきている中、あるいは地熱も矢吹にはありますし、そういったところでの産業を興すなり、そういう夢っていうものをつくれるような、そういう施策、あるいは町長のこんなことしたいというものをお聞きしたいなと思ったわけなんです。

時間がない中で非常に申しわけないんですけれども、私としましては、今申し上げましたように、町として何をつくっていくか。具体的に上げていただければ、お願いしたいということを最後の質問として終わりたいと思います。

なお、扶助費に関して数値が上がったというのはどうでもいいんです。ただ、私が言いたかったのは、中身として臨時的なものがふえているのが、それが出ただけで、中身としては維持されている部分だなということでございます。最近、町長も使いましたが、持続可能という言葉使いましたが、いろんな意味で出ています。そういうところでは、私としては、新たに優秀な職員もおりますので、優秀な職員を東京にも配置しまして企業誘致に専属にかけさせるとか、そういう行動アクションを起こして町長の柱を表明してもらって、具体的なものを見せていただきたい、町民の多くがそう思っていますので、その辺についてお示しいただければお願いします。

以上で私の質問を終わります。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 6番、青山議員の再々質問に対する答弁をさせていただきたいと思います。

財政の問題で実質公債費比率が低空飛行というような発言がありましたが、これは繰り返しになりますけれども、町の事業と財政のそうしたバランスを見ながら、今後も注視しながら努力を続け、万が一のような状態にならないようなことを努力させていただきたいと思います。あれもやりたい、これもやりたい、青山議員のほうからも、道路の拡張やいろんな事業、要望されておりますが、あくまでもこれらについては私自身も同じ考え方はございます。ただ、先ほどから言っているように、あれもやりたい、これもやりたいが通用しないのが、今、国の状態であり、そして、矢吹町の状態であるというところでございます。大きな政府の話が出ましたが、私はこれらに対してスマート・アンド・コンパクト、スマートかつコンパクトというような話で青山議員に答弁させていただいた記憶がございます。スマート、賢く、そして、身の丈に合った、そうした調整を今後も続けていきたいというふうに思っております。

政治姿勢についてでございますが、青山議員の持論は聞かせていただきました。私自身もそういう考え方がないわけではなくて、青山議員もご案内のとおり、まちづくり総合計画の基本理念をもう一度思い出していただくと、全くそういうことにつながるわけでございます。まちづくりの基本理念6つでございます。人、子供、仕事、暮らし、支え合い、構想実現のためにということで、人を大事にしながら、これからの時代を託す子供たちに夢の持てるまちづくりをしていかなければならないし、生活をしていかなければならないということで仕事、そして豊かな暮らしに結びつけるような、そういう事業展開をしていく。そして何よりも、みんなで自助・共助、そして足りない部分については公助という形でのまちづくりを考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。これらについては、さらに第5次まちづくり総合計画を検証し、第6次まちづくり計画の中に、さらに盛り込んでいきたい。

なお、矢吹町の復興について復古というような、そんな話もございましたが、そういう考えは全くなくて、これも青山議員もう一度目を通していただきたいんですが、矢吹町復興計画、ことしから復興期の初年度ということで4年間、その復興計画に盛り込んだ中で、さまざまな形でピンチをチャンスに捉えながら町の再生、復興に向けて努力していきたいというふうに考えております。

提言していきたいというような発言がございましたので、ぜひ青山議員の提言も聞く耳は持っておりますので、ぜひご披露いただいて、ぜひお聞かせいただいて、町に提言書を上げていただければ大変ありがたいというふうに思っております。

私自身は、この復興計画、さらにまちづくり総合計画に基づいて形もつくっていききたい。それよりも、やはり支え合いの心というか、心も町の中に形づくっていききたいなというふうに考えております。今後も、より具体的に行動を伴った持続可能なまちづくりのために努力していくことを、またさらにお約束をしながら、青山議員の再々質問に対する答弁とさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（栗崎千代松君） 以上で、6番、青山英樹君の一般質問は打ち切ります。

ここで暫時休議いたします。

（午前10時59分）

○議長（栗崎千代松君） 再開いたします。

（午前11時11分）

◇ 安 井 敬 博 君

○議長（栗崎千代松君） 続きまして、通告8番、1番、安井敬博君の一般質問を許します。

〔1番 安井敬博君登壇〕

○1番（安井敬博君） 議場にご参集の皆さん、こんにちは。

一般質問に先立ちまして、一言お時間をいただき申し添えさせていただきます。

本日で東日本大震災から3年目がたちました。いまだに避難をされている方、損害賠償請求などご苦労されている方にお見舞いを申し上げますとともに、議員の皆様と協力いたしまして、それらの解決に全力で尽くしていくことをお誓い申し上げますということを、最初に申し添えさせていただきます。

それでは、一般質問に移らせていただきます。

本日、4点、一般行政に関しまして質問をさせていただきます。

昨日ありました同僚議員とも重なることもありますが、私なりの視点で質問させていただきますので、よろしくご答弁のほどお願い申し上げます。

まず、1点目といたしまして、報道でもご承知のように、政府がエネルギーの基本政策として、原子力を重要なベースロード電源と位置づけるということを発表いたしました。ご承知のように、今、この福島県は原子力災害の影響を受けて、いまだに避難をしている人の数は14万人にも上り、県外避難者は5万人、自主避難をしている方も4万人以上、このように大変な数の方が避難をされている。また、物質的、精神的にも追い詰められており、災害関連死は1,600人、まだまだこれふえる可能性もあります。このような状態にあります。

この矢吹町の議会でも、いち早く県内の廃炉に関して決議をし、今、県内では原発を立地している4町村を含めて、ほとんどの議会で、この廃炉に関する意見書採択の決議が行われております。また、県議会も同様のことを行っています。

このような中、原子力、実際に災害の原因すらいまだにわかっていない、原子炉の中の燃料がどのような状態になるかもわかっていない状況にある中、政府がエネルギー基本政策において原子力を重要なベースロード電源と位置づける、このようなことは、福島県民多くの方の願いとは反することだと私は思います。これに関して、原子力を立地する県の自治体の長として、町長のご所見をお伺いいたします。

続きまして、2点目といたしまして、ICT、情報通信技術を活用した行政と議会の情報公開、住民参画についてお尋ねをいたします。

今、ユーチューブやニコニコ動画などの動画配信システムというものですが、こういったものを使いまして首長の会見ですとか議会の中継などは多くの議会で始まっております。これは、既に当初心配されておりました

たセキュリティーの問題ですとか、そういったものもクリアされていて、実証段階を終えて実用段階に移っているのではないかと考えられます。

また、昨日、同僚議員からもご指摘がありました。2月の大雪災害のときにツイッターで市内の情報を収集した佐久市長のお話なども報道でなされています。これは同僚議員からもお話がありました。何も市長がみずからやらなくても、例えば職員や、またボランティアの方、そういった方を活用してやることも考えられると思います。実際に、この矢吹町でも、大震災の直後に防災無線が聞き取りづらいなどの混乱の中で、矢吹町の防災無線の情報ですとか、それから道路の被害状況、そういったものをツイッターで流していただいた方がいらっしやいました。これが多くの方の情報収集に大変役に立ったということは記憶にあります。

また、まちづくり懇談会や議会の傍聴が、まちづくり懇談会の出席や議会の傍聴、なかなか平日に開かれているということや、まちづくり懇談会も夜間であって、その夜間に仕事、その時間には残業なのでなかなか手があけられない、そういう方もいらっしやいます。そういう方の出席が難しい状況にもあります。こういった方への情報公開、町政への参画推進ということからいいましても、この内容を動画配信や、また、ホームページ等の充実などでお知らせをすること、こういったことは有効ではないかと考えられます。災害時の情報収集及び提供へのICT技術を活用することについて、町長のご所見をお伺いいたします。

続きまして、3点目の質問をさせていただきます。

町民の生命、健康についてであります。といいますのは、県内における甲状腺がん、これが2月7日の段階で、甲状腺がんの疑いを含め75人と発表されております。中で、県によると新たにがんと診断されたのが7人。がんとなったのはこれで合計33名ということです。また、この75人の事故当時の年齢は14.7歳ということであり、このようなことで、まだ甲状腺がんについては原発事故との関連性は認められない、考えられないということで県の調査でも今は発表されておりますが、事実として、このように多くの方が県内でがんを発症されております。

また、子宮頸がん予防ワクチンの接種ということで、来年度も当町でも予算化がされております。この子宮頸がんというのは若い女性、20代ぐらいからの発症が始まるということであり、それに対しては子宮頸がんワクチンの予防接種が有効であるということで、国でも認められて始まったことではあります。ここにおきまして、この子宮頸がん予防ワクチンの接種をされた直後に体調を崩されるなどの問題も発生しており、政府でも、このワクチンの、まだこれははっきりと副作用であるとは認められてはおりませんが、予防接種を積極的に勧奨するというふうにはなっておりません。当町でもその対策として、医療機関とも連携をして、子宮頸がんワクチンの接種に対する啓発といいますか、危険性というものは示されておられるということですが、このようながんですとか子宮頸がんのワクチンの接種の問題などで健康を崩されることもあるかもしれませんので、こういったことに対しては、やはり子宮頸がんであれば予防接種をすることも大事ではあります。また、20代からの検診を進めていくということ、これも大事であるとされています。ただ、なかなか町の接種率というのは私はデータにありませんが、全国のデータで言いますと、受診率は20%にとどまっているということです。

こういったがんなどの予防のための検診、これの充実、それから検診を受けるための啓発活動、そういったものを進めていくことが、町民の命、健康を守っていく立場にある町長には必要であると思われませんが、その

新たな施策等の検討も含めてご所見をお伺いしたいと思います。

続きまして、4点目の質問に入らせていただきます。

原油価格の高騰によってガソリン代のほうが値上がりをしています。これは皆さんご承知のとおりだと思います。当町におきましても職員の通勤、原油価格が高騰しておるということでガソリン代も上がる、これによって通勤手当のほうも間に合わなくなっているということで、手当の引き上げなどの条例案も、本議会で提案もされています。

同様に、このガソリン価格だけでなく、暖房に必要な灯油価格も高騰しております。前回、この灯油価格がまた高騰したとき、1,800円以上になったんですが、そのときには福祉灯油という制度が県で実施されました。これは豪雪地帯に限られた施策ではありましたが、これによって大変助かった方もおられます。前回の実施されたときに比べましても今回は200円以上値上がりをしており、2,000円に近づいている状況にあります。このような中、豪雪地帯ではなくとも、当矢吹町は冬の間の気温も零度近くなる、寒いときにはマイナス5度、またマイナス8度などというときもあります。このような中、原油価格の高騰が灯油価格の影響も受けて、町民の生活にも支障を来しております。この福祉策の一環として灯油の購入費の助成など、こういったことも必要ではないかと思われまます。

また、視覚障害者の方からは、灯油そのものは、例えばアパートなどに住んでいる方ですと、石油を使うということは、視覚に障害ある方にとっては火事など起こす危険があるからと、電気の暖房しか許してもらえない、そういったことも聞いております。灯油だけではなく、暖房費としての助成をすることは考えられないか、お伺いしたいと思います。

また、この暖房費の助成に当たっては、あるところでは地域振興券というもので配布をしており、これが地域の活性化や商店街の活性化にもつながっているということも聞いておりますので、あわせてそのようなことを実施するようなお考えはないか、町長のご所見をお伺いしたいと思います。

以上4点、よろしくご答弁のほどお願い申し上げます。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 1番、安井議員の質問にお答えいたします。

初めに、エネルギー政策についてのおただしであります。議員ご存じのとおり、政府は、本年2月25日に、国の中長期的なエネルギー政策の指針となるエネルギー基本計画を、政府案として提示しております。その中で原子力発電については、今後のエネルギー政策における重要なベースロード電源と位置づけ、安定的な可動電源である旨の方向性を示しており、今後の閣議決定の調整を進めている状況にあります。

政府が原発の再稼働の方向性を示している一方、被災地では、発生から3年が経過する現在も、福島県で約14万人もの人々が避難生活を余儀なくされるなど、依然として困難な生活と不安な日々を強いられている状況にあります。本町においても、原発被害による町外への避難者や中間指針の撤回に係る損害賠償請求、農作物の風評被害などの被害を受け続け、依然として原発事故による課題を抱えている状況にあり、矢吹町復興計画においても原子力災害の克服を重点事項に掲げ、町民の皆さんが安心して暮らせるよう放射性物質のない安全

な社会環境を目指し、除染や給食等の食品検査、空間線量測定等による環境整備に取り組んでいるところであります。

いまだ原発事故の影響を受け続けている中で、今回政府の原発再稼働を示すような計画の提示がありました。が、原発事故後3年が経過する現在も新たな汚染水漏れ問題が次々と発生し、収束のつかない状況では、再稼働によるエネルギー政策の推進に対し、賛成との立場はとりがたい内容であると認識しております。

県についても、福島県復興計画において、原発に依存しない、安全・安心で持続的な発展可能な社会づくりを基本理念として掲げ、県内原子力発電所の全機廃炉を求めることとしており、今後も県の動きと連携しながら、町としても原子力災害の克服について進めてまいります。

その上で、原発に頼らない新たなエネルギー政策として、住宅用太陽光発電システム設置の補助や、遊休町有地の活用によるメガソーラー発電設備の導入検討など、今後の人口減少や少子高齢化社会等の課題に伴うエネルギー需要の変動を見きわめながら、再生可能エネルギーの活用による政策を推進してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、ICT、情報通信技術を活用した行政と議会の情報公開、住民参画についてのおたただしですが、昨日の鈴木一夫議員への答弁と重複いたしますが、本町の各種情報化施策については、平成23年8月に策定しました平成23年度から平成27年度までの5年間の計画期間とする第2次地域情報化計画を、情報化施策の基本的な考え方として推進しております。本計画の位置づけとしましては、第5次まちづくり総合計画に基づく計画とし、総合計画が目指すまちづくりの実現手段を明らかにするとともに、国の戦略や指針等を踏まえた各種情報化施策を計画的に推進するためのものであります。

議員おただしの情報通信技術の活用については、動画配信、さらにはツイッターやフェイスブック、ラインなど、多くの方が利用しているSNSツールを活用したさまざまな情報発信を初め、これらのツールが町民の利便性の向上と行政課題の解決につながる有効な手段として活用できるよう、検討を深めてまいります。

今後、国では、平成28年1月の利用開始を予定している社会保障、税番号制度、マイナンバー制度の導入を初め、情報通信技術を活用した行政サービスの提供は、さらに加速すると見込まれることから、町としましてはそれらに対応すべく、電子自治体の構築に向け、計画性と実現性を持った各種情報化施策の推進に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、町民の健康管理や予防の観点から生命、健康をどのように守っていくかのおたただしですが、原子力災害以降、町民の皆様につきましては、放射線に関する健康への影響や家族の健康についての懸念がされております。

本町では、放射線の健康被害を把握し町民の健康を守る事業といたしまして、ガラスバッジ線量計による外部被曝検査、ホールボディカウンター検査による内部被曝検査、甲状腺検査、がん等の生活習慣病を早期に発見するための町民検診及び予防接種など、さまざまな事業に取り組んでおります。

中でも、白血病等のがんを早期に発見するため、新たな取り組みといたしまして、平成24年度より19歳から39歳までの検診機会のない方に対して、身長、体重、血圧、尿検査、血液検査を実施しております。この基本項目のほかに町独自の検査項目といたしまして、白血球分画、白血球数、貧血、尿酸、血小板の5項目を追加し、検診の充実を図っております。さらに、前立腺がん検診として血液PSA検査や、乳がん早期発見のため

の検診といたしましてマンモグラフィ検査を行うなど、各種がん検診の充実を図っているところであります。

次に、子宮頸がん予防接種についてであります。本町におきましては、平成23年度から中学1年生から高校1年生の女子を対象に、無料で予防接種を行ってまいりました。しかし、ワクチン接種者に痛み等の副作用の報告があり、厚生労働省より昨年6月14日に、定期接種を積極的に勧奨すべきではない、一時見合わせとなるが、定期接種を中止するものではないので、希望があれば接種機会の確保を図ることと勧告がなされました。本町では、この勧告を受け、直ちにその内容を医療機関に周知するとともに、接種対象者に積極的勧奨の一時見合わせを通知し、対応してまいりました。現在、厚生労働省において、副反応症例について評価、議論を行っており、積極的な接種勧奨の再開の是非を判断することになっております。本町といたしましては、今後の接種勧奨の再開は、国の動向を注視し、町民の皆さんの安全を確保するよう慎重に対応してまいります。さらに、子宮がんを早期に発見するために、子宮がん検診の受診勧奨にも努めてまいりたいと考えております。

平成26年度は、町民の健康を守る事業といたしまして、これまでの放射線関係の事業や各種健康管理事業を継続するとともに、町民検診の特定検診及び高齢者検診項目に、新たに心電図検査、眼底検査、貧血検査を追加し、生活習慣病の早期発見に努めてまいります。

さらに、予防接種につきましても、新たに水痘、耳下腺炎、高齢者肺炎球菌の予防接種を行い、健康管理の充実に努めてまいります。

町民の命を守ること、健康の維持管理は、最も力点を置くべき重要政策の一つとして認識し、今後さらなる対応をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、灯油価格の高騰による町民への灯油の購入費の助成についてのおただしであります。世界経済を取り巻くさまざまな要因や、この冬の記録的な大雪等により灯油の需要が急増し、その影響で灯油価格も高騰しております。一部報道によりますと、国では、寒冷地の自治体が低所得者向けに灯油購入費を補助する福祉灯油助成事業について、今年度の特別交付税を配分し、自治体を支援する方針を示したとの情報がありますが、まだ詳細については国・県等から示されておられません。

県内においては、平成19年度と平成20年度の2年間に国が特別交付税として実施したことにあわせ、県でも、助成対象市町村を豪雪地域に限定し、当該実施市町村へ助成した経過がありますが、本町は豪雪地域に該当しないことから実施していません。町といたしましては、現在のところ、福祉灯油や地域振興券の実施については考えておりませんが、今後、灯油価格がさらに急騰した場合には、国・県からの支援策の有無や近隣市町村の動向を踏まえた上で対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で安井議員への答弁とさせていただきます。

○議長（栗崎千代松君） 再質問はございませんか。

1番。

○1番（安井敬博君） ご答弁ありがとうございます。

それでは、再質問をさせていただきます。

まず、エネルギー基本計画の中で原子力がベースロード電源と位置づけられたことに対しては、再生可能エネルギー等を活用していくという決意ということ、また、実際に大規模太陽光発電所、ソーラー発電所なども立地をされていくということですが、私、これに対してどういう答えをいただきたいかと言いますと、原子力

災害で苦しんでいるこの町、職員の皆さんも除染活動ですとかいろんなことに苦勞されておられる。また、町民の皆さんも、いまだに風評被害や農産物の安全確保のためにいろんな努力をされている。こういった中にある、ここでこのまま政府、閣議決定がされるということも、報道でもされておりますけれども、これに対しては町長としても、また、近隣の町村の町村会の皆さん、村長さん、町長さん方々とも連携をして、ぜひ政府に対して、原子力を廃炉にする、原子力をやめていくということを申し入れるべきではないかと思いますが、そういうお考えはないのか、改めてご質問をしたいと思います。

続きまして2点目、情報通信技術を活用した情報公開についてであります。今後の第5次まちづくり計画等の中でも位置づけされておりますし、また、今後のいろいろな施策の展開も考えておられるということでもあります。実際にもう十和田市などでは、市民の皆さんからの機材を貸し出してもらって、無料で議会中継なども行っているということを知っております。また、近隣の町村でも、泉崎議会、それから埴町などでは、これは議会中継ではありませんが、フェイスブックを活用して議会でも情報提供するなどということも行われておりますので、できることからできるだけ早くやっていく、できることは今でもあると思います。何もお金をかけないでもできることもあると思いますので、そういったことを考えておられないのか、お考えをお聞きしたいと思います。

また、町民の生命、健康を守ることに、昨年に比べまして、また施策のほうはどんどん進んでおられるということで、これに対しては感謝をいたしたいと思います。さらなる充実、それから子宮頸がんについては、まだ危険性というものが十分はつきりわかっていないところもありますので、医療機関での、窓口での啓発だけではなくて、ホームページなどを通して、そのような今の現状を知らせるということも大事ではないかと思っております。いたずらに不安がらせることということもないように、町の情報通信技術なども活用すればそういったこともできると思っておりますし、広報紙やそういったものでも通知はできると思っておりますので、ぜひやっていただきたいということで、改めてお考えをお伺いしたいと思っております。

続きまして、福祉灯油についてであります。これは県の措置を待つのではなく、先ほど申し上げたとおり、この矢吹町、雪が降らないとしても気温としては大変低い、そういった中で、暖房を我慢するということで健康を害するというものがないようにするという観点からも、町としても、県や国に対して積極的に働きかけをしていただく、それから町としても何か独自の施策を講ずることも必要ではないかと思われませんが、その辺の考えを改めてお聞きしたいということ。また、地域の振興券という形でこれを出せば、今、商店街のほうで風評被害や、それから原発災害によって売り上げが減っている、こういった方の助けにもなりますので、独自に施策を講ずるということ、これについてはお考えはないのか、改めてお尋ねしたいと思っております。

以上、ご答弁よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 1番、安井議員の再質問にお答えさせていただきます。

最初のエネルギー政策の中で、国の原子力についての質問でございますが、原子力災害で苦しんでいる方が大勢いるということについては、私も全く同じ考え方でございます。閣議決定されるということで、ベースロ

一ド電源についても、このまま決定されてしまうのではないかという不安についても、同様に感じております。

今後、県内の市町村、そして西白河の市町村会も含めて、どうした活動がどの時期にできるかについても早急に協議をしまして対応を図っていきたいというふうに考えておりますので、その後の動きについても見守っていただくようお願いしたいと思います。

さらに、ICTを活用した議会中継について、十和田市や近隣の市町村の事例をおっしゃりながら提案いただきました。町自身も全くそれを否定しているわけではございません。26年度についても議会のほうから要望が上がりましたが、今回の予算編成についても例年どおり非常に厳しいものがございました。したがって、この点についてはやらないのではなくて、26年度協議を深めていきまして、27年度以降に実施に向けたそうした検討を進めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

なお、その前にできるものからということにつきましても、どういうことができるか、さまざまな媒体を使っての議会中継や行政懇談会等の発信についても考えていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただければというふうに思っております。

町民の生命、健康を守るために、子宮頸がんのご提言、ありがとうございます。医療機関だけではなく、町でも、今後あらゆる手段を講じながら、そうした必要性、さらにはその対する注意ということも含めて、矢吹町の若い女性の方に受診の機会を見定めながら、そうした啓発活動についても努力してまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

灯油について、福祉灯油、さらに地域振興券ということのおただしについては、今後、町としてどうしたことが地域振興につながるかというような、そうしたマクロ的な考え方も必要だろうというふうに思っております。こうした灯油に対しての助成ばかりではなくて、議員の皆さんからも地域振興策についてはさまざまな提案をいただいております。これらについても一つ一つ中身を吟味しながら、優先順序をつけてやらなくてはいけないだろうという考え方がございます。やりたいことは、やりたいのはやまやまでございますが、町のほうの財政状況も勘案しながら考えていきたいというふうに考えておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

今後、協議をさらに深めていきたいということをお話し申し上げ、1番、安井議員の再質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（栗崎千代松君） 再々質問はございませんか。

1番。

○1番（安井敬博君） 福祉灯油に関しまして、もう一度再々質問をさせていただきます。

地域振興という観点でのお答えをいただきましたけれども、その中でも、地域振興はもちろん町長のほうで進めていく、執行部でもそういったことを考えているということは、理解はしております。予算面の措置なども必要だということも理解はしております。ただ、今回の灯油に関しましては、灯油価格、本当に今までになく上がっているということで、暖房を我慢されている方、そういう声も聞いています。実際に、灯油を、ストーブをつけなくて湯たんぽをこたつの中に入れて過ごしている、厚着をして過ごしているという方もおられます。これ本当に命にかかわることも起こり得る事態でありますので、地域振興という観点というのはもちろんであります。そういったことに関しても実際に調査をしていただき、要望があれば独自に実施していただき

たい。そういったことで実施できないかということをご質問いたします。

よろしくご答弁のほどお願い申し上げます。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 1番、安井議員の再々質問にお答えさせていただきます。

灯油価格が異常に高騰している。それに伴って灯油代が工面できない、命にかかわるといような、そういう話でございます。これらについては、今年の異常に寒い状態、さらに異常に燃料代が高騰している状況、そうしたことも当然考えられます。したがって、私自身、そうした切実な声を受けて、今後、今、何ができるか、どういうことができるかについて協議を早めて、深めていきたいというように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

1番、安井議員の再々質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（栗崎千代松君） 以上で、1番、安井敬博君の一般質問は打ち切ります。

以上で、本日の一般質問は打ち切ります。

◎総括質疑

○議長（栗崎千代松君） 日程第2、これより町長から提出された議案に対する総括質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

6番。

〔6番 青山英樹君登壇〕

○6番（青山英樹君） 総括質疑をさせていただきます。

特別会計の国民健康保険の26年度予算案についてお聞きしたいのですが、歳入のほうでもって国民健康保険税を2,600万円ほど増額を見込み、なおかつ繰入金、一般会計からの国民健康保険税の財源手当の繰り入れ分、7,000万円ほど削減をしているわけなんですけれども、この7,000万円削減した部分に関しては、国民健康保険税で2,600万円と、あとは前期高齢者交付金でもって相殺されるように数字上はなっております。

そこで質問なんです、ここで繰入金としての7,000万円を削除された理由を明確にお示し願いたいのと、あとは国民健康保険税の部分の増加分はどのような形で行われるのか、お示し願いたい。

また、もう一点、一般会計からの繰り出し7,000万円をなくしたわけですが、その部分については、国保税を下げるような考えはあったのか、なかったのか。そのあるかないかだけをお示しいただきたいと思っております。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 6番、青山議員の質問にお答えさせていただきます。

国保会計の特別会計の平成26年の歳入面で、一般会計の7,000万円の削減、繰り入れの分の削減分、削除をされた理由等々についての詳しい内容等については、保健福祉課長から答弁させたいと思っております。

ただ、一般会計から繰り入れをなくした際に、下げるという議論がなかったのかということですが、厳しい内容については、繰り入れしないといえども全てうまく回っているということではございません。そうしたことも含めて説明させますが、そうしたことで下げるという議論についてはございませんでした。

以上です。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

保健福祉課長、阿部正人君。

〔保健福祉課長 阿部正人君登壇〕

○保健福祉課長（阿部正人君） 青山議員の質問にお答えいたします。

ご質問の内容どおり、平成26年度の国民健康保険特別会計において、収入におきまして、これまで一般会計からのルール分以外で歳入として見込んでおりました7,000万円につきましては、平成26年度は計上しない内容となっております。国民健康保険税につきましては、これまで改定につきましては、平成21年度を最後に改定しておりませんが、それ以降の会計の運営そのものについて、震災まではかなり厳しい状況が続いておりましたが、震災以降については、大分落ち着いてきているような状況が見込まれております。平成25年度の一般会計の収支を見ますと、税については所得の伸びがあるために税が伸びている。あと、給付費につきましても、震災のときには減免という状況がありましたので給付費は伸びておりましたが、落ち着いてきているという状況がうかがえます。

そのような状況からして、平成25年度の決算につきましては、最終的には出納閉鎖期間5月いっぱいが終わるまで確定した数値は申し上げられませんが、見込みといたしましては、最終的には26年度の補正になりますけれども、税収の増分、あるいは給付の分の抑えられた分につきましては、ある程度の繰り越しが見込めるような状況にあるというふうに、今時点で考えております。数字については、はっきりしたことは申せませんが、見込みとしてはそのような状況にあるということが一つあります。

それと、会計は別になりますけれども、一方で、介護保険特別会計、そちらのほうでは、改めて平成26年度の予算の状況は説明申し上げますけれども、介護保険会計については厳しい状況があるというところで、今年度、一般会計からの繰り入れ、前年度よりも多く見ているという状況があります。国保会計と介護保険特別会計、別ですけれども、町全体としての財源の配分ということからすると、安定してきている国保会計のほうに7,000万円、今年度は繰り入れをしなくても運営できるような状況であるという判断、そして介護保険特別会計の状況からして、今回は7,000万円については計上しないという内容になってございます。

以上です。

○議長（栗崎千代松君） そのほか、総括質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） なしと認め、これにて総括質疑を終結いたします。

◎議案・陳情の付託

○議長（栗崎千代松君） 日程第3、これより議案及び陳情の付託をいたします。

お諮りいたします。

議案第28号、議案第35号、議案第36号、議案第37号、議案第38号、議案第39号、議案第40号、議案第41号は、8名の委員をもって構成する第1予算特別委員会を、議案第29号、議案第30号、議案第31号、議案第32号、議案第33号、議案第34号は、7名の委員をもって構成する第2予算特別委員会をそれぞれ設置し、これに付託の上、審査することといたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よつて、第1予算特別委員会、第2予算特別委員会を設置し、付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置された予算特別委員会の委員の選任については、議長において指名いたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よつて、議長において指名いたします。

事務局長に構成委員名を朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長（須藤源太君） 第1予算特別委員会、安井敬博委員、薄葉好弘委員、鈴木隆司委員、竹元孝夫委員、大木義正委員、角田秀明委員、諸根重男委員、吉田伸委員。

第2予算特別委員会、加藤宏樹委員、佐藤幸市委員、青山英樹委員、鈴木一夫委員、熊田宏委員、柏村栄委員、藤井精七委員。

以上です。

○議長（栗崎千代松君） ただいま事務局長朗読のとおり指名いたします。

お諮りいたします。議案第5号から第27号までについては、お手元に配付の議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することにいたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よつて、議案付託表のとおり各委員会に付託することに決しました。

次に、2月28日までに受理した陳情は、会議規則第92条の規定により、お手元に配付の陳情文書表のとおり産業建設常任委員会に付託いたします。

◎散会の宣告

○議長（栗崎千代松君） これで、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

（午前11時57分）

平成26年3月17日（月曜日）

（第 4 号）

平成26年第379回矢吹町議会定例会

議事日程(第4号)

平成26年3月17日(月曜日)午前10時開議

- 日程第 1 議案第5号・第6号・第7号・第20号・第21号・第22号
審査結果報告 総務常任委員長 質疑・討論・採決
- 日程第 2 議案第8号・第9号・第10号・第11号・第12号・第13号・第14号・第15号・第24号・第25号
審査結果報告 文教厚生常任委員長 質疑・討論・採決
- 日程第 3 議案第16号・第17号・第18号・第19号・第23号・第26号・第27号
陳情第1号
審査結果報告 産業建設常任委員長 質疑・討論・採決
- 日程第 4 議案第28号・第35号・第36号・第37号・第38号・第39号・第40号・第41号
審査結果報告 第1予算特別委員長 質疑・討論・採決
- 日程第 5 議案第29号・第30号・第31号・第32号・第33号・第34号
審査結果報告 第2予算特別委員長 質疑・討論・採決
- 日程追加の議決
- 日程第 6 議案第42号 4区・五本松・2区井戸尻地区仮置場造成工事請負契約の締結について
- 日程第 7 議案第43号 4区・五本松・2区井戸尻地区仮置場管理工事請負契約の締結について
- 日程第 8 発議第 1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書(案)
- 日程第 9 発議第 2号 矢吹町議会会議規則の一部を改正する規則(案)
- 日程第10 発議第 3号 専決事項の指定についての一部改正する件(案)
- 日程第11 議長の辞職について
- 日程第12 選挙第 1号 議長の選挙について
- 日程第13 副議長の辞職について
- 日程第14 選挙第 2号 副議長の選挙について
- 日程第15 議席の指定
- 日程第16 選任第 1号 常任委員会委員の選任について
- 日程第17 選任第 2号 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第18 選任第 3号 議会広報編集委員会委員の選任について
- 日程第19 白河地方広域市町村圏整備組合議会議員の辞職について
- 日程第20 選挙第 3号 白河地方広域市町村圏整備組合議会議員の選挙について
- 日程第21 閉会中の継続調査の申し出について

日程第22 議員の派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（16名）

1番	安井敬博君	2番	加藤宏樹君
3番	薄葉好弘君	4番	佐藤幸市君
5番	鈴木隆司君	6番	青山英樹君
7番	竹元孝夫君	8番	鈴木一夫君
9番	大木義正君	10番	熊田宏君
11番	角田秀明君	12番	柏村栄君
13番	諸根重男君	14番	藤井精七君
15番	吉田伸君	16番	栗崎千代松君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	野崎吉郎君	副町長	渡邊正樹君
教育長	栗林正樹君	企画経営課長	藤田忠晴君
総務課長	水戸邦夫君	税務課長	佐久間一幸君
町民生活課長	会田光一君	保健福祉課長	阿部正人君
産業振興課長 兼農業委員会 事務局長	圓谷誠君	都市建設課長	藤田豊君
上下水道課長	円谷清茂君	教育次長兼 学校教育課長	陳野秀敏君
会計管理者兼 出納室長	井戸沼寿量君	生涯学習課長 兼中央公民館 長	近藤尚一君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 須藤源太

主任主査兼松谷誠
次長

◎開議の宣告

○議長（栗崎千代松君） 皆さん、おはようございます。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は16名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（栗崎千代松君） これより、去る3月11日の本会議において各常任委員会、第1及び第2予算特別委員会に付託いたしました案件を議題とし、審査結果を各委員長から順次報告を求めます。

◎議案第5号～議案第7号、議案第20号～議案第22号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（栗崎千代松君） 日程第1、議案第5号、第6号、第7号、第20号、第21号、第22号を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長、5番、鈴木隆司君。

〔5番 鈴木隆司君登壇〕

○5番（鈴木隆司君） 議場の皆さん、おはようございます。

総務常任委員会より報告をさせていただきます。

総務常任委員会審査結果報告書。

第379回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

報告書1番から6番まではお手元の資料のとおりでございますので割愛をさせていただきます。

7、審査結果。

当委員会に付託されました議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第20号、議案第21号、議案第22号の審査結果は次のとおりであります。

議案第5号 矢吹町コミュニティプラザ条例の一部を改正する条例。

本案は「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」が公布されたことにより、矢吹町コミュニティプラザ条例について所定の改正を行うものであります。

改正の内容としましては、平成26年4月1日からの使用料において、現在の使用料を1.05で除して1.08を乗じた額で、現在の使用料から10円以上増加する使用料に改めるものであります。

討論に入り、藤井委員より、町財政再建、東日本大震災から3年が経過したばかりで、こうした時期の値上げを許すべきではないため反対する意見、一方、大木委員より、施設利用者は受益者負担をすることが社会通念上必要であり、国の方針上やむを得ないとの賛成討論があり、挙手採決の結果、賛成4、反対1により可決すべきものと決しました。

議案第6号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

本案は、昨年10月の県人事委員会勧告を踏まえ、ガソリン価格の値上げ等による職員の通勤手当支給上限額を4万3,900円から5万400円に変更するものであります。また、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」の規定及び「新型インフルエンザ等対策特別措置法」の制定により、本町へ派遣される者に支給される災害派遣手当の災害事案等として、武力攻撃、災害及び新型インフルエンザ等の緊急事態をそれぞれ追加するため、所要の改正を行うものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第7号 矢吹町行政財産使用料条例の一部を改正する条例。

本案は、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」が公布されたことにより、矢吹町行政財産使用料条例について所要の改正を行うものであります。改正の内容としましては、土地建物の使用料について算出した合計額に消費税相当の率を乗じておりますが、平成26年4月1日からその率を100分の105から100分の108に改めるものであります。

討論に入り、藤井委員より消費税改定分の値上げに反対する意見、一方、大木委員より国の方針でありやむを得ないと賛成討論があり、挙手採決の結果、賛成4反対1により可決すべきものと決しました。

議案第20号 第5次矢吹町まちづくり総合計画の一部変更について。

本案は、「第5次矢吹町まちづくり総合計画」に、平成26年事業実施計画の策定に当たって基本計画に変更が生じたことから、議会の議決を求めるものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第21号 矢吹町復興計画の一部変更について。

本案は、「矢吹町復興計画」に新たな復興事業を追加することについて議会の議決を求めるものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第22号 字の区域変更について。

本案は、経営体育成基盤整備事業等で施行した長峰地区の土地改良事業において、換地計画を定めるに当たり、区域内に介在する東長峰、西長峰及び松房地区の字の区域を変更するため、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告をいたします。

○議長（栗崎千代松君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

14番。

〔14番 藤井精七君登壇〕

○14番（藤井精七君） 議案第5号、第7号に反対の立場で討論いたします。

消費税増税法の附則第18条は、増税施行前に経済状況を総合的に勘案し、施行の停止を含め所要の措置を講ずるとしております。この規定に基づき、安倍内閣が増税を実施する閣議決定したのは昨年10月1日でした。誤った決定だと思えます。

最近の県の経済調査でも、県内の企業、景気の悪化を示しております。消費税は税制の根本的などころに重大な欠陥があります。消費税は次々と転嫁され、最終的には消費者が負担する税金と政府は説明してきましたが、消費税法に転嫁という言葉はなく、納税義務者の規定はあっても担税者の規定はありません。原則、あらゆるサービス、全ての段階にかかるものです。誰が負担してもよいとされておるのが消費税法の規定です。こうした消費税の規定上ですから、この消費税の値上げ、自治体が負担できます。そうした立場に立ち、使用料の値上げに伴う議案5号、6号に反対いたします。

〔「7号」と呼ぶ者あり〕

○14番（藤井精七君） 失礼しました。5号、7号に反対いたします。

○議長（栗崎千代松君） ほかに討論はありませんか。

9番。

〔9番 大木義正君登壇〕

○9番（大木義正君） 議場の皆さん、おはようございます。

私は、議案第5号 矢吹町コミュニティプラザ条例の一部を改正する条例並びに議案第7号 矢吹町行政財産使用料条例の一部を改正する条例に賛成の立場で討論いたします。

使用料、手数料改定については、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律によるもので、平成26年4月1日から消費税及び地方消費税の税率が引き上げられるものであります。

現在の使用料等については、平成19年度に実施した使用料の見直しにより、利用区分ごとに適正な金額に定められております。今回の使用料等の引き上げは、現行の使用料等の額をもとに、平成26年度からの消費税率の引き上げ分を加算した額となっており、サービスを受ける受益者負担の原則に基づき、負担の公平を図る観点から、消費税の引き上げに伴う改正であると判断するため賛成いたします。皆さんの判断、よろしく願います。

○議長（栗崎千代松君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第5号 矢吹町コミュニティプラザ条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。この採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（栗崎千代松君） 起立多数であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

これより議案第6号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。
お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。
本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

これより議案第7号 矢吹町行政財産使用料条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。
お諮りいたします。この採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（栗崎千代松君） 起立多数であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

これより議案第20号 第5次矢吹町まちづくり総合計画の一部変更についてを採決いたします。
お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。
本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

これより議案第21号 矢吹町復興計画の一部変更についてを採決いたします。
お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。
本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

これより議案第22号 字の区域の変更についてを採決いたします。
お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。
本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号～第15号、議案第24号、議案第25号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（栗崎千代松君） 日程第2、これより議案第8号、第9号、第10号、第11号、第12号、第13号、第14号、第15号、第24号、第25号を一括議題といたします。

本案に関し委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員会委員長、13番、諸根重男君。

〔13番 諸根重男君登壇〕

○13番（諸根重男君） 議場の皆さん、おはようございます。

文教厚生常任委員会審査結果報告書。

第379回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、その審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

報告書の1から6までは省略させていただきます。

7の審査結果。

当委員会に付託されました議案第8号、第9号、第10号、第11号、第12号、第13号、第14号、第15号、第24号、第25号の審査結果は次のとおりであります。

議案第8号 矢吹町社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が施行されたことにより、矢吹町社会教育委員に関する条例について所要の改正を行うものであります。改正の内容としましては、条例委任されることとなる矢吹町社会教育委員の委嘱基準を定めるものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第9号 矢吹町公民館条例の一部を改正する条例。

本案は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律が公布されたことにより、矢吹町公民館条例について所要の改正を行うものであります。改正の内容としましては、平成26年4月1日からの使用料について、現在の使用料を1.05で除して1.08を乗じた額で、現在の使用料から10円以上増加する使用料に改めるものであります。

討論に入り、安井委員より、他自治体では体育館や公共施設の使用料に関しては自治体で負担をするという措置をされている。そういった検討をされた上でのことではないこと、また、福島県はまだ復興の途上という中で、消費税増税分を転嫁しないという判断もあり得るのではないかと反対する意見、一方、熊田委員より、料金改定は国の法改正に基づく転嫁であり、社会福祉の充実に資することができるとの賛成討論があり、挙手採決の結果、賛成3反対1により可決すべきものと決しました。

議案第10号 矢吹町文化センター条例の一部を改正する条例。

本案は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律が公布されたことにより、矢吹町文化センター条例について所要の改正を行うものであります。改正の内容としましては、平成26年4月1日からの使用料について、現在の使用料を1.05で除して1.08を乗じた額で、現在の使用料から10円以上増加する使用料に改めるものであります。

討論に入り、安井委員より、他自治体では体育館や公共施設の使用料に関しては自治体で負担をするという措置をされている。そういった検討をされた上でのことではないこと、また、福島県はまだ復興の途上という中で、消費税増税分を転嫁しないという判断もあり得るのではないかと反対する意見、一方、熊田委員より、料金改定は国の法改正に基づく転嫁であり、社会福祉の充実に資することができるとの賛成討論があり、挙手採決の結果、賛成3反対1により可決すべきものと決しました。

次に、議案第11号 矢吹町ふるさとの森芸術村条例の一部を改正する条例。

本案は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律が公布されたことにより、矢吹町ふるさとの森芸術村条例について所要の改正を行うものであります。改正の内容としましては、平成26年4月1日からの使用料について、現在の使用料を1.05で除して1.08を乗じた額で、現在の使用料から10円以上増加する使用料を改めるものであります。

討論に入り、安井委員より、他自治体では体育館や公共施設の使用料に関しては自治体で負担をするという措置をされている。そういった検討をされた上でのことではないこと、また、福島県はまだ復興の途上という中で、消費税増税分を転嫁しないという判断もあり得るのではないかと反対する意見、一方、熊田委員より、料金改定は国の法改正に基づく転嫁であり、社会福祉の充実に資することができるとの賛成討論があり、挙手採決の結果、賛成3反対1により可決すべきものと決しました。

議案第12号 矢吹町体育施設条例の一部を改正する条例。

本案は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律が公布されたことにより、矢吹町体育施設条例について所要の改正を行うものであります。改正の内容としましては、平成26年4月1日から使用料について、現在の使用料を1.05で除して1.08を乗じた額で、現在の使用料から10円以上増加する使用料を改めるものであります。

討論に入り、安井委員より、他自治体では体育館や公共施設の使用料に関しては自治体で負担をするという措置をされている。そういった検討をされた上でのことではないこと、また、福島県はまだ復興の途上という中で、消費税増税分を転嫁しないという判断もあり得るのではないかと反対する意見、一方、熊田委員より、料金改定は国の法改正に基づく転嫁であり、社会福祉の充実に資することができるものとの賛成討論があり、挙手採決の結果、賛成3反対1により可決すべきものと決しました。

議案第13号 矢吹町勤労者体育施設条例の一部を改正する条例。

本案は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律が公布されたことにより、矢吹町勤労者体育施設条例について所要の改正を行うものであります。改正の内容としましては、平成26年4月1日から使用料において、現在の使用料を1.05で除して1.08を乗じた額で、現在の使用料から10円以上増加する使用料に改めるものであります。

討論に入り、安井委員より、他自治体では体育館や公共施設の使用料に関しては自治体で負担するという措置をされている。そういった検討をされた上でのことではないこと、また、福島県はまだ復興の途上という中で、消費税増税分を転嫁しないという判断もあり得るのではないかと反対する意見、一方、熊田委員より、料金改定は国の法改正に基づく転嫁であり、社会福祉の充実に資することができるものとの賛成討論があり、挙手採決の結果、賛成3反対1により可決すべきものと決しました。

議案第14号 矢吹町福祉会館条例の一部を改正する条例。

本案は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律が公布されたことにより、矢吹町福祉会館条例について所要の改正を行うものであります。改正の内容としましては、平成26年4月1日からの使用料について、現在の使用料を1.05で除して1.08を乗じた額で、現在の使用料から10円以上増加する使用料に改めるものであります。

討論に入り、安井委員より、他自治体では体育館や公共施設の使用料に関しては自治体で負担をするという措置をされている。そういった検討をされた上でのことではないこと、また、福島県はまだ復興の途上という中で、消費税増税分を転嫁しないという判断もあり得るのではないかと反対する意見、一方、熊田委員より、料金改定は国の法改正に基づく転嫁であり、社会福祉の充実に資することができるとの賛成討論があり、挙手採決の結果、賛成3反対1により可決すべきものと決しました。

議案第15号 矢吹町農村環境改善センター設置条例の一部を改正する条例。

本案は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律が公布されたことにより、矢吹町農村環境改善センター設置条例について所要の改正を行うものであります。改正の内容としましては、平成26年4月1日からの使用料について、現在の使用料を1.05で除して1.08を乗じた額で、現在の使用料から10円以上増加する使用料に改めるものであります。

討論に入り、安井委員より、他自治体では体育館や公共施設の使用料に関しては自治体で負担をするという措置をされている。そういった検討をされた上でのことではないこと、また、福島県はまだ復興の途上という中で、消費税増税分を転嫁しないという判断もあり得るのではないかと反対する意見、一方、熊田委員より、料金改定は国の法改正に基づく転嫁であり、社会福祉の充実に資することができるとの賛成討論があり、挙手採決の結果、賛成3反対1により可決すべきものと決しました。

議案第24号 矢吹町体育施設の指定管理者の指定について。

本案は、既定の体育施設に係る指定管理業務の指定期間が当該年度で満了することから、その制度の継続と、これまでどおり社団法人シルバー人材センターによる指定管理者について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づく議会の議決を求めるものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第25号 矢吹町勤労者体育施設の指定管理者の指定について。

本案も、既定の勤労者体育施設に係る指定管理業務の指定期間が当該年度で満了することから、その制度の継続と、これまでどおり社団法人シルバー人材センターによる指定管理者について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（栗崎千代松君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

1番。

〔1番 安井敬博君登壇〕

○1番（安井敬博君） 議場の皆さん、おはようございます。

議案第9号 矢吹町公民館条例の一部を改正する条例、議案第10号 矢吹町文化センター条例の一部を改正する条例、議案第11号 矢吹町ふるさとの森芸術村条例の一部を改正する条例、議案第12号 矢吹町体育施設条例の一部を改正する条例、議案第13号 矢吹町勤労者体育施設条例の一部を改正する条例、議案第14号 矢吹町福祉会館条例の一部を改正する条例、議案第15号 矢吹町農村環境改善センター設置条例の一部を改正する条例に対して、一括して反対する立場で討論をさせていただきます。

この4月からの消費税の増税は、生活必需品を初めとして幅広くかかわってきており、東日本大震災の被災者や子供、またお年寄りなど広く、年齢層の税負担の能力にかかわらず負担を強いられています。当町においても、原発事故による地域経済への影響も残る中、ようやく復興の途についた町民生活への懸念を心配する声は少なくありません。悲鳴とも言えます。こういった声が、商工業者や生産者の中から聞こえてきております。そのため、被災者の実情や景気への影響を考慮して、税負担をできるだけ減らしたいと公共料金等にかかわる消費税増税分を受益者には転嫁せず、一般財源から捻出をする自治体も県内では少なくありません。当町においても、同様の措置をとったとしても町の財政に与える影響はわずかであり、地域の活性化に与える点ではプラスと言えます。

そもそも、消費税法には納税義務者の規定はあっても担税者の規定はありません。消費税は原則としてあらゆるサービスの全ての段階にかかるもので、誰が負担してもよく、行政サービスの受益者が必ず負担する必要はありません。この消費税は制度的にも大変問題があります。輸出大企業は輸出還付金により、実質消費税を負担していないなど不公平な税制であります。

このような立場から、消費税増税分を受益者に求める議案第9号、第10号、第11号、第12号、第13号、第14号、第15号に反対をさせていただきます。議員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（栗崎千代松君） ほかに討論ございませんか。

10番。

〔10番 熊田 宏君登壇〕

○10番（熊田 宏君） 議場の皆さん、おはようございます。

私は、議案第9号、第10号、第11号、第12号、第13号、第14号、第15号の各条例の一部を改正する条例に一括して賛成の立場で討論させていただきます。

使用料、手数料の改定については、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律によるもので、平成26年4月1日から消費税及び地方消費税の税率が引き上げられるものであります。

現在の使用料等については、平成19年度に実施した使用料の見直しにより、利用区分ごとに適正な金額に定められております。今回の使用料等の引き上げは、現行の使用料等の額をもとに、平成26年度から消費税率の引き上げ分を加算した額となっております。サービスを受ける受益者負担の原則に基づき、負担の公平を図る観点から、消費税の引き上げに伴う改正であります。

今後も消費税は、来年10月にも税率が10%となります。また、その後も税率のアップが予測されます。その都度に適正な転嫁を実施しなければ、いずれ各自治体、町財政等に何らかの影響を及ぼす可能性があります。出すべきお金は出さないと、どこかでお金が滞ります。それは、いずれは国民、町民の負担となってきます。

よって、税率アップの都度に適正な転嫁を行うべきであると判断するため賛成いたします。皆様のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（栗崎千代松君） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第8号 矢吹町社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

これより議案第9号 矢吹町公民館条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。この採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（栗崎千代松君） 起立多数であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

これより議案第10号 矢吹町文化センター条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。この採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（栗崎千代松君） 起立多数であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

これより議案第11号 矢吹町ふるさとの森芸術村条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。この採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（栗崎千代松君） 起立多数であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

これより議案第12号 矢吹町体育施設条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。この採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（栗崎千代松君） 起立多数であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

これより議案第13号 矢吹町勤労者体育施設条例の一部を改正する条例を採決いたします。
お諮りいたします。この採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（栗崎千代松君） 起立多数であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

これより議案第14号 矢吹町福祉会館条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。この採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（栗崎千代松君） 起立多数であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

これより議案第15号 矢吹町農村環境改善センター設置条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。この採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（栗崎千代松君） 起立多数であります。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

これより議案第24号 矢吹町体育施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

これより議案第25号 矢吹町勤労者体育施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号～議案第19号、議案第23号、議案第26号、議案第27号、陳情第1号の
委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（栗崎千代松君） 日程第3、これより議案第16号、第17号、第18号、第19号、第23号、第26号、第27号
及び陳情第1号を一括議題といたします。

本案に関し委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長、8番、鈴木一夫君。

〔8番 鈴木一夫君登壇〕

○8番（鈴木一夫君） 議場の皆様、おはようございます。

それでは、産業建設常任委員会審査結果報告書を述べさせていただきます。

第379回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、その審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告をいたします。

報告書の1番から6番までは記載のとおりでございますので、ご一読をお願いいたします。

7、審査結果。

当委員会に付託されました議案第16号、第17号、第18号、第19号、第23号、第26号、第27号、陳情第1号の審査結果は次のとおりであります。

議案第16号 矢吹町農業集落排水処理施設設置条例の一部を改正する条例。

本案は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律が公布されたことにより、矢吹町農業集落排水処理施設設置条例について所要の改正を行うものであります。改正の内容としましては、使用料の算定方法において、算出した合計額に消費税相当の率を乗じておりますが、平成26年4月1日からその率を「100分の105」から「100分の108」に改めるものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり採択すべきものと決しました。

議案第17号 矢吹町都市公園条例の一部を改正する条例。

本案は、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」が公布されたことにより、矢吹町都市公園条例について所要の改正を行うものであります。改正の内容としましては、使用料の算定方法において、算出した合計額に消費税相当の率を乗じておりますが、平成26年4月1日からその率を「100分の105」から「100分の108」に改めるものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり採択すべきものと決しました。

議案第18号 矢吹町下水道条例の一部を改正する条例。

本案は、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」が公布されたことにより、矢吹町下水道条例について所要の改正を行うものであります。改正の内容としましては、使用料の算定方法について、算出した合計額に消費税相当の率を乗じておりますが、平成26年4月1日からその率を「100分の105」から「100分の108」に改めるものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり採択すべきものと決しました。

〔発言する者あり〕

○8番（鈴木一夫君） 全委員異議なく原案のとおり採択すべきものと決しました。

〔「可決」と呼ぶ者あり〕

○8番（鈴木一夫君） 失礼しました。可決すべきものと決しました。

議案第19号 矢吹町水道事業給水条例の一部を改正する条例。

本案は「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」が公布されたことにより、矢吹町水道事業給水条例について所要の改正を行うものであります。改正

の内容としましては、使用料の算定方法について、算出した合計額に消費税相当の率を乗じておりますが、平成26年4月1日からその率を「100分の105」から「100分の108」に改めるものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第23号 矢吹町道路線の認定について。

本案は、滝八幡9号線、一本木32号線、新町西線の3路線について、道路法第8条第2項の規定により町道路線の認定をするものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり採択すべきものと決しました。

〔発言する者あり〕

○8番（鈴木一夫君） 失礼しました。ちょっとこれ原案とちょっと違うんです。申しわけありません。

こちらを読ませていただきます。

議案第26号 矢吹町農村公園の指定管理者の指定について。

本案は、既定の三城目、神田、田内農村公園施設にかかわる指定管理業務の指定期間が当該年度で満了することから、その制度の継続と、これまでどおり地元の行政区による指定管理者について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第27号 矢吹町公園の指定管理者の指定について。

本案も、既定の大池公園、赤沢中央公園、三十三観音史跡公園や小松公園の街区、公園施設にかかわる指定管理業務の指定期間が当該年度で満了することから、その制度の継続と、これまでどおり広域公園など3施設について社団法人シルバー人材センターに、小松公園など街区公園施設については地元の行政区によるそれぞれの指定管理者について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

陳情第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について。

本件は、国・県の関係機関に福島県の最低賃金を「日本再興戦略」並びに「経済財政運営と改革の基本方針」、2010年に行われた雇用戦略対話の合意内容に沿った引き上げと、その早期発効について意見書の提出を求めるものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり採択すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

一部間違いにつきまして、申しわけありませんでした。

○議長（栗崎千代松君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

1番。

〔1番 安井敬博君登壇〕

○1番（安井敬博君） 議案第16号 矢吹町農業集落排水処理施設設置条例の一部を改正する条例、議案第17号 矢吹町都市公園条例の一部を改正する条例、議案第18号 矢吹町下水道条例の一部を改正する条例、議案第19号 矢吹町水道事業給水条例の一部を改正する条例に一括して反対の立場での討論をさせていただきます。

先ほどもお話しさせていただきましたとおり、この4月からの消費税の増税は、生活必需品など幅広くかかってきております。東日本大震災の被災者や子供、お年寄りまでも負担を強いられている税金であります。当町においても、原発事故による地域経済への影響が残る中、ようやく復興の途についた町民生活への影響を懸念する声、また、商工業者、生産者の中からは悲鳴とも言えるこの値上げに対する抗議の声も聞こえてまいります。そのため、県内では被災者の実情や景気への影響を考慮して、税負担をできるだけ減らしたいということから、公共料金等にかかる消費税増税分を受益者に負担させない、転嫁させないということを行う自治体も出てまいりました。当町においても、同様の措置をとったとしても町財政に与える影響はわずかであり、かえって地域の活性化という点ではプラスであります。

また、消費税法には納税義務者の規定はあっても、担税者、誰が税金を払うかという規定はありません。消費税は原則としてあらゆるサービスの全ての段階にかかるもので、誰が負担してもよく、行政サービスの受益者が必ず負担する必要はありません。

また、自治体が消費税を転嫁しないということに対しても、国はペナルティを課さないという方針も打ち出しております。よって、わずかではあっても、この消費税増税分の負担を町民に求める議案第16号、第17号、第18号、第19号への反対の立場での討論をさせていただきます。

以上、議員の皆様のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（栗崎千代松君） ほかに討論ございませんか。

3番。

〔3番 薄葉好弘君登壇〕

○3番（薄葉好弘君） 議場の皆さん、おはようございます。

議案第16号 矢吹町農業集落排水処理施設設置条例の一部を改正する条例、議案第17号 矢吹町都市公園条例の一部を改正する条例、議案第18号 矢吹町下水道条例の一部を改正する条例、議案第19号 矢吹町水道事業給水条例の一部を改正する条例に一括して賛成の立場で討論いたします。

条例の一部を改正するに当たり、使用料、手数料改正については、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律によるもので、平成26年4月1日から消費税及び地方消費税の税率が引き上げられるものです。

現在の使用料等については、平成19年度に実施した使用料の見直しにより、利用者区分ごとに適正な金額に定められております。今回の使用料等の引き上げは、現行の使用料等の額をもとに平成26年度からの消費税率の引き上げ分を加算した額となっており、サービスを受ける受益者負担の原則に基づき、負担の公平を図る観点から、消費税の引き上げに伴う改正であると判断するため賛成いたします。議員の皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（栗崎千代松君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第16号 矢吹町農業集落排水処理施設設置条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。この採決は起立により行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（栗崎千代松君） 起立多数であります。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

これより議案第17号 矢吹町都市公園条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。この採決は起立により行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（栗崎千代松君） 起立多数であります。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

これより議案第18号 矢吹町下水道条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。この採決は起立により行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（栗崎千代松君） 起立多数であります。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

これより議案第19号 矢吹町水道事業給水条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。この採決は起立により行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（栗崎千代松君） 起立多数であります。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

これより議案第23号 矢吹町道路線の認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

これより議案第26号 矢吹町農村公園の指定管理者の指定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

これより議案第27号 矢吹町公園の指定管理者の指定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

これより陳情第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情についてを採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長報告は採択であります。

本件を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第1号は原案のとおり採択されました。

ここで暫時休議いたします。

（午前11時00分）

○議長（栗崎千代松君） 再開いたします。

（午前11時13分）

◎議案第28号、議案第35号～議案第41号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（栗崎千代松君） 日程第4、これより議案第28号、第35号、第36号、第37号、第38号、第39号、第40号、第41号を一括議題といたします。

本案に関し委員長の報告を求めます。

第1予算特別委員長、13番、諸根重男君。

〔13番 諸根重男君登壇〕

○13番（諸根重男君） 第1予算特別委員会審査報告書。

第379回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告をいたします。

第1 予算特別委員会審査報告書。

1 から6 まででは記載のとおりでございますので、省略させていただきます。

7、審査結果。

当委員会に付託されました議案第28号、第35号、第36号、第37号、第38号、第39号、第40号、第41号の審査結果は次のとおりです。

議案第28号 平成25年度矢吹町一般会計補正予算（第7号）。

本案は、既定の歳出予算にそれぞれ2億6,266万3,000円を追加し、総額を108億7,998万5,000円とするとともに、繰越明許費の補正、債務負担行為の補正及び地方債の補正を行うものです。

歳入の主な内容は、国庫支出金2億5,767万4,000円、繰越金2億9,411万1,000円、諸収入1,775万5,000円をそれぞれ増額し、地方交付税1億591万6,000円、県支出金4,672万1,000円、町債1億4,080万円をそれぞれ減額するものです。

歳出の主な内容は、総務費が災害公営住宅整備事業に係る基金原資積立金等により3億5,816万6,000円の増額、衛生費が白河広域圏衛生費分担金により4,381万2,000円の減額、農林水産業費が大雪によるパイプハウス共同購入事業等により1,951万6,000円の増額、土木費が公共下水道特別会計への公債費繰出金等により4,401万7,000円の減額、教育費が教育施設の長寿命化策定業務等により1,708万8,000円を減額するものです。

次に、繰越明許費補正の内容につきましては、放射線対策事業等の18事業について年度内完了が困難なことから、総額26億6,884万円を追加するものです。

次に、債務負担行為補正の内容につきましては、矢吹町保健福祉センター、矢吹町健康センター、矢吹町福祉会館の指定管理料について、それぞれ限度額を77万6,000円、418万9,000円、46万円増額するものです。

次に、地方債補正の内容につきましては、復旧復興事業債2,500万円を新たに追加し、経営体育成基盤整備事業債20万、臨時財政対策債90万円をそれぞれ減額し、公共施設等整備事業債7,290万円、防災拠点施設整備事業債4,240万円、農業施設災害復旧事業債4,940万円を廃止するものです。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第35号 平成25年度矢吹町国民健康保険特別会計予算。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ20億9,026万円とし、一時借入金及び歳出予算の流用について定めるものであり、平成25年度当初予算と比較して0.4%の減額とするものです。

歳入の主な内容は、国民健康保険税5億811万6,000円、国庫支出金5億3,044万5,000円、療養給付費交付金3,930万2,000円、前期高齢者交付金4億2,288万4,000円、県支出金1億21万2,000円、共同事業交付金2億7,665万8,000円、繰入金2億1,870万2,000円とするものです。

歳出の主な内容は、保険給付費12億8,579万4,000円、後期高齢者支援金等2億8,534万5,000円、介護納付金1億5,073万1,000円、共同事業拠出金2億7,660万円とするものです。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第36号 平成26年度矢吹町公共下水道事業特別会計予算。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億6,721万6,000円とし、債務負担行為、地方債及び一時借入金について定めるものであり、平成25年度当初予算と比較して10.8%の増額とするものです。

歳入の主な内容は、使用料及び手数料1億1,284万4,000円、繰入金2億4,656万3,000円、地方債1億4,860万円とするものです。

歳出の主な内容は、総務費1億1,759万7,000円、事業費1億6,030万9,000円、公債費2億8,921万円とするものです。

討論に入り、安井委員から、町は現在復興の途上にあり公共料金を上げるべきではなく、町が増税分を負担しても財政的にはさほど影響がないとの考えから反対する意見、一方、大木委員から、公共料金については原則受益者が負担すべきであり、それらの増税される消費税も当然受益者が負担すべきものであり賛成する意見があり、挙手採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第37号 平成26年度矢吹町土地造成事業特別会計予算。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ56万8,000円とし、一時借入金について定めるものであり、平成25年度当初予算と同額となっております。

歳入の内容は、繰越金56万8,000円とするものです。

歳出の内容は、一般管理費56万8,000円とするものです。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第38号 平成26年度矢吹町農業集落排水事業特別会計予算。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億334万7,000円とし、債務負担行為、地方債及び一時借入金について定めるものであり、平成25年度当初予算と比較して1.1%の増額とするものです。

歳入の主な内容は、使用料及び手数料2,692万1,000円、繰入金1億2,432万5,000円、町債4,450万円とするものです。

歳出の内容は、維持管理費5,669万8,000円、公債費1億4,664万9,000円とするものです。

討論に入り、安井委員から、復興に影響あること、地域経済の活性化にも影響がある。他の自治体の中には増税しない市町村があるとの考えから反対する意見、一方、鈴木隆司委員から、公共料金については原則受益者が負担すべきであり、それらの増税される消費税も当然受益者負担とすべきで、増税分を町で負担することになれば受益者でない町民にも負担させることになり、公平性を欠くことになるため賛成する意見があり、挙手採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第39号 平成26年度矢吹町介護保険特別会計予算。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億1,279万5,000円とし、一時借入金及び歳出予算の流用について定めるものであり、平成25年度当初予算と比較して21.9%の増額とするものです。

歳入の主な内容は、保険料2億280万3,000円、国庫支出金3億464万3,000円、支払基金交付金3億5,884万4,000円、県支出金1億8,425万3,000円、繰入金2億6,219万7,000円とするものです。

歳出の主な内容は、総務費4,627万5,000円、保険給付費12億3,500万4,000円、地域支援事業費3,061万5,000円とするものです。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第40号 平成26年度矢吹町後期高齢者医療特別会計予算。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億4,731万8,000円とし、一時借入金について定めるもので、平成

25年度当初予算と比較して7.3%の増額とするものです。

歳入の主な内容は、後期高齢者医療保険料1億160万3,000円、繰入金4,313万6,000円となっております。

歳出の主な内容は、総務費461万3,000円、後期高齢者医療広域連合納付金1億4,015万3,000円、諸支出金255万1,000円とするものです。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第41号 平成26年度矢吹町水道事業会計予算。

本案は、収益的収入が総額4億2,884万7,000円を計上し、主な内容は、水道使用料を主とする営業収益が3億7,582万8,000円、ほか会計負担金を主とする営業外収益5,301万7,000円とするものです。

収益的支出が総額4億6,400万3,000円を計上し、主な内容は、受水費1億7,286万8,000円、減価償却費1億4,581万6,000円、企業債利息3,709万2,000円とするものです。

資本的収支予算は、収入額が資本金3,191万5,000円など合計3,191万7,000円に対して、支出総額は1億9,759万7,000円となり、差し引き不足額1億6,568万円は過年度分損益勘定留保資金などで補填するものです。

資本的支出の主な内容は、工事請負費3,220万円、企業債償還金1億6,039万7,000円を予定するものです。

討論に入り、安井委員から、3%の消費税増税は年間1世帯平均6.7万円上がり、家計負担が重くなるとの考えから反対する意見、一方、薄葉委員から、受益者負担の原則からそれらの増税分を当然受益者が負担すべきで賛成する意見があり、挙手採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

1カ所だけ訂正させていただきます。ミスプリントで、議案第35号は平成26年度でございます。よろしくお願ひします。

○議長（栗崎千代松君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

1番。

〔1番 安井敬博君登壇〕

○1番（安井敬博君） 議案第36号 平成26年度矢吹町公共下水道事業特別会計予算並びに議案第38号 平成26年度矢吹町農業集落排水事業特別会計予算、議案第41号 平成26年度矢吹町水道事業会計予算に関しまして反対の立場での討論をさせていただきます。

この4月からの消費税の増税により、生活必需品を初めとして幅広くその影響はかかっております。水道料金だけではなく、電気料金、ガス料金など、軒並みこの消費税の値上げによって家計の負担は重くなるばかりです。

このような中、当町においても原発事故による地域経済の影響が残る中、ようやく復興の途についた町民生活への影響を懸念する声、また、商工業者、生産者の中からは買い控えなども懸念する声が出ております。町

民生活ばかりではなく、地域経済への影響も大変心配されるものであり、このような中、被災者の実情や景気への影響を考慮して、税負担をできるだけ減らしたいということで、県内でもこの公共料金等にかかる消費税増税分を受益者には転嫁せず、一般財源から捻出する自治体も少なくはありません。当町においても、同様の措置をとったとしても町財政に与える影響はわずかであり、かえってこの措置をとることにより地域への活性化に与える影響はプラスと言えます。

そもそも消費税法には、納税義務者の規定はあっても担税者、誰が税を担うか、こういった規定はありません。消費税は原則としてあらゆるサービスの全ての段階にかかるものであって、誰が負担してもよいものです。行政サービスの受益者が必ず負担する必要はありません。よって、消費税増税分を受益者に求める本議案第36号、第38号、第41号に対して一括して反対の立場での討論をいたしました。議員の皆様のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（栗崎千代松君） その他討論ございませんか。

5番。

〔5番 鈴木隆司君登壇〕

○5番（鈴木隆司君） 私は議案第36号、議案第38号、議案第41号につきまして、一括して賛成の立場で討論をいたします。

本案は、サービスを受ける者が、受益者負担の原則に基づき、負担の公平を図る観点から、消費税の引き上げに伴う改正であると判断するとともに、国の方針でありやむを得ないと判断するため、賛成をいたします。議場の皆様のご賛同をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（栗崎千代松君） その他討論ございませんか。

6番。

〔6番 青山英樹君登壇〕

○6番（青山英樹君） 議案第35号 平成26年度矢吹町国民健康保険特別会計予算に関しまして、反対の立場で討論いたします。

そもそも、国民健康保険に国庫負担が投入されているのは、国保が社会保障として運営されているからでございます。自助や相互扶助では支えることのできない人々の医療保障を図り、受診する権利、健康になる権利、生きる権利を保障するために、公的医療保険の一つである国保が歴史的に整備されてきた経緯があります。第1点として、社会保障であることが強調されます。

次に、現状を見るに、国民皆保険体制開始時の1961年当初は、自営業者が24%、農林水産業者45%、合わせて7割が加入しておりました。ところが、3年前の厚労省の統計を見ますと、自営業が15%、農林水産業3%の18%となってしまう、7割から2割弱へと激減している現状でございます。結果、この現状におきましては、無職者が4割、派遣や非正規雇用の組合健保、協会健保などの被用者保険の加入対象にならない方々が35%という加入になっておまして、かなり時代の変化とともに変わってきているという状況があり、つまりは国保は無職、非正規雇用の方々が多く加入している現況にあります。

また、所得に占める1人当たりの保険料は、国保が9.7%、協会健保7.2%、組合健保5%と、国保は組合健

保の2倍の保険料負担となっており、国保の高さは突出している現状でございます。加入者1人当たりの年間平均所得は、市町村国保が84万円、協会健保は137万円、組合健保は198万円であり、国保の低さが目立っている。被用者保険は月収をもとに保険料が決めますが、国保は収入のほかに家族が多いから、資産が多いからなどを理由として国保料が決められています。

政治は富、所得の再分配と弱者の救済にある。これらから、国保加入者への負担軽減は喫緊の課題であり、負担軽減を具現化しなければならない。当町は資産割の課税が、医療分が25%。中島村は17.94%。介護納付金分は当町が2.98%、白河市はなしとなっております。近年、黒字会計の国保会計です。資産割課税の見直しはなされないままであり、また26年度は一般会計からの繰り入れがなくなり、加入者の負担軽減には至らないことは明白です。

以上によりまして、議案第35号 平成26年度矢吹町国民健康保険特別会計予算に反対する次第であります。皆様のご検討をよろしくお願い申し上げます。

○議長（栗崎千代松君） そのほか討論ございませんか。

10番。

〔10番 熊田 宏君登壇〕

○10番（熊田 宏君） 議場の皆さん、こんにちは。

私は、議案第35号 平成26年度矢吹町国民健康保険特別会計予算に賛成の立場で討論させていただきます。

厳しい財政の中、立派に組まれた予算であるというふうに思います。よって、原案に賛成いたします。皆様のご賛同をよろしくお願い申し上げます。説得力のない賛成討論で非常に申しわけありません。

○議長（栗崎千代松君） そのほか討論ございませんか。

9番。

〔9番 大木義正君登壇〕

○9番（大木義正君） 私は、議案第35号 平成26年度矢吹町国民健康保険特別会計予算について賛成の立場で討論いたします。

確かに現在、国保制度についてはさまざまな問題点が出てきていることは承知しておりますが、矢吹町は健康ヘルスステーションを初め予防医療に努力していますし、今までも一般会計から繰り入れて少しでも値上げをしないという努力もしております。そういうことも含めて、この国民健康保険特別会計においては努力している姿が見えますので、私は賛成いたします。よろしくお願い申し上げます。

○議長（栗崎千代松君） そのほか討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第28号 平成25年度矢吹町一般会計補正予算（第7号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

これより議案第35号 平成26年度矢吹町国民健康保険特別会計予算を採決いたします。

お諮りいたします。この採決は起立により行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（栗崎千代松君） 起立多数であります。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

これより議案第36号 平成26年度矢吹町公共下水道事業特別会計予算を採決いたします。

お諮りいたします。この採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（栗崎千代松君） 起立多数であります。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

これより議案第37号 平成26年度矢吹町土地造成事業特別会計予算を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

これより議案第38号 平成26年度矢吹町農業集落排水事業特別会計予算を採決いたします。

お諮りいたします。この採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（栗崎千代松君） 起立多数であります。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

これより議案第39号 平成26年度矢吹町介護保険特別会計予算を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

これより議案第40号 平成26年度矢吹町後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

これより議案第41号 平成26年度矢吹町水道事業会計予算を採決いたします。

お諮りいたします。この採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（栗崎千代松君） 起立多数であります。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

◎議案第29号～議案第34号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（栗崎千代松君） 日程第5、これより議案第29号、第30号、第31号、第32号、第33号、第34号を一括議題といたします。

本案に関し委員長の報告を求めます。

第2予算特別委員会委員長、10番、熊田宏君。

〔10番 熊田 宏君登壇〕

○10番（熊田 宏君） 第2予算特別委員会審査結果報告書。

第379回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告させていただきます。

報告書の1番から6番までは記載のとおりでございますので、一読をお願いし割愛させていただきます。

7、審査結果。

当委員会に付託されました議案第29号、第30号、第31号、第32号、第33号、第34号の審査結果は次のとおりです。

議案第29号 平成25年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）。

本案は、既定の歳入歳出予算からそれぞれ1,763万5,000円を減額し、総額を22億4,457万8,000円とするものです。

歳入の内容は、国民健康保険税1,042万6,000円、使用料及び手数料10万円、共同事業交付金465万5,000円、諸収入43万円をそれぞれ増額し、国庫支出金2,501万1,000円、療養給付費交付金277万4,000円、県支出金546万1,000円をそれぞれ減額するものです。

歳出の内容は、諸支出金5万8,000円を増額し、保険給付金1,121万1,000円、共同事業拠出金278万2,000円、保健事業費370万円をそれぞれ減額するものです。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第30号 平成25年度矢吹町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ1億2,573万7,000円を追加し、総額を7億8,169万円とするとともに、繰越明許費の設定及び地方債の補正を行うものです。

歳入の主な内容は、繰越金1億1,896万9,000円を増額し、繰入金3,827万5,000円を減額するものです。

歳出の主な内容は、総務費1億1,893万6,000円を増額し、公債費1,120万円を減額するものです。

次に、繰越明許費設定の内容については、公共下水道施設地域再生基盤強化整備事業の年度内完了が困難なことから2,100万円を設定するものです。

次に、地方債補正の主な内容については、公共下水道施設整備事業費の増額により、公共下水道事業債1,250万円を増額するものです。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第31号 平成25年度矢吹町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ1億9,035万4,000円を追加し、総額を4億8,813万1,000円とするとともに、繰越明許費の設定及び地方債の補正を行うものです。

歳入の内容は、繰越金1億9,479万2,000円を増額し、繰入金433万8,000円、町債10万円をそれぞれ減額するものです。

歳出の内容は、維持管理費1億9,475万4,000円を増額し、公債費440万円を減額するものです。

次に、繰越明許費設定の内容については、農業集落排水施設三城目浄化センター外構整備事業の年度内完了が困難なことから、840万円を設定するものです。

次に、地方債補正の内容につきましては、繰上償還による借換債として下水道事業債10万円を減額するものです。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第32号 平成25年度矢吹町介護保険特別会計補正予算（第3号）。

本案は、既定の歳入歳出予算からそれぞれ1,344万8,000円を減額し、総額を11億9,797万2,000円とするものです。

歳入の主な内容は、保険料215万7,000円、繰入金1,382万1,000円増額し、国庫支出金1,355万3,000円、支払基金交付金1,457万1,000円、県支出金430万円を減額するものです。

歳出の内容は、総務費44万4,000円、保険給付費1,153万8,000円、地域支援事業費42万5,000円、諸支出金104万1,000円をそれぞれ減額するものです。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第33号 平成25年度矢吹町水道事業会計補正予算（第4号）。

本案は、収益的収入につきましては既定の額から1,771万5,000円を減額し、収入予算総額を4億3,516万1,000円とし、収益的支出については既定の額から9万4,000円を減額し、支出予算総額を4億6,847万9,000円とするものです。

収入の内容については、給水収益600万円、他会計負担金1,128万5,000円をそれぞれ減額するものです。

支出の内容については、修繕費80万円、消費税200万円をそれぞれ増額し、企業債利息289万4,000円を減額するものです。

また、資本金収入については、既定の額に217万8,000円を増額し、収入予算総額を1億6,676万1,000円とするとともに、企業債補正を行うものです。

資本的支出については、既定の額から448万2,000円を減額し、支出予算総額を3億1,148万3,000円とするものです。

収入の内容については、出資金434万5,000円を増額し、負担金206万7,000円を減額するものです。

支出の内容については、建設改良費300万円を増額し、企業債償還金748万2,000円を減額するものです。

次に、企業債補正の内容につきましては、繰上償還による借換債として上下水道事業債10万円を減額するものです。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第34号 平成26年度矢吹町一般会計予算。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ102億5,000万円とし、あわせて債務負担行為、地方債、一時借入金及び歳出予算の流用について定めるものであり、平成25年度当初予算と比較して9.7%の増額となっています。

歳入予算の主な内容として、町税が7%増の21億5,094万4,000円、国庫支出金が52.8%増の17億6,297万7,000円、県支出金が9.6%増の27億126万2,000円、町債が公営住宅建設事業費や庁舎耐震工事のための防災拠点施設整備事業債等の増額により、21.7%増の7億8,940万円、地方交付税については3.3%減の17億8,563万円、財産収入が土地売却収入の減額により66.8%減の492万円7,000円、繰入金が14.4%減の5億1,878万7,000円、諸収入が土地改良事業負担金の減額により、45.3%減の6,623万5,000円などとなっています。

歳出予算の主な内容は、全体の26.8%を占める衛生費が27億4,482万5,000円、21.1%の土木費が21億5,785万4,000円、16%の民生費が16億3,901万9,000円、9%の総務費が9億2,220万8,000円、8.3%の教育費が8億4,894万円、7.3%の公債費が7億5,190万8,000円などとなっています。

討論に入り、藤井委員より、消費税増税に伴う公共料金転嫁について、県内17市町村が見送っており、本町でも東日本大震災等によって町民も苦勞しており見送るべきとの反対する意見、また、青山委員より、経常一般の財源については実質公債費比率、将来負担比率とともに低空飛行している。町民が要望する企業誘致、あるいは国保等、弱者福祉対策も変わらずのままであり、町民に寄り添う予算配分にはなっていないとの判断のもとに反対する意見、一方、鈴木委員より、復興が見える形での予算編成となっており、特に医療費の抑制を図るため町民の健康に力点を置いた予算配分及び一般会計からの繰り出しを極力抑え、町民の負担がかからないよう配慮されているとの賛成討論があり、挙手採決の結果、賛成2、反対4により否決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

○議長（栗崎千代松君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 質疑なしと認め、質疑は終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

討論ないですか。討論はございますか。

8番。

〔8番 鈴木一夫君登壇〕

○8番（鈴木一夫君） 議案第34号 平成26年度矢吹町一般会計予算について賛成の立場で討論いたします。

平成26年度当初予算編成につきましては、復興が目に見える形での予算編成の内容となっており、評価すべきものと考えます。評価すべき点、矢吹町復興計画の最重点課題として位置づけた5項目のうち、平成25年度で完了しました農地部門を最優先とした震災からの復旧については、災害復旧業務に一定のめどがつけられました。残る4項目のうち、特に除染計画に基づく町内全域の除染については、JR西側の除染推進と町内全域の詳細調査の実施による、平成27年度までの除染完了と、福島森林再生事業による森林除染による町内全域の除染を加速化させることが位置づけられております。

中心市街地復興まちづくり推進事業については、災害公営住宅整備事業、屋内外運動場整備事業、大正ロマンの館利活用事業など、本町における復興の将来を左右する大きな課題として、関係機関団体と強固な連携を図り、活性化の実現に向けて取り組んでいること。防災体制の再構築については、地域防災計画見直しに基づく初動マニュアル、耐震性飲料水兼用貯水槽など、防災機能、防災基盤の整備に努め、災害に強いまちづくりの推進を図っておることが見られております。それぞれの課題において東日本大震災を検証し、今年度予算に反映した予算内容となっており、大いに評価するものであります。

また、医療費の抑制を図るため町民の健康に力点を置いている内容、予防接種の追加や生活習慣病の項目追加は大いに評価できるものがあると考えます。基金積み増しや一般会計繰り入れを極力避けて、町民に負担がかからないよう配慮している努力がうかがえる予算編成であると考えます。

最後に、今後も続く復興事業、矢吹町まちづくり総合計画に基づいた事業の推進については、行動力と決断力のある野崎町政に期待をし、議案第34号 平成26年度矢吹町一般会計予算に賛成するものであります。皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（栗崎千代松君） ほかに討論ございませんか。

14番。

〔14番 藤井精七君登壇〕

○14番（藤井精七君） 議案第34号 平成26年度矢吹町一般会計予算に反対の立場で討論いたします。

除染なくして矢吹町の復興なし。そうしたあらわれでもある除染対策室の今まで以上の感じる強化、また神田西線道路等の改良、今道路脇の景観も大分変わり、工事の進みぐあいが見えるようになってきました。地権者の協力にたいま感謝しているところです。

また、ほかにも多々評価できる施策はありますが、3月4日付の福島民報の第1面に、4月1日の消費税税率引き上げで、県内の19市町村は給食費を、17市町村は公共施設、5町村は上下水道料金に引き上げ分を転嫁しない、そういう消費税の転嫁しない方針を固めました。我が町も東日本大震災と東京電力福島第一原発事故の打撃も受ける中で、早期帰還の促進や景気の冷え込みを防ぐ理由が目立ちます。そうした消費税の転嫁を行わないことについて、総務省は各市町村の判断に任せるとしております。

我が矢吹町も財政再建、そして東日本大震災、また先が見えない原発の重大事故、矢吹町は皆さんの苦勞、また頑張り、公共施設の料金は消費税増税になっても町民の皆さんに負担をかけないで現行どおり行います、その分町の負担はふえますが、公共施設は今まで以上利用してください、そして元気な町にしてください、そ

して町政にも協力という気概を持った予算編成であったらと思いますが、そうした思いがかなわない議案第34号 平成26年度矢吹町一般会計予算に反対をいたします。

○議長（栗崎千代松君） その他討論ございませんか。

6番。

〔6番 青山英樹君登壇〕

○6番（青山英樹君） 議案第34号 平成26年度矢吹町一般会計予算につきまして反対の立場で討論いたします。

少子高齢化及び格差社会の是正が課題である今日、右肩上がりの経済成長下での受益者負担社会から、子供や高齢者、環境を整える相互扶助へと大きくかじを切らなければならないことは周知のとおりであります。町長もご理解されご認識いただいているところですが、この相互扶助の礎となるのは、誰しものがみずからのことは自分の責任で行う自助、そして兄弟、家族あるいは地域で助け合っていく共助、最後の支えのとりでとしての公助という自助、共助、公助であります。

よって、今を初め近未来においてこの相互扶助社会、いわゆる大きな政府を余儀なくされることは明白であり、その上に立っては盤石な財政基盤、効率的な集約化された施策、そして持続性が担保されることなどが望まれるわけであります。

これらを観点としまして、時局を踏まえ、26年度一般会計予算を鑑みますと、財政面で予測いただいた数値が実質公債費比率17%、将来負担比率150%から160%くらいということですので、実質公債費比率は平成22年、23年度の県内下からの順位で5、6位、将来負担比率同じく県内下からの5位、2位とさほどの変化はないのではないかと思います。

また、実質公債費比率の数値が最悪25.1%だったことから、17%前後へと相当改善されたということでございますが、これは平成19年度以降、この比率を算出する算定経費の扱いが変わったためであり、全国の自治体がひとしく数値がよくなっているわけでありまして、当町だけが著しく改善したとは言いがたい事実であります。矢吹町は17%ですが、平成23年度全国平均では9.9%であり、福島県平均は11.9%であります。近年この数値が続いており、依然として低空飛行から脱却できておらず、財政負担が増すと見られる近未来の相互扶助社会への暗雲との認識は拭い切れません。

また、多くの町民が望む働く場の確保、いわゆる企業誘致に向けた取り組みなどが予算編成に十分に反映されているかという点、そのようには見えない部分があり、また、国民健康保険への財政支援となる繰り出しがゼロとなるなど、弱者への配慮が希薄になった予算と映ります。

また、予算規模は震災並びに原発事故等の被災により膨らんでいるわけですが、そういう災害、いわゆる特例的なものを除いて、経常的な一般の財源等で見えていく場合におきましては、経常の中での、通常の予算編成の中での実質公債費比率あるいは将来に向けた負担比率、これを改善していくのはやはり大きな責務であると考えます。

また、ナショナルミニマム等が前提のもとに、地方においてはいかんともしがたいとの認識も理解はできませんが、やはり同義語としてシビルミニマムというものがあり、これが政治の本旨であり、多くの町民の求めるものではないでしょうか。

以上を理由とし、議案第34号 平成26年度矢吹町一般会計予算に反対する次第であります。

○議長（栗崎千代松君） そのほか討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第29号 平成25年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

これより議案第30号 平成25年度矢吹町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

これより議案第31号 平成25年度矢吹町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

これより議案第32号 平成25年度矢吹町介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

これより議案第33号 平成25年度矢吹町水道事業会計補正予算（第4号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

これより議案第34号 平成26年度矢吹町一般会計予算を採決いたします。

お諮りいたします。この採決は起立により行います。

本案に対する委員長報告は否決であります。

本案を委員長報告のとおり否決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立少数]

○議長（栗崎千代松君） 起立少数であります。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

以上で各常任委員会、特別委員会付託案件などの審議、採決は全て終了いたしました。

ここで昼食のため休議いたしますが、午後1時15分より、会期中に町長から追加議案2件の提出及び議員発議3件がありましたので、提出議案等の概要の説明のための全員協議会を、そして引き続いて議会運営委員会を開会いたしますので、ご協力をよろしく願いいたします。

暫時休議いたします。

(午後 零時12分)

○議長（栗崎千代松君） 再開いたします。

(午後 1時40分)

◎日程の追加

○議長（栗崎千代松君） 追加議案の取り扱いについては、先ほど議会運営委員会において審議されましたので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員会委員長、9番、大木義正君。

[9番 大木義正君登壇]

○9番（大木義正君） ただいま開催されました議会運営委員会の結果についてご報告いたします。

会期中に町長から提出された追加議案2件、議員から発議3件が提出されました。この取り扱いについて企画経営課長及び議会事務局長から説明を求め、協議いたしました結果、お手元に配付の追加議事日程表のとおり、本日の議事日程に追加し、全体審議をすることに協議が成立いたしました。

以上で議会運営委員会からの報告を終了いたします。皆様のご協力をよろしく願いいたします。

○議長（栗崎千代松君） お諮りいたします。ただいまの委員長報告のとおり、これを本日の日程第6の前に追加し、それ以降の既定の日程は順次繰り下げて議題にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、これを日程に追加し議題にすることに決しました。

なお、追加日程についてはお手元の資料のとおりであります。

◎議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（栗崎千代松君） 日程第6、これより議案第42号 4区・五本松・2区井戸尻地区仮置場造成工事請負契約の締結についてを議題とします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（栗崎千代松君） 提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 議場の皆さん、こんにちは。

それでは説明させていただきます。

議案第42号 4区・五本松・2区井戸尻地区仮置場造成工事請負契約の締結についてであります。本案は住宅地等の面的除染を初め、道路、集会所等公共施設の除染作業に伴い排出された放射性物質を含む汚染土壌等を仮置き場に安全に保管するため、工事請負契約を締結するものであります。

工事内容につきましては、堰の上地内の畑約1万4,000平方メートルを造成し、あわせて敷地内の排水路の整備、さらには不法投棄や侵入防止の観点から、仮置き場の周囲にネットフェンスを設置するものであります。

入札につきましては、平成26年3月13日、株式会社平成工業、株式会社ヨシダ建設、株式会社阿部工業、伸和建設株式会社、高田工業株式会社、太田工業株式会社、株式会社あおい矢吹支店の7者による指名競争入札の結果、議案書のとおり5,407万5,000円で矢吹町赤沢632番地5、株式会社平成工業が落札しましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づきまして、議会の議決を経て契約を締結するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（栗崎千代松君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第42号 4区・五本松・2区井戸尻地区仮置場造成工事請負契約の締結についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

◎議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（栗崎千代松君） 日程第7、これより議案第43号 4区・五本松・2区井戸尻地区仮置場管理工事請負

契約の締結についてを議題とします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（栗崎千代松君） 提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは説明させていただきます。

議案第43号 4区・五本松・2区井戸尻地区仮置場管理工事請負契約の締結についてであります。本案は住宅地等の面的除染を初め、道路、集会所等公共施設の除染作業に伴い排出された放射性物質を含む汚染土壌等を仮置き場に安全に保管するため、工事請負契約を締結するものであります。

工事内容につきましては、堰の土地内の畑に造成する約1万4,000平方メートルの敷地内に、汚染土壌等約1トンを1袋とし、約9,000袋を12カ所に分けて保管するための工事となります。

具体的な保管方法としましては、耐候性にすぐれた大型土のう袋（フレキシブルコンテナ）に汚染土壌等を入れ、敷地内に2段から3段に重ね、その上に遮水シートや健全な土を覆うことで放射線を遮蔽するものであり、国が設置する中間貯蔵施設が完成するまでの間、汚染土壌等を安全に保管するものであります。

入札につきましては、平成26年3月13日、株式会社平成工業、株式会社ヨシダ建設、株式会社阿部工業、伸和建設株式会社、高田工業株式会社、太田工業株式会社、株式会社あおい矢吹支店の7者による指名競争入札の結果、議案書のとおり2億1,735万円で矢吹町赤沢632番地5、株式会社平成工業が落札しましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づきまして、議会の議決を経て契約を締結するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（栗崎千代松君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第43号 4区・五本松・2区井戸尻地区仮置場造成工事請負契約の締結についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（栗崎千代松君） 日程第8、発議第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）についてを議題とします。

事務局長に発議第1号の朗読をさせます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（栗崎千代松君） 提出者の説明を求めます。

8番、鈴木一夫君。

〔8番 鈴木一夫君登壇〕

○8番（鈴木一夫君） 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）。

最低賃金制度は、非正規労働者を含むすべての労働者の賃金の最低額を法律により保障するものであり、毎年、中央最低賃金審議会が作成する「目安箱」を参考に各都道府県最低賃金審議会の審議を経て、地域別最低賃金を決定することとされている。

この最低賃金の引き上げについては、2013年政府が決定した「経済財政運営と改革の基本方針」ならびに「日本再興戦略」において、引き上げの意向が示されているとともに、2010年には政労使の代表からなる「雇用戦略対話」において、2020年までの目標として「できるだけ早い時期に全国最低800円（時間額）を確保し、景気状況に配慮しつつ、全国平均1,000円を目指す」ことで合意されている。

最低賃金の引き上げは、全労働者の4割にも達しようとしている非正規労働者の所得の向上に直結し、内需の拡大に寄与することから、日本経済がデフレからの脱却を確固たるものにするためには大幅な引き上げが必要不可欠である。また、本年4月に予定されている消費税率の引き上げが、非正規労働者に与える影響を考えた場合、最低賃金が持つセーフティネット機能を維持するためには最低賃金額の引き上げが必要となる。併せて、福島県の復興を促進させるうえでも、最低賃金の引き上げにより、一定水準の賃金が確保されることは、県内の労働力の確保や若年層を中心とした労働人口の県外流出に歯止めをかけるうえで非常に重要な事である。

現在の福島県最低賃金は、時間額で675円となっているが、この金額は政労使が合意し、目標として掲げた最低額と大きく剥離しているとともに、その水準は2007年からの6年間全国水準で31位と低位で、県内勤労者の賃金水準や経済実勢などと比較しても極めて低く、一般的な賃金の実態に見合った十分な水準の引き上げが極めて重要な課題となっている。

よって、本矢吹町議会は福島県の一層の発展を図るため、最低賃金法の趣旨をふまえ、福島県最低賃金に関する、次の事項について強く要望する。

（1）福島県最低賃金について、「日本再興戦略」ならびに「経済財政運営と改革の基本方針」2010年に行われた「雇用戦略対話」の合意に沿った引き上げを図る。

（2）福島県の復興促進、労働人口の流失に歯止めをかけることを踏まえ、上積みの改正を図る。

(3) 中小・地場産業に対する支援策等を強化し、最低賃金の引き上げを行う環境を整備する。

(4) 一般労働者の賃金引き上げが4月であることから、福島県最低賃金の改定諮問を早期に行い発効日を早めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年3月17日。

内閣総理大臣、安倍晋三殿。厚生労働大臣、田村憲久殿。福島労働局長、河合智則殿。

矢吹町議会議長、栗崎千代松。

○議長（栗崎千代松君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 質疑なしと認め、これにて質疑は終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 討論なしと認め、討論は終結いたします。

これより発議第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）についてを採決いたします。

お諮りいたします。発議第1号、これを提出することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）については提出することに決しました。

◎発言の訂正

○議長（栗崎千代松君） ここで訂正をさせていただきます。

先ほどの議案第43号、4区・五本松・2区井戸尻地区仮置場造成というように発言をいたしました。これは仮置場管理工事請負の誤りでした。訂正いたします。

◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（栗崎千代松君） 日程第9、これより発議第2号 矢吹町議会会議規則の一部を改正する規則（案）を議題とします。

事務局長に発議第2号を朗読させます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（栗崎千代松君） 提出者の説明を求めます。

9番、大木義正君。

〔9番 大木義正君登壇〕

○9番（大木義正君） 矢吹町議会会議規則の一部を改正する規則（案）。

矢吹町議会会議規則（平成3年矢吹町議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「法第115条の2」を「法115条の3」に改める。

第73条第2項中「法第109条の2第4項」を「法第109条第3項」に改める。

第103条中「写真機及び録音機」を「携帯電話機、カメラ、ビデオカメラ、録音機及びその他電子機器」に改める。

附則。

この規則は、公布の日から施行する。

以上であります。

○議長（栗崎千代松君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 質疑なしと認め、これにて質疑は終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 討論なしと認め、討論は終結いたします。

これより発議第2号 矢吹町議会会議規則の一部を改正する規則（案）についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 異議なしと認めます。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

◎発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（栗崎千代松君） 日程第10、これより発議第3号 専決事項の指定についての一部改正する件（案）を議題といたします。

事務局長に発議の朗読をさせます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（栗崎千代松君） 提出者の説明を求めます。

9番、大木義正君。

〔9番 大木義正君登壇〕

○9番（大木義正君） 専決事項の指定についての一部改正する件（案）。

専決事項の指定について（平成8年6月21日議決）の一部を次のように改正する。

本則に次のように加える。

3 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年矢吹町条例第12号）第2条の規定により、議会の議決を経て締結した工事又は製造の請負契約で、次に掲げる要件を全て満たす請負金額の増額、若しくは減額（以下「変更額」という。）に関する変更契約を締結すること。

（1）変更額が、議決を受けた請負金額（以下「議決請負金額」という。）の10分の1以下、かつ、10,000千円以下であること。

（2）議決請負金額からの変更額を累計した額が、議決請負金額の10分の1以下で、かつ、10,000千円以下であること。

以上であります。

○議長（栗崎千代松君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 質疑なしと認め、これにて質疑は終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 討論なしと認め、討論は終結いたします。

これより発議第3号 専決事項の指定についての一部改正する件（案）についてを採決いたします。

お諮りいたします。発議第3号について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休議いたします。

(午後 2時06分)

○副議長（吉田 伸君） それでは皆さん、再開いたします。

(午後 2時15分)

◎日程の追加

○副議長（吉田 伸君） 議長、栗崎千代松さんから議長の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。この際、矢吹町議会議長の辞職についてを日程に追加し、以下順次日程を繰り下げ、議題にいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（吉田 伸君） ご異議なしと認めます。

◎議長の辞職について

○副議長（吉田 伸君） 日程第11、矢吹町議会議長の辞職についてを議題といたします。

栗崎千代松君、退席願います。

〔16番 栗崎千代松君退場〕

○副議長（吉田 伸君） その辞職願を事務局長から朗読させます。

〔事務局長朗読〕

○副議長（吉田 伸君） お諮りいたします。栗崎千代松君の議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（吉田 伸君） ご異議なしと認めます。

よって、栗崎千代松君の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

栗崎千代松君の退席を解きます。

〔16番 栗崎千代松君入場〕

○副議長（吉田 伸君） ここで前議長、栗崎千代松君の退任のご挨拶をお願いいたします。

〔16番 栗崎千代松君登壇〕

○16番（栗崎千代松君） 私の力不足のところがありまして、質疑、審議、議員全員応分に平等にというような環境を整えることができなくて、ご迷惑をおかけいたしました3名の議員さんにおわびを申し上げたいと思います。

そのような私に同僚議員各位からご指導をいただき、ご協力をいただき、そして野崎町長を初め町幹部職員の皆様のご協力をいただきまして、2年間大変重要な経験をさせていただきましたことを心からお礼と感謝を申し上げまして、議長退任のお礼の言葉とさせていただきます。大変ありがとうございました。

○副議長（吉田 伸君） 栗崎議長、長い間ご苦労さまでございました。敬意を表します。

◎日程の追加

○副議長（吉田 伸君） ただいま議長が欠員になりました。

お諮りいたします。この際、矢吹町議会議長選挙についてを日程に追加し、以下順次繰り下げて議題といたします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（吉田 伸君） ご異議なしと認め、矢吹町議会議長選挙を行います。

◎選挙第1号 議長の選挙について

○副議長（吉田 伸君） 日程第12、これより選挙第1号 議長選挙を行います。

事務局長に選挙第1号を朗読させます。

〔事務局長朗読〕

○副議長（吉田 伸君） これより投票に先立ち、議長選挙に関し所信表明を行うため、暫時休議いたします。
(午後 2時20分)

○副議長（吉田 伸君） 再開します。
(午後 2時32分)

○副議長（吉田 伸君） お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条の規定により投票を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（吉田 伸君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は投票により行うことに決定いたしました。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○副議長（吉田 伸君） ただいまの出席議員は16名です。

次に、立会人を指名いたします。

矢吹町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に3番、薄葉好弘君、4番、佐藤幸市君を指名します。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

投票用紙を配付してください。

〔投票用紙配付〕

○副議長（吉田 伸君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（吉田 伸君） 配付漏れなしと認めます。

次に、投票箱の点検をいたします。

〔投票箱点検〕

○副議長（吉田 伸君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いします。

事務局長に点呼を命じます。

〔事務局長点呼、投票〕

○副議長（吉田 伸君） 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（吉田 伸君） 投票漏れなしと認めます。

以上で投票は終了いたしました。

これより開票を行います。

立会人の3番、薄葉好弘君、4番、佐藤幸市君、開票の立ち会いをお願いします。前にお進みください。

事務局職員に開票を命じます。

〔開 票〕

○副議長（吉田 伸君） これより選挙結果を報告いたします。

投 票 総 数 1 6 票

有 効 投 票 1 6 票

無 効 投 票 0 票

有効投票のうち 諸 根 重 男 君 1 1 票

藤 井 精 七 君 5 票

以上のおりであります。

なお、法定得票数は4票であります。

よって、諸根重男君が矢吹町議会議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

○副議長（吉田 伸君） ただいま議長に当選されました13番、諸根重男君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

◎議長就任の承諾及び挨拶

○副議長（吉田 伸君） この際、議長就任の挨拶をお願いします。

〔13番 諸根重男君登壇〕

○議長（諸根重男君） 新議長として、一言ご挨拶申し上げます。

ただいまは大変多くの支持をいただきまして、議長といたしても大変この重責を深く痛感しているところであります。

本日、第379回議会が前栗崎議長のもとで26年度当初予算102億5,000万が議決されました。前栗崎議長には、本当に2年間ありがとうございました。感謝申し上げます。

私も新議長として、一日も早く皆様の期待に沿うよう、努力を重ね粉骨砕身で頑張る所存であります。今後ともご指導、ご鞭撻、そしてご協力のほどをお願いいたしまして、簡単ではございますが私の議長就任の挨拶にかえさせていただきます。よろしく申し上げます。ありがとうございました。

○副議長（吉田 伸君） それでは諸根議長、議長席にご着任をお願いします。そして、私の進行に協力していただきまして、まことにありがとうございました。感謝いたします。

それでは議長を交代します。諸根議長、どうぞ。

〔副議長、議長と交代〕

○議長（諸根重男君） ただいま議長を交代いたしました。ここで暫時休議します。

（午後 2時46分）

○議長（諸根重男君） 再開いたします。

（午後 2時53分）

◎日程の追加

○議長（諸根重男君） 副議長吉田伸君から副議長の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。この際、矢吹町議会副議長の辞職についてを日程に追加し、以下順次繰り下げて議題にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

◎副議長の辞職について

○議長（諸根重男君） 日程第13、矢吹町議会副議長の辞職についてを議題といたします。

吉田伸君、退席願います。

〔15番 吉田 伸君退場〕

○議長（諸根重男君） その辞職願を事務局長から朗読させます。

〔事務局長朗読〕

○議長（諸根重男君） お諮りいたします。吉田伸君の副議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、吉田伸君の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

吉田伸君の退席を解きます。

〔15番 吉田 伸君入場〕

○議長（諸根重男君） ここで、前副議長吉田伸君に退任のご挨拶をお願いいたします。

〔15番 吉田 伸君登壇〕

○15番（吉田 伸君） 皆さん、栗崎議長ともども2年間大変にお世話になりました。

私は根がシャイなものですから、本来ですと。そのシャイをごまかすために、ただ長くしゃべっているだけです。大変長くお世話になりました。ありがとうございました。

◎日程の追加

○議長（諸根重男君） ただいま副議長が欠員になりました。

お諮りいたします。この際、矢吹町議会副議長選挙についてを日程に追加し、以下順次繰り下げて議題にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認め、矢吹町議会副議長選挙を行います。

◎選挙第2号 副議長の選挙について

○議長（諸根重男君） 日程第14、これより選挙第2号 副議長選挙を行います。

事務局長に選挙第2号を朗読させます。

〔事務局長朗読〕

○議長（諸根重男君） これより投票に先立ち、副議長選挙に関し所信表明を行うため、暫時休議します。

（午後 2時54分）

○議長（諸根重男君） 再開いたします。

（午後 3時07分）

○議長（諸根重男君） お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条の規定により投票により行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は投票により行うことに決定いたしました。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（諸根重男君） ただいまの出席議員数は16名であります。

次に、立会人の指名をいたします。

矢吹町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に3番、薄葉好弘君、4番、佐藤幸市君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

〔投票用紙配付〕

○議長（諸根重男君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 配付漏れなしと認めます。

次に、投票箱の点検をいたします。

〔投票箱点検〕

○議長（諸根重男君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

事務局長に点呼を命じます。

〔事務局長点呼、投票〕

○議長（諸根重男君） 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 投票漏れなしと認めます。

以上で投票は終了いたしました。

これより開票を行います。

立会人の3番、薄葉好弘君、4番、佐藤幸市君、開票の立ち会いをお願いします。前にお進みください。

事務局職員に開票を命じます。

〔開 票〕

○議長（諸根重男君） これより開票結果を報告いたします。

投 票 総 数 1 6 票

有 効 投 票 1 6 票

無 効 投 票 0 票

有効投票のうち 鈴木一夫君 11票

安井敬博君 5票

以上のとおりであります。

よって、鈴木一夫君が矢吹町議会副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（諸根重男君） ただいま副議長に当選されました鈴木一夫君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

◎副議長就任の承諾及び挨拶

○議長（諸根重男君） この際、副議長就任のご挨拶をお願いします。

〔8番 鈴木一夫君登壇〕

○副議長（鈴木一夫君） まずは、ご支援ありがとうございました。

副議長という重責に対し、その責任の重さを痛感しております。議長を支え、皆様のご協力を仰ぎながら、議会運営の一助となるべく誠心誠意努力をし、議会運営を進めていけるよう頑張りたい、一生懸命やりたいというふうに思います。皆様のご協力、ご指導をよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○議長（諸根重男君） 以上でご挨拶を終わります。

ここで議会運営委員会を開催するため暫時休議いたします。

（午後 3時18分）

○議長（諸根重男君） 再開いたします。

（午後 3時55分）

◎会議時間の延長について

- 議長（諸根重男君） 本議会の時間の延長をしたいと思います。これにご異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
-

◎日程の追加

- 議長（諸根重男君） それでは次に、追加議案等の取り扱いについては、先ほど議会運営委員会において審議されましたので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員長、9番、大木義正君。

〔9番 大木義正君登壇〕

- 9番（大木義正君） ただいま開催されました議会運営委員会の結果についてご報告いたします。

先ほど正副議長選挙が行われ、議席の変更が必要であり、議席の指定についての議題を全体審議とすることに協議が成立いたしました。

以上で議会運営委員会からの報告を終了いたします。よろしくお願いいたします。

- 議長（諸根重男君） お諮りいたします。ただいま委員長報告のとおり、これを本日の日程第15の前に追加し、それ以降の既定の日程は順次繰り下げて議題にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、これを日程に追加し、議題とすることに決しました。

◎議席の指定

- 議長（諸根重男君） 日程第15、これより議席の指定を行います。

議席は、議会議事規則第4条第3項の規定により、正副議長選挙の結果に基づき再指定いたします。

事務局長に議席番号と氏名を朗読させます。

事務局長。

- 議会事務局長（須藤源太君） 1番、安井敬博議員。2番、薄葉好弘議員。3番、加藤宏樹議員。4番、佐藤幸市議員。5番、鈴木隆司議員。6番、青山英樹議員。7番、竹元孝夫議員。8番、大木義正議員。9番、熊田宏議員。10番、栗崎千代松議員。11番、角田秀明議員。12番、吉田伸議員。13番、柏村栄議員。14番、藤井精七議員。15番、鈴木一夫議員。16番、諸根重男議員。

以上です。

- 議長（諸根重男君） ただいま事務局長朗読のとおり議席を指定させていただきます。

なお、議席がえにつきましては……

〔発言する者あり〕

- 議長（諸根重男君） わかりました。それではちょっと暫時休議いたします。

（午後 3時59分）

○議長（諸根重男君） 再開いたします。

（午後 4時19分）

○議長（諸根重男君） 先ほどの議席番号の考え方については、基本的には平成24年4月4日の臨時議会での仮議席番号を参考にさせていただいております。

なお、2番、3番については、議席の変更については、議会活性化の観点から配慮したもので、議長より会議規則第4条の規定により議長の指定といたします。

ただいま事務局長朗読のとおり議席を指定させていただきます。

なお、議席がえにつきましては、氏名表及び電光掲示板の修正等もありますので、本定例会終了までは現在の議席でお願いいたします。

◎選任第1号 常任委員会委員の選任について

○議長（諸根重男君） これより日程第16、選任第1号 常任委員会委員の選任について、議会委員会条例第7条第1項の規定により議長において指名いたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

事務局長に委員会の朗読をさせます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（諸根重男君） ただいま事務局長朗読のとおり指名することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、総務常任委員会委員、文教厚生常任委員会委員、産業建設常任委員会委員は、事務局長朗読のとおり決しました。

ここで暫時休議いたします。

〔発言する者あり〕

○議長（諸根重男君） 名前は。

○議会事務局長（須藤源太君） それでは、各常任委員会の委員の氏名を朗読させていただきます。

総務常任委員会、6名。

吉田 伸 委員 諸根重男 委員

熊田 宏 委員 薄葉好弘 委員

加藤宏樹 委員 安井敬博 委員

文教厚生常任委員会委員、5名

藤井精七 委員 大木義正 委員

鈴木 一 夫 委員 竹 元 孝 夫 委員
佐 藤 幸 市 委員

産業建設常任委員会、5名

栗 崎 千代松 委員 柏 村 栄 委員
角 田 秀 明 委員 青 山 英 樹 委員
鈴 木 隆 司 委員

以上です。

○議長（諸根重男君） ここで暫時休議いたします。

(午後 4時22分)

○議長（諸根重男君） 再開いたします。

(午後 4時45分)

◎選任第2号 議会運営委員会委員の選任について

○議長（諸根重男君） 日程第17、これより選任第2号 議会運営委員会委員の選任を行います。

事務局長に選任第2号を朗読させます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議会事務局長（須藤源太君） 氏名を読み上げます。

議会運営委員会委員。

吉 田 伸 委員 熊 田 宏 委員
藤 井 精 七 委員 大 木 義 正 委員
鈴 木 隆 司 委員 青 山 英 樹 委員

[発言する者あり]

○議会事務局長（須藤源太君） 議会運営委員会の名簿……。

以上です。

○議長（諸根重男君） 議会運営委員会委員の選任について、議会委員会条例第7条第1項の規定により、議長
において指名いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認め、よって、議会運営委員会委員は事務局長朗読のとおり決しました。

◎選任第3号 議会広報編集委員会委員の選任について

○議長（諸根重男君） 日程第18、これより選任第3号 議会広報編集委員会委員の選任を行います。

事務局長に選任第3号を朗読させます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（諸根重男君） 議会広報編集委員会委員の選任について、議会広報の発行に関する規程第2号の規定により、議長において指名いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

事務局長に委員名の朗読をさせます。

事務局長。

○議会事務局長（須藤源太君） 議会広報編集委員会委員。

薄 葉 好 弘 委員 安 井 敬 博 委員

鈴 木 一 夫 委員 大 木 義 正 委員

栗 崎 千 代 松 委員 鈴 木 隆 司 委員

以上です。

○議長（諸根重男君） ただいま事務局長朗読のとおり指名することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、議会広報編集委員会委員は事務局長朗読のとおり決しました。

暫時休議いたします。

（午後 4時49分）

○議長（諸根重男君） 再開いたします。

（午後 4時49分）

◎日程の追加

○議長（諸根重男君） 栗崎千代松君、吉田伸君から、白河地方広域市町村圏整備組合議会議員の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。この際、白河地方広域市町村圏整備組合議会議員の辞職についてを日程に追加し、以下順次繰り下げて議題にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

◎白河地方広域市町村圏整備組合議会議員の辞職について

○議長（諸根重男君） 日程第19、白河地方広域市町村圏整備組合議会議員の辞職についてを議題といたします。

栗崎千代松君、吉田伸君、退席願います。

〔16番 栗崎千代松君、15番 吉田 伸君退場〕

○議長（諸根重男君） その辞職願を事務局長から朗読させます。

〔事務局長朗読〕

○議長（諸根重男君） お諮りいたします。栗崎千代松君及び吉田伸君の白河地方広域市町村圏整備組合議会議員の辞職を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、栗崎千代松君及び吉田伸君の白河地方広域市町村圏整備組合議会議員の辞職を許可することに決定いたしました。

〔16番 栗崎千代松君、15番 吉田 伸君入場〕

◎日程の追加

○議長（諸根重男君） ただいま白河地方広域市町村圏整備組合議会議員が欠員になりました。

お諮りいたします。この際、白河地方広域市町村圏整備組合議会議員選挙についてを日程に追加し、以下順次繰り下げて議題としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） はい。

○11番（角田秀明君）

〔「賛成」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎選挙第3号 白河地方広域市町村圏整備組合議会議員の選挙について

○議長（諸根重男君） ただいま11番、角田秀明議員から、前例としても議長、副議長が整備組合に行くということで、これでご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ありがとうございます。

それでは、私と鈴木一夫議員が白河地方広域市町村圏整備組合の議員となりました。

ありがとうございました。

それでは事務局員の退出になります。ご苦労さまでございました。

◎閉会中の継続調査の申し出について

○議長（諸根重男君） 日程第21、これより閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

お手元に配付いたしました資料のとおり、総務常任委員会、文教厚生常任委員会、産業建設常任委員会の各常任委員会により、委員長及び副委員長の互選並びに所管事務調査、議会運営委員会より委員長及び副委員長の互選並びに次回定例会の運営協議、議会広報編集委員会から委員長及び副委員長の互選並びに議会広報の編集方針等の協議のため、会期外付託の申し出がございます。

お諮りいたします。各委員会申し出のとおり、会期外付託とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、総務常任委員会、文教厚生常任委員会、産業建設常任委員会の各常任委員会により委員長及び副委員長の互選並びに所管事務調査、議会運営委員会より委員長及び副委員長の互選並びに次回定例会の運営協議、議会広報編集委員会から委員長及び副委員長の互選並びに議会広報の編集方針等の協議のため、会期外付託の申し出のとおりとすることに決しました。

◎議員の派遣について

○議長（諸根重男君） 日程第22、これより議員派遣についてを議題といたします。

会議規則第122条第1項の規定により、別紙のとおり議員の派遣をいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、別紙のとおり派遣することに決しました。

以上で本日の議案審議は全部終了いたしました。

◎町長発言

○議長（諸根重男君） 続きまして、町長より発言を求められておりますので、これを許します。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 発言をお許しいただき、ありがとうございます。

さて、本定例会において提出いたしました議案が、議長を初め議員の皆様のご理解のもと、全議案原案どおり可決いただきましたことに改めてお礼を申し上げます。

また、本定例会におきまして、第23代議長としてご就任されました諸根重男議長、第23代副議長としてご就任されました鈴木一夫副議長に心からお祝いを申し上げます。

現在、地方自治運営を取り巻く環境は厳しいものがございますが、今後とも議会のご意見等を伺いながら、町民の負託に応えるよう努めてまいりますので、諸根重男議長、鈴木一夫副議長におかれましては議会の円滑な運営はもとより、町政全般にわたりましてご指導、ご鞭撻のほどを心からお願い申し上げたいと思います。

また、栗崎千代松前議長、吉田伸前副議長におかれましては、2年の在任期間中、円滑な議会運営、また本町の重要課題、重要施策の推進に格別のご指導、ご支援、ご協力を賜り、町民福祉の向上と町政の発展にご貢献いただきました。まことにありがとうございました。

今後におかれましても、町政のさらなる発展のため、ご指導、ご鞭撻のほど心からお願い申し上げますとともに、そのご苦勞に町民を代表して感謝申し上げます。重ねてお礼申し上げます。本当にありがとうございました。

以上をもちまして、私からの発言とさせていただきます。ありがとうございました。

◎議長発言

○議長（諸根重男君） それでは、私から一言お礼の言葉を申し上げたいと存じます。

今定例会を最後に退職される町管理職の方々が議場におられますので、一言お礼を申し上げたいと思います。

議会事務局長、須藤源太さん、都市建設課長、藤田豊さん、生涯学習課長、近藤尚一さん、産業振興課長兼農業委員会事務局長、圓谷誠さん、上下水道課長、円谷清茂さん、教育次長兼学校教育課長、陳野秀敏さんにおかれましては、町政進展にご尽力いただき、かつ議会運営及び審議に多大なご協力、ご指導をいただき、心から感謝申し上げる次第であります。

皆様のそれぞれの在職中の功績は、町政の歴史に刻まれるものと確信しております。今後は健康に十分留意され、生活を楽しみ、人生を謳歌されますようお願いするとともに、長い経験を生かされ、町政と議会活動に温かいご指導、ご協力をいただけますようお願い申し上げますお礼の言葉といたします。

長きにわたり、まことにありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（諸根重男君） 以上で本定例会の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

なお、引き続き議員控室において全員協議会を開催いたします。

これにて第379回矢吹町議会定例会を閉会といたします。

ご協力まことにありがとうございました。

(午後 5時01分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成26年7月22日

議 長 諸 根 重 男

前 議 長 栗 崎 千 代 松

前 副 議 長 吉 田 伸

署 名 議 員 青 山 英 樹

署 名 議 員 竹 元 孝 夫